

2024

消防年報

札幌市消防局 No. 72

本書を利用される方へ

1. この年報は、本市の消防事情を紹介するとともに、今後の消防行政運営上の参考として役立たせるために、基本的な統計資料を中心に収録したものである。
2. この年報は、令和5年の資料を主に収録し、比較対象として過去数年間の統計を掲げている。
3. この年報において、令和5年中とあるのは暦年間（1月から12月）、令和5年度中とあるのは会計年度間（4月から翌年3月）、令和何年何月何日現在とあるのは、その日現在の事実である。
4. 人口、世帯数及び面積については、本市まちづくり政策局の資料によるものである。
なお、人口については、特に記載のない限り住民基本台帳に基づいている。
5. 統計表に使用している符号は次のとおりである。
 - 皆無又は該当数字のないもの
 - … 資料がなく数字の得られないもの
 - △ 減を示したもの

目 次

総 務

管 内 情 勢	1
消防施設配置図	2
組 織		
消防局・消防署の機構	3
消防局の機構と事務分掌	3
消防署の機構と事務分掌	4
職 員		
概 要	5
職 員 定 数	5
職員配置状況（現員）	6
職員年齢状況	7
職員勤続年数状況	8
職員任免状況	9
資格（特殊技能）取得状況	9
予 算		
消 防 予 算	10
令和6年度主要事業概要	11
施 設		
消防施設の概要	12
消防ヘリコプター	16
消防車両配置状況	17
研 修・訓 練		
研修実施概要	18
消防職員研修の方針	21
学校研修実施状況	22
部研修実施状況	23
委託研修（消防大学校研修）実施状況	23
委託研修（資格取得研修）実施状況	24
市民見学等の対応状況	24

研究・開発

消防科学研究所における研究・開発業務の概要	25
-----------------------	----

音 楽 隊

音楽隊の概要	26
音楽隊活動状況	26
音楽隊員配置状況	26

予 防

火 災 予 防

火災予防の概要	27
予防広報状況	28
幼年・少年消防クラブの結成状況	29
幼年・少年消防クラブの活動状況	30

査 察

指定対象物状況	31
指定対象物立入検査実施状況	32
防火管理者の選任と消防計画の届出状況	33
各種届出状況	33
高層建築物等状況	33

消 防 同 意

建築物の同意処理状況の推移	34
消防同意事務処理状況	35

危 険 物

危険物施設状況	36
危険物施設立入検査・指導実施状況	37
危険物関係事務処理状況	38

防火協力団体

札幌防火委員会連合会（各区防火委員会）	40
各区少年消防クラブ協議会	40
札幌防火管理者協会	41
札幌危険物安全協会	41
札幌石油燃焼器具整備業協議会	42

ガス・火薬

ガス関係事業所等状況	43
ガス関係申請・届出状況	44
火薬関係事業所等状況	45
火薬関係申請・届出状況	45

火 災

火 災

火災の概要	46
火災発生状況	47
区別火災件数	47
原因別火災件数	48

警 防

警 防

警防活動の概要	49
行政区別火災出動状況	50
月別火災防ぎよ状況	50
行政区別火災以外（危険排除）の出動状況	51
主要警防資機材現有状況	52

水 利

消防水利の概要	54
消防水利状況	54
消防水利一覧	55

救 急

救急業務の概要	56
救急業務状況	58
救急業務の推移	59
行政区別・月別・曜日別救急出動状況	60
救急隊別出動状況	61
時間別救急出動状況	62
性別・年代別搬送状況	63
事故種別救急状況	64
市内・市外・国外居住別・診療科目別搬送状況	66

医療機関別搬送状況	66
事故別不搬送扱いの内容	67
救急隊員が行った応急処置	67
応急手当に関する各種講習実施状況	68

救 助

救助業務の概要	69
救助出動・事故種別比較	69
救助出動・活動状況	70
要因別救助活動状況	71
行政区別救助出動状況	72

航 空

航空業務の概要	73
月別ヘリコプター活動状況	73
ヘリコプター活動状況	74
月別飛行時間	74
災害種別出動件数	75
災害活動以外業務別飛行件数	76

指 令

指令業務の概要	77
通報受付状況	78

応 援 協 定

応援協定の概要	79
応援協定に基づく出動状況	79

消 防 団

消 防 团

消防団の概要	80
消防団員定員現員状況	81
消防団員任免状況	81
消防団員表彰状況	82
消防団員出動状況	82
研修・訓練実施状況	83
年齢別消防団員数	84
勤続年数別消防団員数	84

職業別消防団員数	85
消防団施設・機器配置状況	85

付 錄

沿革	86
歴代消防局長	116
札幌市消防団・分団の変遷	117
消防職・団員数などの推移(1)	118
消防職・団員数などの推移(2)	119
主要原因別火災件数の推移(1)	121
主要原因別火災件数の推移(2)	123
救急業務の推移(1)	125
救急業務の推移(2)	127

總務

管 内 情 勢

北海道の西部に広がる石狩平野の南西部に位置する本市は、北海道開拓の拠点として創建され、以来140年余りの間に、190万人を超える人口を擁する大都市に成長し、行政、経済、文化などあらゆる分野で日本における北の中核都市としての役割を果している。

また、年々都市化が進展し、都市部における中高層建築物の増加や地下施設等の拡大、周辺部においては団地、住宅地などの整備が進むなど、都市の様相は日ごとに変化している状況にある。

本市の行政区面積、世帯数、人口などは下記のとおりである。

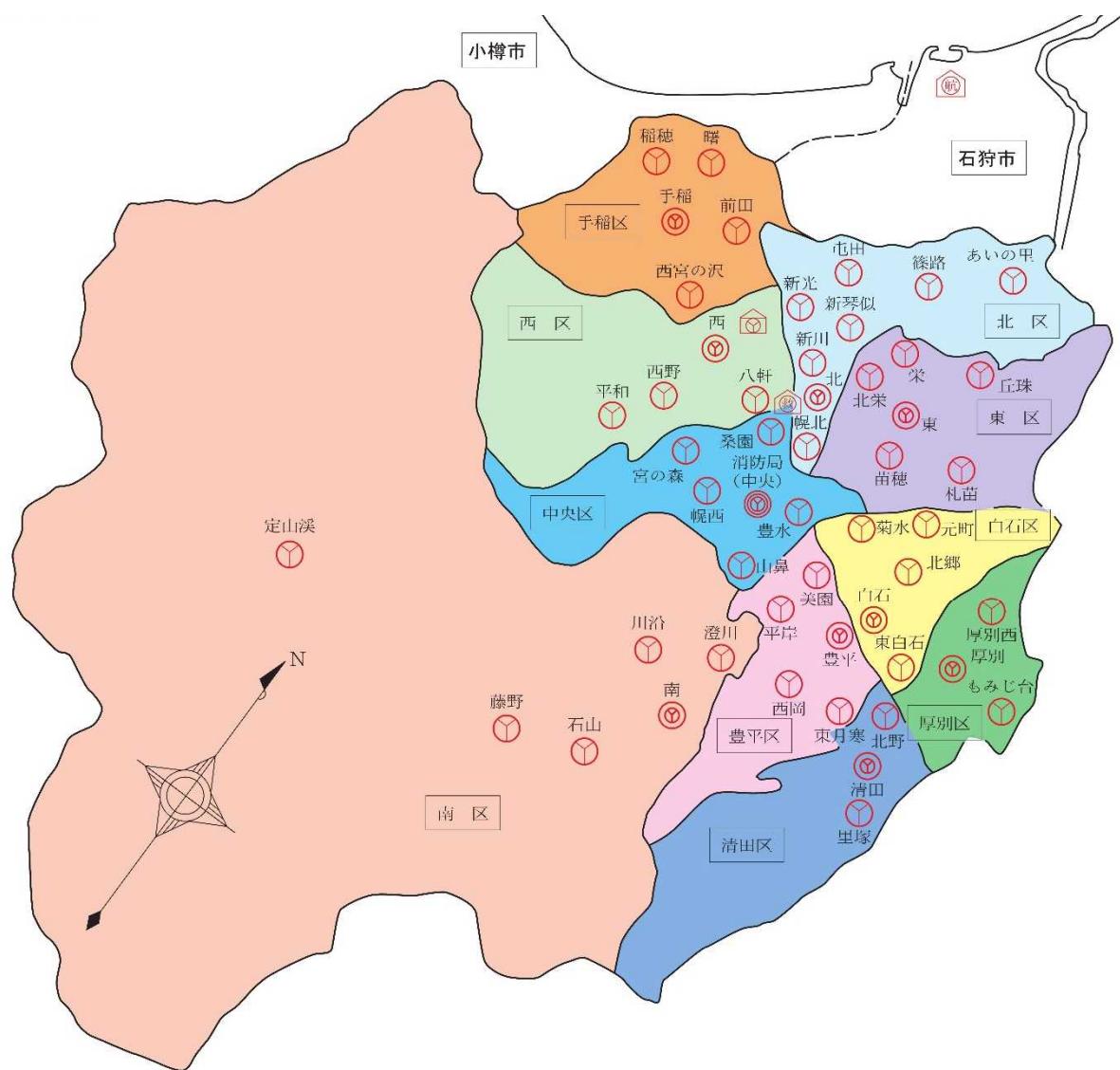
(令和6年4月1日現在)

消防署	管轄区域	総面積 (km ²)	世帯	人口
総数	一	1,121.26	1,106,405	1,953,592
中	中央区	46.42	152,915	244,543
北	北区	63.57	156,359	283,536
東	東区	56.97	146,832	260,193
白	石狩区	34.47	128,239	213,345
厚	厚別区	24.38	67,051	123,589
豊	豊平区	46.23	135,260	226,591
清	清田区	59.87	53,668	109,690
南	南区	657.48	73,356	133,596
西	西区	75.10	121,212	218,378
手	手稲区	56.77	71,513	140,131

(令和6年4月1日現在)

消防局・署	出張所	消防吏員	1 km ² 当たり		消防吏員1人当たり			
			世帯	人口	面積(km ²)	世帯	人口	
総数	41	1,726	987	1,742	0.65	641	1,132	
消防局	—	189	—	—	—	—	—	
中	中央	5	199	3,294	5,268	0.23	768	1,229
北		7	209	2,460	4,460	0.30	748	1,357
東		5	180	2,577	4,567	0.32	816	1,446
白	石	4	158	3,720	6,189	0.22	812	1,350
厚	別	2	109	2,750	5,069	0.22	615	1,134
豊	平	4	153	2,926	4,901	0.30	884	1,481
清	田	2	93	896	1,832	0.64	577	1,179
南		5	170	112	203	3.87	432	786
西		3	144	1,614	2,908	0.52	842	1,517
手	稲	4	122	1,260	2,468	0.47	586	1,149

消防施設配置図（令和6年4月1日現在）



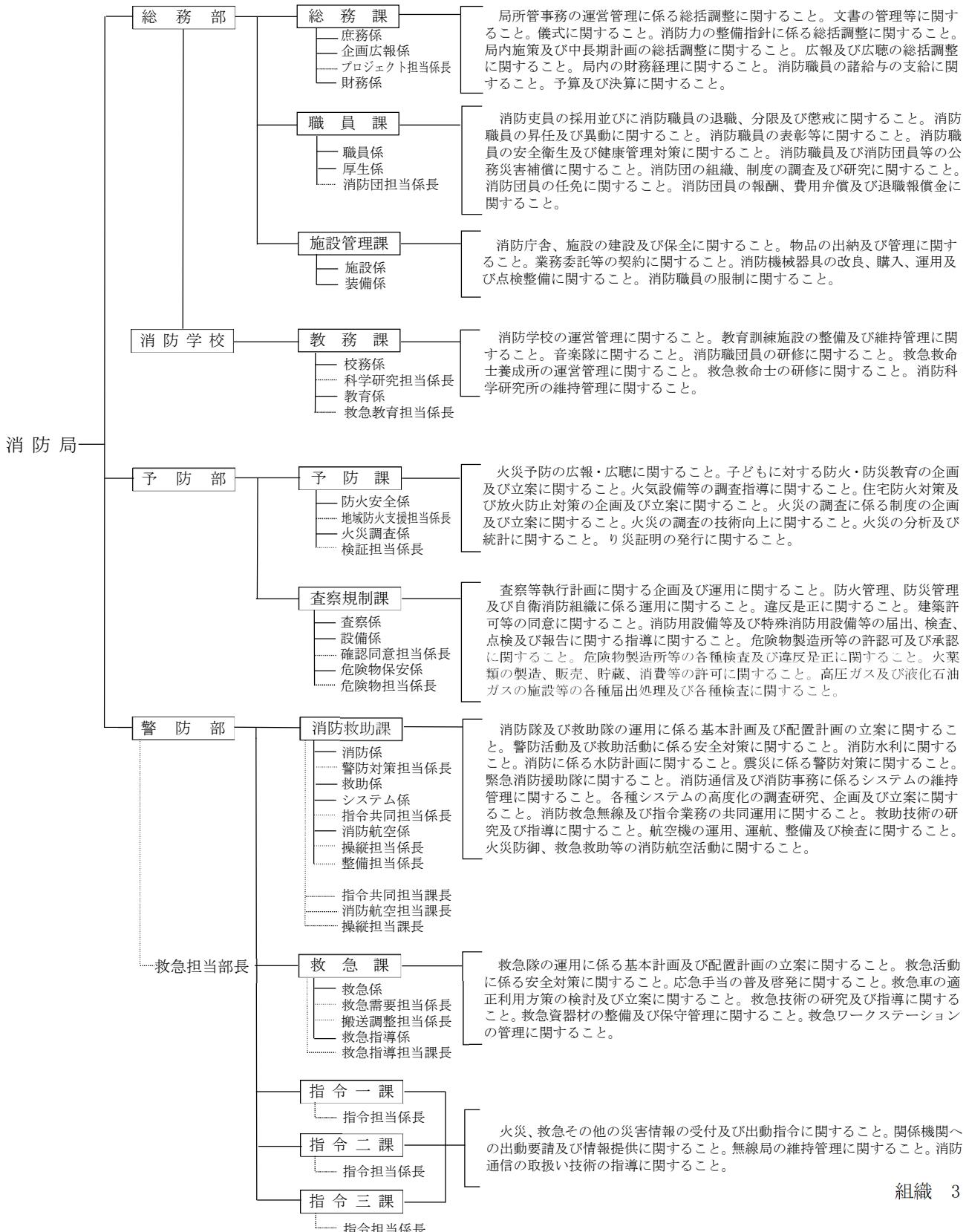
	一	区 界	
凡 例		消防局 (中央消防署併設)	1
		消防署 (中央署を含まない)	9
		出張所	41
		消防学校	
		消防科学研究所	1
		救急救命士養成所	
		航空隊	1
		救急ワーク ステーション	1

組 織

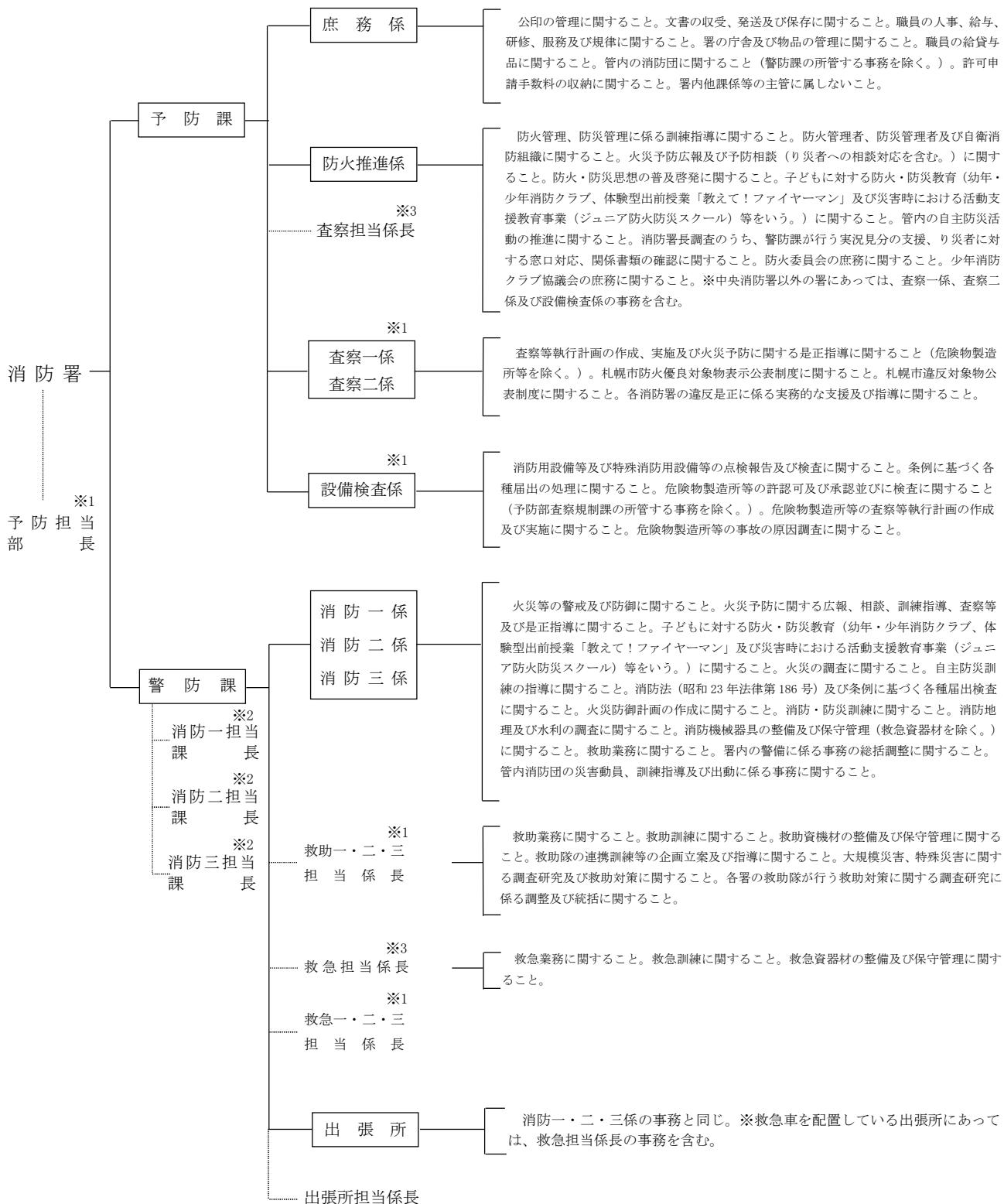
消防局・消防署の機構

本市消防は、消防局（本部）及び1行政区1消防署制からなり、消防局は3部1消防学校11課20係、消防署は10消防署（各署2課5係〔中央署は8係〕）41出張所で構成され、令和6年度職員定数は1,733人で、現有数1,733人となっている。

消防局の機構と事務分掌（令和6年4月1日現在）



消防署の機構と事務分掌（令和6年4月1日）



※1 中央消防署のみ

※2 厚別消防署、清田消防署、南消防署、手稲消防署を除く

※3 中央消防署を除く

職 員

概 要

1. 職員定数と配置状況

令和6年度の職員定数は1,733人であり、うち1,724人が消防吏員である。

令和6年4月1日現在の消防吏員の現員数は、消防局189人、消防署1,537人の計1,726人、定数外となるその他の出向（派遣・休職・初任教育等の職員等）の消防吏員数は、計80人である。

2. 任 用 状 況

令和5年度の採用試験は、受験者総数398人を対象に実施し、大学の部25人、短大の部14人、高校の部16人の55人が合格し、うち52人を採用した。

また、消防吏員の昇任試験については、受験者総数711人（うち1次免除者17人）を対象に実施し、消防司令試験15人、消防司令補試験27人、消防士長試験33人が合格している。

消防吏員の再任用については、令和6年4月1日から88名（任期更新のみ）をフルタイムで再任用した。

職員定数（過去5年間）

（単位：人）

年 度	総 数	消防吏員	消 防 事 務 職 員 等		
			事 務	技 術	業務・技能
令和 2	1,733	1,723	10	-	-
3	1,733	1,723	10	-	-
4	1,733	1,723	10	-	-
5	1,733	1,723	10	-	-
6	1,733	1,724	9	-	-

職員配置状況（現員）（令和6年4月1日現在）

(単位：人)

所 属	総 数	消 防 吏 員									消 防 事 務 職 員 等						技能職員	
		計	局長職	部長職	課長職	係長職	一般職				計	事務・技術職員				業務職員		
			消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長		局長職	部長職	課長職	係長職	一般職		
総 数	1,733	1,726	1	6	9	51	225	480	561	-	393	7	-	1	1	1	4	-
総務部	66	62	1	1	-	4	16	29	11	-	-	4	-	1	-	-	3	-
総務課	21	18	1	-	-	1	4	9	3	-	-	3	-	1	-	-	2	-
職員課	13	13	-	-	-	1	4	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設管理課	15	14	-	-	-	1	2	7	4	-	-	1	-	-	-	-	1	-
教務課	17	17	-	1	-	1	6	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
予防部	42	41	-	1	-	2	9	17	12	-	-	1	-	-	-	-	1	-
予防課	19	18	-	1	-	1	4	7	5	-	-	1	-	-	-	-	1	-
検察規制課	23	23	-	-	-	1	5	10	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警防部	87	86	-	1	1	8	15	35	26	-	-	1	-	-	-	-	1	-
消防救助課	31	30	-	1	-	4	8	13	4	-	-	1	-	-	-	-	1	-
救急課	17	17	-	-	1	1	4	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指令一課	13	13	-	-	-	1	1	4	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指令二課	13	13	-	-	-	1	1	4	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指令三課	13	13	-	-	-	1	1	4	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央消防署	199	199	-	1	1	5	25	58	62	-	47	-	-	-	-	-	-	-
予防課	28	28	-	1	1	1	5	11	8	-	1	-	-	-	-	-	-	-
警防課	171	171	-	-	-	4	20	47	54	-	46	-	-	-	-	-	-	-
北消防署	209	209	-	1	-	5	26	54	67	-	56	-	-	-	-	-	-	-
予防課	17	17	-	1	-	1	4	5	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-
警防課	192	192	-	-	-	4	22	49	63	-	54	-	-	-	-	-	-	-
東消防署	181	180	-	-	1	3	20	47	61	-	48	1	-	-	1	-	-	-
予防課	18	17	-	-	1	-	4	6	4	-	2	1	-	-	1	-	-	-
警防課	163	163	-	-	-	3	16	41	57	-	46	-	-	-	-	-	-	-
白石消防署	158	158	-	-	1	5	19	40	54	-	39	-	-	-	-	-	-	-
予防課	17	17	-	-	1	1	4	8	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	141	141	-	-	-	4	15	32	51	-	39	-	-	-	-	-	-	-
厚別消防署	109	109	-	-	1	3	13	26	38	-	28	-	-	-	-	-	-	-
予防課	13	13	-	-	1	2	3	5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	96	96	-	-	-	1	10	21	36	-	28	-	-	-	-	-	-	-
豊平消防署	153	153	-	1	-	5	16	41	51	-	39	-	-	-	-	-	-	-
予防課	17	17	-	1	-	1	3	5	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	136	136	-	-	-	4	13	36	44	-	39	-	-	-	-	-	-	-
清田消防署	93	93	-	-	1	2	14	23	31	-	22	-	-	-	-	-	-	-
予防課	12	12	-	-	1	1	3	2	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-
警防課	81	81	-	-	-	1	11	21	27	-	21	-	-	-	-	-	-	-
南消防署	170	170	-	-	1	2	19	44	55	-	49	-	-	-	-	-	-	-
予防課	14	14	-	-	1	1	3	5	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-
警防課	156	156	-	-	-	1	16	39	52	-	48	-	-	-	-	-	-	-
西消防署	144	144	-	-	1	5	15	37	52	-	34	-	-	-	-	-	-	-
予防課	15	15	-	-	1	1	3	6	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-
警防課	129	129	-	-	-	4	12	31	49	-	33	-	-	-	-	-	-	-
手稻消防署	122	122	-	-	1	2	18	29	41	-	31	-	-	-	-	-	-	-
予防課	14	14	-	-	1	1	4	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警防課	108	108	-	-	-	1	14	26	36	-	31	-	-	-	-	-	-	-
その他計	83	80	-	-	1	3	6	5	11	-	54	3	-	-	1	1	1	-
派遣（財団）	4	2	-	-	1	-	-	1	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-
研修派遣等	5	5	-	-	-	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市長部局に向	8	8	-	-	-	2	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新採用職員	52	52	-	-	-	-	-	-	-	-	52	-	-	-	-	-	-	-
休職・育児休業	14	13	-	-	-	-	-	-	11	-	2	1	-	-	-	1	-	-

職員年齢状況（令和6年4月1日現在）

(単位：人)

年齢	比率 %	総 数	消防吏員									消防事務職員等				
			計	局長職	部長職		課長職	係長職	一般職				計	事務・技術職員	業務職員	技能職員
				消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士				
平均年齢	-	40.01	40.01	59.11	57.06	55.06	54.05	50.09	46.07	36.04	-	28.10	40.00	40.00	-	-
総 数	100	1,733	1,726	1	6	9	51	225	480	561	-	393	7	7	-	-
18歳	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19歳	0.6	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-
20歳	0.6	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-
21歳	1.0	17	17	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	-	-	-
22歳	1.7	29	29	-	-	-	-	-	-	-	-	29	-	-	-	-
23歳	2.6	45	45	-	-	-	-	-	-	-	-	45	-	-	-	-
24歳	1.9	33	33	-	-	-	-	-	-	-	-	33	-	-	-	-
25歳	3.2	55	55	-	-	-	-	-	-	-	-	55	-	-	-	-
26歳	3.2	56	56	-	-	-	-	-	-	-	7	49	-	-	-	-
27歳	2.9	51	51	-	-	-	-	-	-	17	-	34	-	-	-	-
28歳	3.1	53	51	-	-	-	-	-	-	26	-	25	2	2	-	-
29歳	3.2	55	55	-	-	-	-	-	-	38	-	17	-	-	-	-
30歳	2.8	48	48	-	-	-	-	-	-	35	-	13	-	-	-	-
31歳	3.0	52	52	-	-	-	-	-	-	44	-	8	-	-	-	-
32歳	3.6	62	62	-	-	-	-	-	2	57	-	3	-	-	-	-
33歳	3.4	59	58	-	-	-	-	-	7	48	-	3	1	1	-	-
34歳	2.8	51	51	-	-	-	-	-	12	39	-	-	-	-	-	-
35歳	3.8	66	66	-	-	-	-	-	16	48	-	2	-	-	-	-
36歳	3.6	62	61	-	-	-	-	-	24	36	-	1	1	1	-	-
37歳	4.3	75	75	-	-	-	-	2	39	33	-	1	-	-	-	-
38歳	2.6	45	45	-	-	-	-	-	29	16	-	-	-	-	-	-
39歳	2.7	46	45	-	-	-	-	2	26	17	-	-	1	1	-	-
40歳	1.9	33	33	-	-	-	-	6	21	6	-	-	-	-	-	-
41歳	1.8	32	32	-	-	-	-	9	17	6	-	-	-	-	-	-
42歳	1.6	28	28	-	-	-	-	8	14	6	-	-	-	-	-	-
43歳	1.8	32	32	-	-	-	-	9	16	7	-	-	-	-	-	-
44歳	1.3	23	23	-	-	-	-	8	9	6	-	-	-	-	-	-
45歳	1.6	28	28	-	-	-	1	8	18	-	-	1	-	-	-	-
46歳	1.9	33	33	-	-	-	-	13	16	4	-	-	-	-	-	-
47歳	2.3	39	39	-	-	-	2	18	16	3	-	-	-	-	-	-
48歳	1.7	30	30	-	-	-	-	10	16	4	-	-	-	-	-	-
49歳	2.2	38	38	-	-	-	3	12	20	3	-	-	-	-	-	-
50歳	2.4	41	41	-	-	1	4	18	14	3	-	1	-	-	-	-
51歳	1.9	33	33	-	-	-	1	11	16	5	-	-	-	-	-	-
52歳	1.8	31	31	-	-	-	9	11	6	5	-	-	-	-	-	-
53歳	2.2	38	38	-	-	1	3	14	18	1	-	1	-	-	-	-
54歳	1.5	26	26	-	1	1	4	7	6	6	-	1	-	-	-	-
55歳	1.6	27	26	-	-	1	3	8	9	5	-	-	1	1	-	-
56歳	1.7	29	29	-	1	2	5	6	5	5	-	5	-	-	-	-
57歳	0.9	15	15	-	1	2	5	2	3	1	-	1	-	-	-	-
58歳	1.7	30	29	-	1	-	4	5	13	5	-	1	1	1	-	-
59歳	2.2	38	38	1	2	1	5	11	12	5	-	1	-	-	-	-
60歳	2.3	40	40	-	-	-	1	16	14	3	-	6	-	-	-	-
61歳	1.6	27	27	-	-	-	1	6	12	2	-	6	-	-	-	-
62歳	1.0	18	18	-	-	-	-	2	9	3	-	4	-	-	-	-
63歳	1.4	25	25	-	-	-	-	2	16	3	-	4	-	-	-	-
64歳	1.0	18	18	-	-	-	-	1	9	3	-	5	-	-	-	-

(注) 例～平均年齢、40.01とは40歳1ヶ月を示す。

職員勤続年数状況（令和6年4月1日現在）

(単位：人)

年数	比率 (%)	総 数	消防吏員								消防事務職員等					
			計	局長職	部長職		課長職	係長職	一般職			計	事務・技術職員	業務職員	技能職員	
				消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士				
平均勤続年数	-	18.05	18.06	40.09	35.00	35.01	31.07	28.08	25.02	14.08	- 7.05		15.03	15.03	- -	- -
総 数	100	1,733	1,726	1	6	9	51	225	480	561	- 393		7	7	- -	- -
1 年未満	0.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1	1	- -	- -
1 年以上 2 年未満	3.4	58	58	-	-	-	-	-	1	-	-	57	-	-	- -	- -
2 年以上 3 年未満	3.2	56	56	-	-	-	-	-	-	-	-	56	-	-	- -	- -
3 年以上 4 年未満	3.7	64	64	-	-	-	-	-	1	1	-	62	-	-	- -	- -
4 年以上 5 年未満	3.9	68	68	-	-	-	-	-	-	2	-	66	-	-	- -	- -
5 年以上 6 年未満	2.4	41	41	-	-	-	-	-	-	9	-	32	-	-	- -	- -
6 年以上 7 年未満	1.9	33	32	-	-	-	-	-	1	12	-	19	1	1	- -	- -
7 年以上 8 年未満	2.5	43	43	-	-	-	-	-	-	23	-	20	-	-	- -	- -
8 年以上 9 年未満	3.4	58	58	-	-	-	-	-	-	35	-	23	-	-	- -	- -
9 年以上 10 年未満	4.0	70	70	-	-	-	-	-	1	60	-	9	-	-	- -	- -
10 年以上 11 年未満	3.6	63	62	-	-	-	-	-	2	54	-	6	1	1	- -	- -
11 年以上 12 年未満	3.6	63	62	-	-	-	-	1	6	54	-	1	1	1	- -	- -
12 年以上 13 年未満	3.4	59	59	-	-	-	-	1	13	44	-	1	-	-	- -	- -
13 年以上 14 年未満	3.5	61	61	-	-	-	-	-	14	45	-	2	-	-	- -	- -
14 年以上 15 年未満	3.0	54	53	-	-	-	-	-	16	37	-	-	1	1	- -	- -
15 年以上 16 年未満	4.0	70	70	-	-	-	1	2	34	33	-	-	-	-	- -	- -
16 年以上 17 年未満	4.1	71	71	-	-	-	-	4	30	36	-	1	-	-	- -	- -
17 年以上 18 年未満	2.3	40	40	-	-	-	-	2	27	11	-	-	-	-	- -	- -
18 年以上 19 年未満	1.9	33	33	-	-	-	-	9	19	5	-	-	-	-	- -	- -
19 年以上 20 年未満	2.3	40	40	-	-	-	-	9	19	11	-	1	-	-	- -	- -
20 年以上 21 年未満	1.5	26	26	-	-	-	-	6	17	3	-	-	-	-	- -	- -
21 年以上 22 年未満	1.6	28	28	-	-	-	-	7	17	4	-	-	-	-	- -	- -
22 年以上 23 年未満	1.6	27	27	-	-	-	1	13	8	5	-	-	-	-	- -	- -
23 年以上 24 年未満	1.5	26	26	-	-	-	2	8	11	5	-	-	-	-	- -	- -
24 年以上 25 年未満	1.3	23	23	-	-	-	-	5	14	4	-	-	-	-	- -	- -
25 年以上 26 年未満	1.3	22	22	-	-	-	1	9	8	4	-	-	-	-	- -	- -
26 年以上 27 年未満	1.3	22	22	-	-	1	3	9	6	3	-	-	-	-	- -	- -
27 年以上 28 年未満	2.4	42	42	-	-	-	6	11	22	2	-	1	-	-	- -	- -
28 年以上 29 年未満	1.4	25	25	-	-	-	3	6	13	3	-	-	-	-	- -	- -
29 年以上 30 年未満	3.1	53	52	-	1	-	2	22	20	5	-	2	1	1	- -	- -
30 年以上 31 年未満	1.8	32	32	-	-	-	3	12	14	3	-	-	-	-	- -	- -
31 年以上 32 年未満	3.0	52	52	-	-	-	4	16	27	5	-	-	-	-	- -	- -
32 年以上 33 年未満	1.5	26	26	-	-	1	4	10	7	4	-	-	-	-	- -	- -
33 年以上 34 年未満	1.1	19	19	-	1	-	-	7	6	5	-	-	-	-	- -	- -
34 年以上 35 年未満	1.2	21	21	-	-	1	3	6	7	3	-	1	-	-	- -	- -
35 年以上 36 年未満	1.9	33	33	-	1	1	4	9	12	4	-	2	-	-	- -	- -
36 年以上 37 年未満	1.0	18	17	-	1	-	1	9	4	1	-	1	1	1	- -	- -
37 年以上 38 年未満	1.7	30	30	-	1	2	6	4	9	4	-	4	-	-	- -	- -
38 年以上 39 年未満	1.1	19	19	-	-	2	2	4	9	-	2	-	-	-	- -	- -
39 年以上 40 年未満	0.7	12	12	-	-	1	-	2	5	4	-	-	-	-	- -	- -
40 年以上 41 年未満	2.4	42	42	1	1	-	4	7	17	6	-	6	-	-	- -	- -
41 年以上	5.1	89	89	-	-	-	1	15	43	12	-	18	-	-	- -	- -

(注) 例～平均勤続年数、18.06 とは 18 年 6 カ月を示す。

職員任免状況（令和6年度中）

(単位：人)

職階級	任用			出向		退職等						病気等			
	採用	再任用	昇任	転入	転出	定年	早期退職	依頼	公務上死亡	公務外死亡	再任用終了	免職	失職	休職	復職
総数	53	-	86	4	4	-	7	26	-	-	34	-	-	9	1
消防吏員	53	-	86	-	-	-	7	26	-	-	34	-	-	9	1
消防司監	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防正監	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防監	-	-	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
消防司令長	-	-	8	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-
消防司令	1	-	15	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-
消防司令補	-	-	27	-	-	-	3	2	-	-	19	-	-	1	-
消防士長	-	-	33	-	-	-	2	9	-	-	6	-	-	6	-
消防副士長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防士	52	-	-	-	-	-	1	12	-	-	7	-	-	2	1
消防事務職員等	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務職員	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技術職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業務職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技能職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※定年前退職は依頼退職に含む

資格（特殊技能）取得状況（令和6年4月1日現在）

(単位：人)

種別	総数	司監	正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士
消防吏員数（現員）	1,726	1	6	9	51	225	480	561	-	393
自動車運転・整備関係										
大型型 けん引	747	-	-	2	6	98	274	298	-	69
普通（中型含む）	98	-	-	-	4	20	36	29	-	9
整備士	1,712	1	6	9	51	224	474	559	-	388
	11	-	-	-	-	2	5	2	-	2
救急関係										
救急資格者	1,650	1	1	7	31	178	476	560	-	396
救急救命士	534	-	-	1	7	44	169	227	-	86
通信関係										
第1級特殊無線技士	68	-	-	-	5	17	29	17	-	-
第2級特殊無線技士	84	-	1	1	12	17	23	14	-	16
第3級特殊無線技士	697	-	-	-	2	38	70	254	-	333
航空特殊無線技士	119	-	1	2	4	34	50	25	-	3
海技関係										
小型船舶操縦士	134	-	-	-	3	34	51	34	-	12
潜水士	225	-	-	-	9	35	74	79	-	28
消防設備関係										
消防設備士（甲種）	6	-	-	-	-	2	3	1	-	-
消防設備士（乙種）	86	-	2	1	14	22	34	6	-	7
消防設備点検資格者（1種）	6	-	-	-	-	2	4	-	-	-
消防設備点検資格者（2種）	3	-	-	-	-	1	2	-	-	-
危険物関係										
危険物取扱者（甲種）	21	-	1	-	4	4	5	7	-	-
危険物取扱者（乙種）	433	-	3	5	35	103	154	77	-	56
その他										
衛生管理者	40	-	2	3	14	14	5	1	-	1
足場組立作業主任者	34	-	-	-	1	6	18	9	-	-
酸素欠乏危険作業	375	-	1	-	14	67	130	155	-	8
酸素欠乏・硫化水素危険作業	300	-	-	1	5	33	114	134	-	13
玉掛け技能	301	-	-	1	5	34	124	126	-	11
移動式、固定式クレーン	228	-	-	1	9	55	95	57	-	10
ガス溶接作業者	42	-	-	-	-	4	20	16	-	2
車両系建設機械（解体）	67	-	-	-	1	7	32	20	-	7
車両系建設機械（整地）										
予防技術検定										
危険物	98	-	-	-	8	36	41	13	-	-
消防用設備	110	-	-	-	4	34	51	20	-	1
防火査察	187	-	-	1	8	59	89	28	-	2

予 算

消 防 予 算

令和6年度の消防関係予算（歳出）の総額は20,344,133千円で、前年度当初予算と比較して7.9%の増、一般会計予算に対する割合は1.6%となっている。

主な事業として、札幌圏共同消防通信指令システム更新整備費、消防施設庁舎監視システム機器更新整備費、消防署改築費、消防施設感染防止対策費、消防車両等整備費、震災対策用消防水利整備促進費、高齢者世帯自動消火装置普及促進補助金、消防検査オンライン化費、救急DX・搬送体制強化費、持続可能な消防団体制構築費、火災対応力強化費、土砂災害及び雪害対策費等が盛り込まれている。

なお、令和6年度予算額は、当初予算のみの計上である。

1. 予算の概要（歳出）

区 分		令和6年度	令和5年度	増 △減	増 △減率
消 防 費		6,914,378	5,999,398	914,980	15.3
常 備 消 防 費		3,674,037	3,470,943	203,094	5.9
消防業務総括費		3,120,844	3,032,534	88,310	2.9
常備消防活動費		553,193	438,409	114,784	26.2
非常備消防費		359,641	370,912	△11,271	△3.0
消防団運営費		359,641	370,912	△11,271	△3.0
消防施設整備費		2,880,700	2,157,543	723,157	33.5
消防施設整備関係費		1,851,000	1,839,000	12,000	0.7
消防車両整備費		800,000	205,000	595,000	290.2
消防防災対策費		229,700	113,543	116,157	102.3
職 員 費					
消防関係職員費		13,429,755	12,849,190	580,565	4.5
計		20,344,133	18,848,588	1,495,545	7.9

2. 消防関係予算内訳

(単位：千円・%)								
予 算 額			消 防 費					
一般会計	消防関係予算	比率	常備消防費	比率	非常備消防費	比率	消防施設整備費	比率
A	B	B/A	C	C/B	D	D/B	E	E/B
1,241,700,000	20,344,133	1.6	17,103,792	84.1	359,641	1.8	2,880,700	14.2
(13,429,755)	(13,429,755)							

(注) () は、消防関係職員費で内数

消防費の各比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

3. 年度別一般会計と消防関係費との比較（過去5年間）

年 度	予 算 額					決 算 額				
	一般会計 A	対前年度 増 減 率	消 防 関 係 費 B	対前年度 増 減 率	比 率 B/A	一般会計 C	対前年度 増 減 率	消 防 関 係 費 D	対前年度 増 減 率	比 率 D/C
令和2	1,029,500,000	1.0	17,771,566	△3.1	1.7	1,319,821,965	33.0	16,761,610	△3.4	1.3
3	1,114,000,000	8.2	18,118,121	2.0	1.6	1,284,944,420	△2.6	16,822,733	0.4	1.3
4	1,161,600,000	4.3	17,602,581	△2.8	1.5	1,355,700,232	5.5	16,233,709	△3.5	1.2
5	1,192,200,000	2.6	18,848,588	7.1	1.6	-	-	-	-	
6	1,241,700,000	4.2	20,344,133	7.9	1.6	-	-	-	-	

4. 消防関係費と人口等との比較 (過去5年間)

(人口 : 各年 4月 1日現在) (単位 : 円)

年度	予 算 額		決 算 額	
	人口 1人当たり	1世帯当たり	人口 1人当たり	1世帯当たり
令和 2	9,074	16,582	8,559	15,639
3	9,240	16,741	8,579	15,544
4	8,987	16,152	8,288	14,896
5	9,630	17,145	-	-
6	10,414	18,388	-	-

令和6年度主要事業概要

(単位 : 千円)

事 業 名	主要事業の概要	予 算 額
消防施設整備	札幌圏共同消防通信指令システム更新整備 札幌圏の6消防本部による消防指令システムの共同整備及び消防救急デジタル無線の更新整備 消防施設庁舎監視システム機器更新整備 消防施設に設置されている庁舎監視システムの構成機器の更新整備 消防署改築 東消防署の移転改築に伴う基本・実施設計 消防施設感染防止対策 感染防止対策のための消防施設の設備改修及び改修工事の施工	1,521,000 10,000 36,000 284,000 1,851,000
消防車両整備	消防車両の更新 救急車 水槽車 はしご車 はしご車重点整備 屈折車重点整備	14台 9台 4台 1台 1台 1台 800,000
消防震災対策	震災対策用消防水利整備促進 大規模災害時における消防水利の整備 工事 2基、設計 2基	51,000
防火防災推進	高齢者世帯自動消火装置普及促進補助 高齢者世帯を対象とした自動消火装置設置に対する補助 消防検査オンライン化 I C T機器を活用した消防検査業務のオンライン化	4,000 1,400 5,400
救急安心都市さっぽろ推進	救急DX・搬送体制強化 救急隊増隊に伴う救急車の整備、救急活動のDX化の運用及び救急需要予測調査研究	69,000
震災時消防体制強化	持続可能な消防団体制構築 消防団業務のDX化、マイカー活用による効率的な団活動の推進、消防団員のレベルアップ研修及び地域住民等への防災指導の実施	6,000
救急救助業務推進	火災対応力強化 新たな消火戦術の構築に向けた資機材整備 土砂災害及び雪害対策 土砂災害対応資機材及び訓練施設の整備	9,300 89,000 98,300
合 計		2,880,700

施 設

消防施設の概要 (令和6年4月1日現在)

名 称		所 在 地	構 造 1階面積、延べ面積	敷地面積	竣 工	備 考
消 防 局	消 防 局 庁 舎 (中央消防署併設)	中央区 南4条西10丁目	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階・地上8階建 1,076.99m ² 8,502.73m ²	1,735.87m ²	S61. 11	
	無 線 基 地 局		鉄骨造	—	S62. 2	塔 高59.67m (消防局庁舎の高さを含む)
	衛 星 地 球 局		硬質アルミニウム合金	—	H29. 3	口 径4.5m
	消 防 学 校 消 防 科 学 研 究 所 救 急 救 命 士 養 成 所	西区 八軒10条西13丁目	鉄筋コンクリート造3階建 1,521.93m ² 3,846.12m ² (うち北鐘寮南棟 245m ² 490m ²)	49,370.41m ²	H11. 10 H 5. 3 H 5. 3 (H20. 3)	
	消 防 訓 練 塔		鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上10階建 97.96m ² 565.57m ²		S52. 12	塔 高34.2m
	消 防 补 助 訓 練 塔		鉄骨造5階建 81.18m ² 315.36m ²		S53. 9	塔 高19.1m
	救 助 訓 練 塔		A塔鉄骨造5層 B、C塔鉄骨造1層		H 7. 12	A塔高17.0m B、C塔高7.0m
	屋 内 訓 練 場		鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建 750.20m ² 994.40m ²		S55. 1	
	水 難 救 助 訓 練 場		鉄骨造平屋建 上屋鉄骨造ビニール張 684.00m ² 739.00m ²		S55. 8	
	車 庫		鉄骨造平屋建 286.56m ²		S57. 12	
	活 動 資 機 材 集 約 セ ン タ 一		鉄骨造平屋建 499.75m ²		H23. 1	
	備 蓄 倉 庫		鉄骨造平屋建 311.37m ²		H 8. 3	
	自 動 車 走 行 訓 練 場		周回、屈折、曲線、方向変換、坂道、直線コース、アスファルト舗装		S56. 9	
	ヘ リ コ ブ パ ー タ ー 臨 着 場		23m×23m アスファルト舗装		H 3. 4	
	大 規 模 災 害 緊 急 給 油 施 設		地下埋設タンク20kℓ ガソリン10,000ℓ軽油10,000ℓ		H25. 6	
	消 防 航 空 隊 庁 舎	石狩市 新港東2丁目1番2	鉄骨造地上一部2階建 1階2階776.58m ² 借用	13,200.16m ² 借用	H 8. 5	賃貸借契約 H20.9
	救 急 ワ ー ク ス テ ー シ ョ ン	中央区 北11条西13丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 207.80m ² 326.54m ²	450.04m ²	H 7. 10	
	市民防災センター (白石消防署併設)	白石区 南郷通6丁目北	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建 うち1階～4階	3,168.50m ²	H15. 2	
	白 石 タ イ ャ 庫	白石区 中央1条3丁目	鉄骨造平屋建 240.00m ²	991.74m ²	S45. 8	
	藻 岩 山 無 線 基 地 局	南区 藻岩山27林班イ小班	鉄筋コンクリート造 2階建 43.60m ² 85.85m ²	228.00m ²	S60. 11	塔 高42.7m
	小 金 湯 無 線 中 繙 所	南区 小金湯662番3	鉄筋コンクリート造 2階建 30.25m ² 60.50m ²	361.36m ²	H12. 12	塔 高40.0m

名 称		所 在 地	構 造 1階面積、延べ面積	敷地面積	竣 工	備 考
消防局	もみじ台無線基地局	厚別区 もみじ台南7丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 30.25m ² 60.50m ²	134.49m ²	S 61. 8	塔 高31.5m
	朝日岳無線基地局	南区 定山渓事業区	鉄筋コンクリート造 平屋建 29.16m ²	1,433.00m ²	S 60. 11	塔 高22.7m
	藤野無線基地局	南区 藤野487番4	鉄筋コンクリート造 平屋建 19.36m ²	116.13m ²	S 60. 11	塔 高32.7m
	当別無線基地局	石狩郡当別町 字高岡3199番地	鉄骨鉄筋コンクリート造 7階建 68.89m ² 211.45m ²	802.35m ²	H 3. 1	塔 高59.5m
中央消防署	本 署	中央区 南4条西10丁目	消防局庁舎 1・2階	—	S 61. 12	
	桑園出張所	中央区 北4条西22丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 294.28m ² 431.56m ²	698.34m ²	S 59. 11	
	宮の森出張所	中央区 宮の森2条11丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 287.66m ² 416.62m ²	848.71m ²	S 57. 10	
	豊水出張所	中央区 南8条西2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 618.39m ² 887.14m ²	1,806.28m ²	H 25. 2	
	幌西出張所	中央区 南11条西21丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 278.69m ² 407.19m ²	793.39m ²	S 55. 11	
	山鼻出張所	中央区 南23条西10丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 438.90m ² 588.20m ²	1,050.20m ²	H 17. 3	
北消防署	本 署	北区 北24条西8丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 520.20m ² 950.23m ²	1,619.69m ²	S 55. 1	
	あいの里出張所	北区 あいの里2条1丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 385.84m ² 535.84m ²	1,003.30m ²	H 7. 3	
	篠路出張所	北区 篠路2条4丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 423.36m ² 659.13m ²	1,047.17m ²	H 22. 3	
	屯田出張所	北区 屯田5条10丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 229.12m ² 335.86m ²	724.00m ²	S 50. 12	
	新琴似出張所	北区 新琴似8条4丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 341.16m ² 480.76m ²	839.98m ²	H 2. 12	
	新光出張所	北区 新琴似1条12丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 287.66m ² 416.62m ²	864.00m ²	S 56. 11	
	新川出張所	北区 新川1条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 225.15m ² 328.33m ²	676.61m ²	S 48. 10	
	幌北出張所	北区 北15条西5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 275.38m ² 540.81m ²	970.04m ²	H 9. 3	
東消防署	本 署	東区 北24条東17丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 534.37m ² 918.37m ²	1,530.00m ²	S 47. 11	
	丘珠出張所	東区 北丘珠1条2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 286.05m ² 421.81m ²	798.86m ²	S 59. 11	

名 称		所 在 地	構 造 1階面積、延べ面積	敷地面積	竣 工	備 考
東 消 防 署	栄 出 張 所	東区 北46条東14丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 279.68m ² 408.18m ²	792.00m ²	S 52. 12	
	北 栄 出 張 所	東区 北39条東1丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 342.68m ² 517.68m ²	991.26m ²	H 27. 3	
	札 苗 出 張 所	東区 東苗穂4条2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 231.25m ² 337.99m ²	708.64m ²	S 49. 12	
	苗 穂 出 張 所	東区 北8条東11丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 421.00m ² 632.82m ²	1,256.70m ²	H 24. 3	
白 石 消 防 署	本 署 (市民防災センター併設)	白石区 南郷通6丁目北	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建 1,227.50m ² 3,674.65m ²	3,168.50m ²	H 15. 2	
	元 町 出 張 所	白石区 菊水元町8条2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 280.90m ² 409.40m ²	819.40m ²	S 55. 11	
	菊 水 出 張 所	白石区 菊水上町1条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 295.68m ² 432.96m ²	619.22m ²	S 60. 12	
	北 郷 出 張 所	白石区 北郷3条6丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 359.00m ² 603.44m ²	806.37m ²	R 2. 3	
	東 白 石 出 張 所	白石区 本通18丁目北	鉄筋コンクリート造 2階建 330.16m ² 459.12m ²	1,038.72m ²	S 57. 10	
厚 別 消 防 署	本 署	厚別区 厚別中央1条5丁目	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建 うち1階2階1,208m ² 占有	826.41m ²	H 元. 9	
	厚 別 西 出 張 所	厚別区 厚別西3条5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 304.25m ² 442.25m ²	840.00m ²	S 61. 12	
	もみじ台出張所	厚別区 もみじ台北7丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 279.68m ² 408.18m ²	746.87m ²	S 53. 12	
豊 平 消 防 署	本 署	豊平区 月寒東1条8丁目	鉄筋コンクリート造 5階建 489.80m ² 1,539.35m ²	1,363.05m ²	S 44. 12	改修H19. 7
	美 園 出 張 所	豊平区 豊平1条12丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 342.68m ² 517.68m ²	829.77m ²	H 27. 3	
	平 岸 出 張 所	豊平区 平岸1条11丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 340.20m ² 480.20m ²	840.00m ²	H 4. 3	
	西 岡 出 張 所	豊平区 西岡4条6丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 235.78m ² 351.90m ²	750.00m ²	S 53. 12	
	東 月 寒 出 張 所	豊平区 羊ヶ丘1番地	鉄筋コンクリート造 2階建 224.31m ² 327.49m ²	628.13m ²	S 46. 10	
清 田 消 防 署	本 署	清田区 平岡1条1丁目	鉄筋コンクリート造 4階建 うち1階2階 1,495.44m ² 占有	2,459.50m ²	H 9. 10	
	北 野 出 張 所	清田区 北野7条5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 282.55m ² 409.42m ²	727.00m ²	S 55. 11	
	里 塚 出 張 所	清田区 里塚1条4丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 262.10m ² 517.16m ²	1,245.30m ²	H 11. 3	

名 称		所 在 地	構 造 1階面積、延べ面積	敷地面積	竣 工	備 考
南 消 防 署	本 署 資 機 材 保 管 庫	南区 真駒内上町5丁目	鉄筋コンクリート造 4階建 580.66m ² 1,713.82m ² 鉄骨造 2階建 245.28m ² 294.38m ²	3,024.30m ²	H30. 11	
	澄 川 出 張 所	南区 澄川4条6丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 235.78m ² 351.90m ²	750.00m ²	S 52. 12	
	川 沿 出 張 所	南区 川沿2条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 229.12m ² 335.86m ²	719.70m ²	S 50. 12	
	定 山 溪 出 張 所 (定山溪無線中継所併設)	南区 定山渓温泉西1丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 551.35m ² 806.31m ²	1,305.85m ²	R 3. 11	
	石 山 出 張 所	南区 石山2条4丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 287.66m ² 416.62m ²	873.21m ²	S 56. 11	
	藤 野 出 張 所	南区 藤野2条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 417.52m ² 601.60m ²	1,138.38m ²	H15. 3	
西 消 防 署	本 署	西区 発寒10条4丁目	鉄筋コンクリート造 3階建 うち1階2階 1,534.97m ² 占有	1,220.28m ²	H 6. 3	
	八 軒 出 張 所	西区 八軒1条東3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 342.10m ² 484.74m ²	839.70m ²	S 63. 1	
	西 野 出 張 所	西区 西野3条2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 231.25m ² 337.99m ²	726.99m ²	S 49. 12	
	平 和 出 張 所	西区 平和2条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 245.89m ² 363.59m ²	622.05m ²	S 54. 12	
手 稲 消 防 署	本 署	手稲区 手稲本町2条5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 667.90m ² 1,429.25m ²	1,615.57m ²	H元. 10	
	曙 出 張 所	手稲区 前田6条16丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 323.99m ² 478.55m ²	813.35m ²	H 4. 3	
	稻 穂 出 張 所	手稲区 稻穂3条6丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 287.66m ² 416.62m ²	825.10m ²	S 56. 11	
	前 田 出 張 所	手稲区 前田6条5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 307.67m ² 443.03m ²	691.43m ²	S 58. 12	
	西 宮 の 沢 出 張 所	手稲区 西宮の沢4条1丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 279.68m ² 408.18m ²	723.66m ²	S 51. 12	

消防ヘリコプター（令和6年4月1日現在）

愛称	さつぼろ2
型式	レオナルド式 AW139型（イタリア共和国）
国籍及び登録記号	JA17AR
導入	平成29年3月
全長	16.62m
全幅	4.22m
全高	4.98m
エンジン	双発タービンエンジン 1,679SHP×2
速度	278 km/h
航続距離	1,000 km
航続時間	4.0 時間
離陸重量	6,800 kg
定員	14名



【さつぼろ2】

消防車両配置状況（令和6年4月1日現在）

(单位: 台)

(注) ※及び警防指揮車は、総務省消防庁からの無償使用車を示す。

救急車は全て高規格 4WD 車

指揮車・水槽車・救助車・水槽付救助車は全て4WD車

研修・訓練

研修実施概要

札幌市消防学校は、消防職・団員に対する、より高度な人材育成を目的とした教育訓練の研修施設として平成11年11月に設立した。消防職員研修の基本理念「局訓『朗・礼・勇』」の精神を礎として、目指す職員像の実現に向けた人材育成を行う」に基づき、職務遂行能力の向上、時代の要請に応じた教育、そして、学び育てる職場文化の醸成を基本方針とした初任教育、幹部教育、専科教育、消防団員研修その他の学校研修や救急救命士養成研修等を行っている。

1. 学校研修

(1) 初任教育

消防職員として、消防業務全般の基礎知識及び基本的な消防活動を習得するとともに、厳正な規律と高い倫理観を持ち、市民に信頼される即戦力の職員となることを到達目標として行っている。

(2) 専科教育

ア 警防科

「現場指揮課程」を実施し、災害現場において部隊の安全管理に配意した適切かつ効果的な指揮活動がされることや、所属における部隊活動の訓練指導者として、必要な知識及び技術を有し、警防活動技術全般について消防部隊を的確に指導できる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

「実火災体験訓練指導員養成課程」を実施し、実火災訓練装置を使用した訓練を安全かつ効果的に実施するため、火災性状等及び安全管理に関する知識について習得するとともに、署隊の消防部隊に対して的確な指導を行い、消火活動能力の向上と、災害活動中の事故防止につなげることができる職員になることを到達目標として人材の育成を行っている。

「実火災体験訓練指導補助員養成課程」を実施し、実火災訓練装置を使用した訓練を安全かつ効果的に実施するため、実火災体験訓練指導員を的確に補佐できる職員になることを到達目標として人材の育成を行っている。

「はしご車等運用課程」を実施し、はしご車及び屈折車運用に関する専門的な知識及び技術の習得を目標として人材の育成を行っている。

イ 救急科

「救急標準課程」を実施し、応急処置等に必要な専門的知識・技術を習得し、救急隊員として活動できる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

「気管挿管再認定講習」を実施し、気管挿管の再認定を受け、気管挿管技術の維持・向上を図ることができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

「ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管講習」を実施し、気管挿管認定救急救命士に対して、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用した気管挿管に必要な知識・技術を習得させ、ビデオ喉頭鏡を使用した気管挿管を行うことができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

「気管挿管病院実習・ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管病院実習」を実施し、救急現場において気管挿管及びビデオ喉頭鏡による気管挿管を行うことができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

ウ 救助科

「救助隊員養成課程」を実施し、消防救助操法に基づく基本的な救助技能、技術及び知識を兼ね備え、救助車両に積載されている救助用器具の取扱いにも精通し、災害現場における安全、確実、迅速な救助活動に関する知識を有した即戦力の職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

エ 予防課

「火災調査課程」を実施し、火災調査に関する基本的な知識及び技術を習得し、円滑に火災調査業務を実施することのできる人材の育成を行っている。

(3) 幹部教育

ア 上級幹部科

「消防司令長昇任課程」及び「消防司令長課程」を実施し、消防司令長としての責務を正しく認識し、各種災害事案に対し消防活動が組織的かつ効果的に行えるように、部隊及び指揮本部を統括指揮し、災害現場の管理を適切に行い、最大の消防活動効果を挙げることができることや、活動困難事案や隊員の重大な事故、消防活動に伴う水損、物損及び住民の受傷事故等、様々なリスク事案、事象の未然防止及び発生時の対応を的確に行うことができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

イ 中級幹部科

「消防司令昇任課程」及び「消防司令課程」を実施し、消防司令としての責任及び立場を正しく認識し、消防及び社会全般の動向を理解するとともに、迅速かつ的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し部下を指揮監督することにより、組織を管理できることや、災害現場において、現場指揮者として災害状況全般の把握、的確な安全管理及び下命を行えるとともに、事故及び事件の発生時に、迅速かつ的確な初動対応ができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

ウ 初級幹部科

「消防司令補昇任課程」及び「消防司令補課程」を実施し、消防司令補としての責任及び立場を正しく認識し、消防行政の動向を理解するとともに、上司を補佐し、部下を指導できることや、災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理との確な下命を行えるとともに、事故及び障害の発生時に迅速な初動対応ができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

「消防士長昇任課程」及び「消防士長課程」を実施し、消防士長としての責任及び立場を正しく認識し、消防行政の動向を理解するとともに、上司を補佐し、部下を指導できることや、災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理との確な下命を行えるとともに、事故及び障害の発生時に迅速な初動対応ができる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

(4) 特別教育

ア 採用3年次研修

採用年次に応じた基礎的能力の向上を図るとともに、消防職員としての高い使命感や倫理観の醸成、コミュニケーション能力等の向上を図り、組織に貢献できる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

イ 消防職員意見発表大会

職員の資質と広報技術の向上を図り、消防行政に関する斬新な意見を提言できる職員となることを到達目標として人材の育成を行っている。

(5) 消防団員研修

「幹部教育 初級幹部科 初級幹部課程」を実施し、消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解すること、また、地域住民に対して防災指導を行えることを到達目標として人材の育成を行っている。

2. 救急救命士養成所研修

「救急救命士養成課程」を実施し、救急救命士国家試験の合格を目標に、救急救命士として必要な知識・技術の習得者を養成している。

3. 部 研 修

各部の所管業務に関する実務能力の向上と実践的な訓練により、組織的な消防活動能力の向上を図っている。

4. 所 属 研 修

各所属の計画により、各部・署において業務上必要となる専門的知識と技術の修得・向上を図っている。

5. 委 託 研 修

(1) 消防大学校研修

消防大学校において、消防に関する高度な知識・技術を総合的、専門的に学び、監督者及び指導者に相応しい人材の育成を図っている。

(2) 研修センター研修

行政サービスの担い手としての心構えや、効率的な行政運営のための知識や能力の習得及び高度で専門的な知識・技術の習得を図っている。

(3) 資格取得研修

法令に基づく消防防災業務に必要な免許及び資格を習得させ、業務能率の向上を図っている。

6. その他の派遣研修

総務省消防庁、救急振興財団救急救命東京研修所へ職員を派遣し、各行政機関の組織、動向、施策等を本市消防防災行政に反映させるべく人材育成を行っている。

消防職員研修の方針

1. 消防職員研修の基本理念

局訓『朗・礼・勇』の精神を礎として、目指す職員像の実現に向けた人材育成を行う。

《目指す職員像》

- (1) 規律と高い倫理観のもと、思いやりと勇気を持って市民から信頼される職員
- (2) 強い使命感とチームワークのもと、誇りと情熱を持って職務を遂行できる職員
- (3) 高度な知識と技術、強靭な気力と体力を保持研鑽できる職員

2. 消防職員研修の重点項目（令和5年度）

- (1) 職位・階級ごとに求められる能力の育成

ア 階層別研修の充実強化

職位ごとに職務を遂行するうえで発揮することが求められる能力（標準職務遂行能力）の向上のため、階層別に応じた効果的な研修を実施し、組織運営を進められる職員の育成を図る。

イ 専門的かつ高度な知識・技術の向上

基礎的な知識・技術はもとより、職責に応じた専門的かつ高度な知識・技術を修得し、複雑・多様化する消防需要や増大する救急需要に柔軟かつ的確に対応していくための災害対応力の向上を図るとともに、査察規制業務や火災調査業務遂行に必要な能力の維持向上を図る。

ウ 現場指揮能力等の向上

安全、確実、迅速な災害対応を行うためには、現場最高指揮者による適時的確な指揮が不可欠であるため、現場指揮の心構えや指揮理論、燃焼性状、指揮シミュレーション訓練などの研修を行い、現場最高指揮者に対する指揮能力の向上を図る。

エ 市民対応力の向上

市民ニーズを適切に把握し、市民目線、市民志向に立って考え、行動できる職員の育成を進めながら、職員の市民対応力の向上を図る。

- (2) 安全管理教育の充実強化

ア 事故防止の徹底

災害現場や訓練等における事故防止を図るため、近年発生した殉職事故及び過去の事故事例の検討を行うとともに、効果的な研修・訓練を推進し、安全管理能力の向上に取り組む。

イ コミュニケーション能力の向上

話しやすい円滑な職場運営に向けて、コミュニケーションスキルや部下育成について学び、消防に不可欠なチームワークづくりを醸成するとともに、部下や同僚、上司が信頼関係を築いて効果的に職務を遂行できる環境づくりに取り組む。

学校研修実施状況 (令和5年度中)

(単位:回、人)

教育区分	科区分	課程名	実施回数	受講人員	吏員								
					消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士
総 数			22	766	-	-	-	52	221	131	112	-	250
消防職員	初任教育	初任科	初任教育課程	1	57	-	-	-	-	-	-	-	57
	専科教育	警防科	実火災体験訓練指導員養成課程	1	9	-	-	-	-	9	-	-	-
			実火災体験訓練指導補助員養成課程	1	12	-	-	-	-	12	-	-	-
			現場指揮課程	1	30	-	-	-	-	30	-	-	-
			はしご車等運用課程	1	33	-	-	-	-	5	25	-	3
	救急科	救急科	救急標準課程	1	57	-	-	-	-	-	-	-	57
			気管挿管再認定講習	2	43	-	-	-	-	13	30	-	-
			ビデオ喉頭鏡講習	1	9	-	-	-	-	9	-	-	-
			気管挿管病院実習	-	11	-	-	-	-	11	-	-	-
			ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管病院実習	-	11	-	-	-	-	11	-	-	-
	救助科	救助科	救助隊員養成課程	1	20	-	-	-	-	-	2	-	18
	予防科	予防科	火災調査課程	1	30	-	-	-	-	4	21	-	5
幹部教育	上級幹部科	上級幹部科	消防司令長昇任課程	1	10	-	-	-	10	-	-	-	-
			消防司令長課程	1	52	-	-	-	52	-	-	-	-
	中級幹部科	中級幹部科	消防司令昇任課程	1	15	-	-	-	-	15	-	-	-
			消防司令課程	1	159	-	-	-	159	-	-	-	-
	初級幹部科	初級幹部科	消防司令補昇任課程	1	27	-	-	-	-	-	27	-	-
			消防司令補課程	1	33	-	-	-	-	33	-	-	-
			消防士長昇任課程	1	33	-	-	-	-	-	-	-	33
特別教育			消防士長課程	1	29	-	-	-	-	-	29	-	-
			採用3年次研修	1	65	-	-	-	-	-	-	-	65
			消防職員意見発表大会	1	10	-	-	-	-	1	2	-	7
			急救救命士養成課程	1	11	-	-	-	-	-	6	-	5

教育区分	科区分	課程名	実施回数	受講人員	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
総 数			2	79	-	-	-	-	-	-	79
消防団員	幹部教育	初級幹部科	初級幹部課程	2	79	-	-	-	-	-	79

部研修実施状況（令和5年度中）

(単位：回、人)

部	区分	実施回数	受講人員
予 防 部	査 察 実 務 研 修	1	8
	設 備 実 務 研 修	2	17
	火 災 調 査 応 用 研 修 I	2	10
	火 災 調 査 応 用 研 修 II ~ IV	74	118
	危 険 物 実 務 研 修	5	8
警 防 部	救 助 隊 長 研 修	1	30
	国 際 消 防 救 助 隊 研 修	1	40
	国 際 消 防 救 助 隊 訓 練	1	40
	流 水 指 導 者 養 成 研 修	1	2
	潜 水 救 助 連 携 訓 練	1	20
	潜 水 技 術 研 修 (委託)	1	1
	特 別 消 防 隊 長 研 修	1	18
	大 規 模 災 害 対 応 訓 練	1	399
	土 砂 災 害 対 応 訓 練	1	47
	緊急消防援助隊指揮支援隊・北海道大隊指揮隊研修	1	84
	航 空 活 動 基 礎 訓 練	5	15
	航 空 活 動 連 携 訓 練	15	94
	航 空 活 動 応 用 訓 練	11	19
	支 援 指 令 管 制 員 実 務 研 修	13	13
	救 急 救 命 士 就 業 前 研 修	1	17
	病 院 研 修	1	283
	救 急 担 当 係 長 研 修	3	24
	救 急 救 命 士 生 涯 研 修 (救 急 隊 長 研 修)	2	105
	指 導 救 命 士 ア ド バ ン ス 研 修	1	9
計		146	1421

委託研修（消防大学校研修）実施状況（令和5年度中）

(単位：回、人)

区 分	実施回数	受講人員	消 防 吏 員										職 消 員 事 務 等	
			消防司監	消防正監	消防監	消 司	防 長	消 防 司 令	消 司	防 补	消防士長	消 副 士	防 長	
総 数	6	6	-	-	-	1	2	3	-	-	-	-	-	
総合教育	幹 部 科	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
専任教育	現 任 教 官 科	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
実務講習	指 挥 隊 長 コ 一 ス	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	N B C コ 一 ス	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
	航 空 隊 長 コ 一 ス	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
	女 性 活 躍 推 進 コ 一 ス	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	

委託研修（資格取得研修）実施状況（令和5年度中）

(単位：回、人)

区分	実施回数	受講人員	消防吏員								
			消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士
総 数	17	125	-	-	-	1	3	13	39	-	69
第1級陸上特殊無線技士	1	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-
航空特殊無線技士	1	4	-	-	-	-	-	2	2	-	-
大型自動車免許	1	21	-	-	-	-	-	-	10	-	11
危険物取扱者（保安講習）	1	7	-	-	-	1	1	3	2	-	-
潜水士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小型移動式クレーン運転技能講習	1	3	-	-	-	-	-	-	2	-	1
玉掛け技能講習	1	5	-	-	-	-	-	-	3	-	2
車両系建設機械 (整地・運搬・積込み・課掘削)	1	3	-	-	-	-	-	2	1	-	-
第3級陸上特殊無線技士	1	60	-	-	-	-	-	3	5	-	52
2級小型船舶操縦士	1	4	-	-	-	-	-	-	2	-	2
第二種衛生管理者	1	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	6	6	-	-	-	-	-	1	5	-	-
予防技術検定	1	7	-	-	-	-	-	2	4	-	1

市民見学等の対応状況（令和5年度中）

(単位：回、人)

区分	延べ回数	延べ人数
学校関係施設見学	11	219

研究・開発

消防科学研究所における研究・開発業務の概要

札幌市消防局消防科学研究所では、各種研究業務をはじめ燃焼実験、成分鑑定、危険物確認試験を行い、また、災害現場へ出動し科学的知識に基づく助言を行うなどの業務を実施している。

1. 研究業務及び燃焼実験

- (1) 年度ごとに策定したテーマについて研究している。
- (2) 火災原因究明のための再現実験や特異な燃焼現象について実験している。

2. 成分鑑定及び危険物確認試験

- (1) 災害現場などから収去した不明物質などを特定するための鑑定を行っている。
- (2) 「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の試験及び性状に関する省令」で定められている試験方法に従い、物品が消防法に定められている危険物の性状を有しているか否かを明らかにするための確認試験を行っている。

3. 現場活動支援

災害現場における危険物質の分析や科学的知識・知見に基づく助言などの支援を行っている。

4. 職員提案

「札幌市消防職員の提案に関する要綱」に基づく職員提案について、技術的な支援などを行うとともに、事務局として審査会を開催している。

5. 日常生活に潜む危険性の広報

札幌市公式ホームページや公式SNS、動画投稿サイト「YouTube」への火災再現実験映像の掲載、報道機関への情報提供などを通じて、日常生活に潜む火災などの危険性と発生メカニズムについて広報を行っている。

6. 消防科学に関する情報発信

研究結果について、消防科学研究所報の札幌市公式ホームページへの掲載等を通じ、科学的な知識や知見に関する情報を適宜発信している。

音 樂 隊

音 樂 隊 の 概 要

札幌市消防音楽隊は、市民と消防を結ぶ「音の架け橋」として昭和43年6月に発隊し、令和6年4月1日現在、隊長1名、楽長（会計年度任用職員）1名、奏楽隊員26名の計28名編成で活動している。

令和5年中の行事回数15回であり、消防出初式や119ニューイヤーコンサートをはじめとする各種公共的なイベント等に出演し、本市消防のPR及び防火・防災思想の普及啓発活動を行っている。

音楽隊活動状況（令和5年中）

(単位：回)

区分	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総 数	65	11	4	5	5	4	6	6	4	5	6	4	5
行 事	15	3	-	1	1	1	1	2	1	1	3	-	1
消防局で行う儀式及び諸行事	9	2	-	1	1	1	1	-	-	-	2	-	1
消防団で行う諸行事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本市主催の儀式及び諸行事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防関係団体等の諸行事	4	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-
その他公共的な諸行事	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他奏楽が必要な場合	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
定期訓練・特別訓練	50	8	4	4	4	3	5	4	3	4	3	4	4

音楽隊員配置状況（令和6年4月1日現在）

(単位：人)

区分	総数	消防司令		消防司令補		消防士長		消防副士長		消防士		團員	会計年度任用職員
		日勤	隔勤	日勤	隔勤	日勤	隔勤	日勤	隔勤	日勤	隔勤		
総 数	28	4	2	1	5	1	11	-	-	1	2	-	1
消防局	3	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
中央消防署	2	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
北消防署	4	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-
東消防署	3	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-
白石消防署	2	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
厚別消防署	3	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-
豊平消防署	2	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
清田消防署	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
南消防署	5	1	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-
西消防署	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
手稲消防署	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-

予 防

火 災 予 防

火 災 予 防 の 概 要

火災から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、消防機関において火災の原因及び損害調査結果を分析し、より効果的な火災予防情報の発信、迅速及び確実な消火・人命救助活動を行うことはもとより、市民や事業所などが一体となった地域ぐるみでの防火安全対策を推進することが不可欠である。このことから、火災予防面での対策として、市民や事業所で組織している自主防火団体及び防火協力団体などと消防機関が連携を密にして、市民一人ひとりの火災予防に対する意識の高揚に向けて積極的に取り組んでいる。

1. 火災予防運動の推進

火災や、火災による死傷者を未然に防止するためには、市民一人ひとりが日頃から防火に关心を持ち、家庭や事業所はもとより、地域ぐるみで自主的な防火活動を実践することが大切である。このため、市民をはじめ地域の防火委員会、防火管理者協会、危険物安全協会及び石油燃焼器具整備業協議会などの防火協力団体と消防が一体となり「火災予防運動」を展開し、防火思想の普及高揚を推進している。

2. 広報・広聴活動

消防広報は、火災原因・損害調査結果を踏まえた火災の傾向等について、各種予防運動の周知、防火思想の普及高揚及び消防業務の実態などを市民に幅広く伝え、市民の理解と協力を得ながら消防行政を円滑に推進していくための重要な役割を果たしており、札幌市公式ホームページ、防火看板、防火ポスター及び「広報さっぽろ」などを活用した情報提供を行っている。また、市民の意見や要望を消防行政に反映させるため、各消防署や出張所に相談窓口を設けている。

3. 報道機関への情報提供

市民の防火意識を喚起するため、新聞、ラジオ及びテレビなどの報道機関に対して、火災予防をはじめ消防業務に関する情報提供を積極的に行っている。

4. 子どもに対する防火・防災教育

地域の防火・防災力向上を図ることを目的に、次世代を担う子どもたちに対して、子どもの発達段階に合わせた防火・防災教育を継続的かつ効果的に行っている。これにより、①自らの命に責任を持つ、②災害発生時に自ら主体的に考え、判断し、行動する、③危険の兆候を察知して「念のため」の行動ができる、④学んだことを家庭で話題にし、災害時における家族間の信頼関係を構築する、以上4つの力を醸成し、地域の防火・防災の担い手を育成している。主な事業は、幼稚園児などを対象にした「幼年消防クラブ」、小学3年生を対象にした体験型の出前授業である「教えて！ファイヤーマン」、次世代の地域防火・防災をけん引する社会人の礎を築く「少年消防クラブ」、東日本大震災の教訓を踏まえた体験型の活動支援教育「ジュニア防火防災スクール」である。これらの事業を通じて、子ど

もに対する防火・防災教育を実践している。

5. 住 宅 防 火 対 策

高齢化が年々進む中、札幌市における火災被害の傾向は大きく変化しており、統計によると、高齢者世帯で発生した住宅火災の割合は、平成25年が13%であったのに対し、令和5年は約21%と大幅な増加が見られた。

このため、福祉行政などとの連携協力により、高齢者に対する「火の用心」の声掛けなどの注意喚起を図るほか、高齢者宅の火災危険の早期発見を図るため、在宅福祉サービス事業所などへの情報提供や防火研修会を実施している。また、平成30年11月からは、高齢者世帯の火災による被害軽減を図るための支援策として、自動消火装置の設置費を一部助成する「高齢者世帯自動消火装置設置費助成事業」を開始した。

このほか、民間企業等の協力のもと、広く市民へ火災予防広報を行う「暮らしの火の用心協力隊」プロジェクトを展開している。

6. 放 火 防 止 対 策

「放火」件数については、令和5年中は46件（前年比16件減少）と出火原因の3位であり、全火災の約11.9%を占めている。近年は、地域の防火委員を中心とした放火されない環境づくりや関係行政機関・関係団体などへの積極的な情報発信をすることで、件数は10年前と比べ減少している。

このほか、連続放火防止対策として、町内会等へのフラッシュライトの貸出しを行っている。

予防広報状況（令和5年中）

（単位：回、人）

区 分	総 数		自 衛 消 防 訓		自 主 防 災 練		出 前 講 座		広 報 行 事		消 防 関 係	
	実施 回数	参加 人員	実施 回数	参加 人員	実施 回数	参加 人員	実施 回数	参加 人員	実施 回数	参加 人員	出向 職員	参加 団員
総 数	806	78,301	459	34,088	65	3,389	69	3,751	213	37,073	4,271	473
地 域 住 民	226	39,634	59	2,257	56	3,127	27	1,199	84	33,051	1,143	315
事 業 所	192	5,943	145	4,471	4	92	23	774	20	606	771	39
社会福祉施設	41	993	33	776	1	15	6	192	1	10	104	-
幼 儿	184	16,369	147	14,392	1	5	4	607	32	1,365	827	6
児 童	62	3,616	18	1,903	4	165	3	419	37	1,129	732	49
生 徒	34	9,608	20	9,028	-	-	3	452	11	128	293	55
大 学 生 等	7	792	3	530	-	-	2	160	2	102	19	5
そ の 他	101	2,339	67	1,507	-	-	7	140	27	692	486	4

幼年・少年消防クラブの結成状況（令和6年4月1日現在）

1. 幼年消防クラブ

行政 区		ク ラ ブ 数	指導者数 (人)	クラブ員数 (人)
総 中	数 央	46	169	3,010
北		3	14	196
東		4	28	332
白	石	6	19	396
厚	別	4	13	279
豊	平	5	16	218
清	田	4	16	311
手	稻	5	15	266
南		4	12	180
西		5	13	284
		6	23	548

2. 少年消防クラブ

行政 区		ク ラ ブ 数	指導者数 (人)	クラブ員数 (人)
総 中	数 央	45	242	679 (234)
北		5	31	92 (31)
東		5	32	36 (8)
白	石	5	12	55 (23)
厚	別	2	10	21 (4)
豊	平	4	25	76 (32)
清	田	4	13	56 (18)
手	稻	5	29	73 (28)
南		5	31	108 (41)
西		5	33	91 (25)
		5	26	71 (24)

(注) () は女子の数で内数である。

幼年・少年消防クラブの活動状況（令和5年中）

1. 幼年消防クラブ

(単位：回、人)

行事名	活動内容	実施回数	参加延人員
総 数		109	8,262
防 火 の 呼 び か け	防火みこし、防火パレード	-	-
避 難 訓 練 等	避難訓練、放水体験、車両展示	72	5,505
防 火 も ち つ き 等	防火もちつき、防火豆まき	3	308
ク ラ ブ 結 成 式 等	新入クラブ式・卒業クラブ式	11	881
防 火 の お 話	防火映画等	10	667
防 火 の つ ど い	お年寄りとのふれあい会等	1	100
そ の 他	消防署訪問等	12	801

2. 少年消防クラブ

(単位：回、人)

行事名	活動内容	実施回数	参加延人員
総 数		237	2,917
防 火 パ ト ロ 一 ル	町内防火夜回り等	8	105
防 火 の 呼 び か け	街頭広報、啓発品等作成配布等	38	366
防 火 ク リ ー ン 運 動	消火栓清掃、吸い殻入れの清掃	-	-
防 火 の つ ど い	防火のつどい	7	137
各 種 訓 練	規律、ロープ結索訓練等	83	802
防 火 研 修 会	消防庁舎見学、煙体験、放水体験、救急講習等	16	281
防 火 も ち つ き	お年寄りへもちの配布	-	-
防 火 看 板 の 作 成	防火看板等作製	1	8
ク ラ ブ 結 成 式 等	新入クラブ式・卒業クラブ式	24	456
親 瞳 会	キャンプ、炊事遠足等	6	169
会 議	クラブ活動方針等	20	209
老 人 ホ ー ム 等 慰 問	お年寄りとのふれあい会等	4	17
そ の 他	出初式、感想発表大会、予防部主催イベント等	30	367

査
察

指定対象物状況(令和6年4月1日現在)

(単位:件)

業態		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数		75,983	11,697	9,438	12,222	10,967	3,285	9,979	2,461	4,051	8,118	3,762
指定 対 象 物 計		18,325	4,200	1,933	2,244	1,817	1,264	1,973	778	1,371	1,802	943
55,995		7,251	7,271	9,713	8,986	1,996	7,641	1,650	2,493	6,224	2,770	
1	イ 剧 場 ・ 映 画 館	22	6	2	3	1	1	4	-	4	1	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	517	28	68	70	47	43	56	51	70	40	44
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	イ キ ャ バ レ ・ ナ イ ツ ク ラ ブ	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	ロ 遊 技 場 ・ ダ ヌ ス ホ ル	74	8	11	11	9	5	6	5	7	7	5
	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
2	ハ 性 風 俗 関 連	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	ハ 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗	19	5	3	3	1	2	1	3	-	-	1
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	イ 待 合 ・ 料 理 店	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	ロ 飲 食 店	813	228	107	97	77	40	62	53	44	60	45
	538	177	66	50	20	14	63	25	35	64	24	
4	百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	1,001	133	114	147	115	63	100	92	55	91	91
	750	111	107	136	65	36	86	34	36	88	51	
5	イ 旅 館 ・ ホ テ ル	320	133	21	6	8	3	13	1	114	12	9
	161	45	13	9	17	-	23	2	29	16	7	
5	ロ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	5,261	1,164	424	605	535	536	733	118	348	571	227
	38,699	4,585	5,030	6,706	6,223	1,474	5,829	1,005	1,695	4,307	1,845	
6	イ 病 院 ・ 診 療 所	344	56	42	45	33	23	33	22	23	40	27
	411	47	72	50	31	22	51	27	21	51	39	
6	ロ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ①	648	63	81	99	68	45	69	46	86	53	38
	47	-	7	17	1	4	1	2	8	4	3	
6	ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ②	785	61	128	124	80	38	70	42	54	108	80
	855	64	154	111	74	44	77	63	74	110	84	
7	ハ 更 生 施 設	105	13	18	10	6	9	13	5	11	12	8
	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-
7	二 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	578	91	91	74	39	31	81	36	52	42	41
	94	7	76	-	1	1	4	1	-	1	3	
8	小 ・ 中 ・ 高 校 各 種 学 校	85	13	1	4	1	52	3	-	8	1	2
	3	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-
9	イ 蒸 気 ・ 热 気 浴 場	14	11	-	-	-	-	1	-	1	-	1
	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	29	4	4	3	2	2	5	1	1	6	1
	5	2	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-
10	車両の停車場	3	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-
	54	12	8	7	7	4	7	-	2	5	2	
11	神社・寺院・教会	429	91	52	46	32	37	44	25	36	35	31
	122	18	17	14	13	3	21	8	9	14	5	
12	イ 工 場 ・ 作 業 場	288	19	10	73	35	15	15	21	30	56	14
	2,041	90	264	522	408	41	76	74	46	342	178	
12	ロ 映 画 ・ テ レ ビ 施 設	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	608	195	36	81	53	46	67	29	37	41	23
	274	89	23	27	46	8	28	6	18	13	16	
13	ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
14	倉 庫	281	29	21	54	40	7	24	25	31	40	10
	2,046	139	257	523	560	39	94	48	45	230	111	
15	前各項以外の事業場	1,435	452	127	194	113	62	149	44	124	119	51
	2,939	612	312	468	410	106	386	101	152	263	129	
16	イ ※ ③	3,580	1,114	456	355	367	157	316	107	188	362	158
	2,864	603	374	361	322	96	409	108	162	301	128	
16	ロ ※ ④	1,049	252	116	134	155	46	108	52	46	104	36
	4,063	642	479	710	787	104	485	145	157	409	145	
16の2	地 下 街	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16の3	準 地 下 街	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	重 要 文 化 財	13	11	-	-	-	1	-	-	1	1	-
	13	1	10	-	-	-	-	-	1	1	-	-
18	延長50メートル以上のアーケード	6	5	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
休 業 等		1,663	246	234	265	164	25	365	36	187	92	49

(注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設

※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設

※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの

※④ 上記以外の複合用途防火対象物

2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

指定対象物立入検査実施状況 (令和5年度中) (単位:件)

業態	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稻
総数	13,619	2,474	1,957	2,855	1,456	513	1,001	575	745	1,108	564
指定期対象物計	5,415	1,221	667	658	491	316	401	268	381	448	193
	8,067	1,231	1,255	2,175	955	193	579	305	354	654	366
1 イ劇場・映画館	6	2	-	1	-	1	-	-	2	-	-
口公会堂・集会場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イキャバレー・ナイトクラブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 口遊技場・ダンスホール	23	1	3	6	1	3	1	3	2	1	2
ハ性風俗関連	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特殊営業を営む店舗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニカラオケボックスその他遊興のため個室を提供する店舗	7	2	-	1	1	1	1	1	-	-	-
3 イ待合・料理店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
口飲食店	354	108	45	35	39	22	22	19	20	29	15
191	56	25	17	4	7	14	8	13	36	11	
447	57	55	60	59	31	43	37	30	44	31	
256	30	38	51	33	14	12	12	14	32	20	
5 イ旅館・ホテル	145	62	9	4	5	2	1	-	60	2	-
43	16	8	1	3	-	4	-	4	6	1	
口共同住宅・寄宿舎	554	142	65	146	62	17	45	7	22	41	7
3,480	356	582	1,344	629	46	161	29	104	107	122	
128	14	15	14	20	13	14	8	10	13	7	
151	18	19	14	12	9	23	5	7	30	14	
口老人児童福祉施設①	235	38	39	23	36	8	34	8	25	10	14
15	-	4	5	-	-	-	-	3	1	2	
6 ハ老人児童福祉施設②	286	20	58	33	30	16	35	13	15	42	24
口更生施設	307	29	54	28	33	12	27	26	27	33	38
ニ幼稚園・特別支援学校	38	4	7	2	5	5	6	1	4	4	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
7 小・中・高校各種学校	134	17	20	20	2	10	8	18	13	19	7
41	1	39	-	-	-	-	-	-	-	1	-
64	5	-	1	-	-	51	1	-	5	1	-
9 イ蒸気・熱気浴場	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
口イ以外の公衆浴場	7	2	-	2	-	1	2	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
10 車両の停車場	10	1	-	4	-	2	1	-	2	-	-
84	21	11	13	1	8	4	10	4	7	5	
26	5	5	3	-	1	4	6	1	1	-	
12 イ工場・作業場	73	8	8	9	7	8	3	7	10	8	5
468	29	64	145	17	11	18	49	16	66	53	
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 イ自動車車庫・駐車場	198	60	21	40	8	13	13	10	18	12	3
58	21	8	5	3	3	5	4	4	4	1	
口飛行機等の格納庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65	5	8	10	7	3	2	20	2	7	1	
402	39	67	120	31	10	24	26	18	51	16	
15 前各項以外の事業場	326	110	39	47	11	16	22	22	25	29	5
624	166	81	118	18	22	64	50	35	57	13	
16 イ※③	1,390	460	191	129	165	49	98	34	76	148	40
1,085	280	151	96	130	35	120	28	62	129	54	
口※④	279	63	39	45	21	14	27	29	10	23	8
895	183	101	224	41	21	102	62	43	97	21	
16の2 地下街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16の3 準地下街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 重要文化財	8	7	-	-	-	1	-	-	-	-	-
9	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 延長50メートル以上のアーケード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 休業等	137	22	35	22	10	4	21	2	10	6	5

(注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設

※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設

※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの

※④ 上記以外の複合用途防火対象物

2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

防火管理者の選任と消防計画の届出状況（令和6年4月1日現在）

防火管理者を選任しなければならない対象物数	18,544 件
防火管理者を選任している対象物数	17,853 件 (選任率 96.3%)
消防計画を届出している対象物数	17,677 件 (届出率 95.3%)
(注) 消防法施行令第2条が適用される対象物は一の対象物として計上	

各種届出状況（令和5年度中）

(単位：件)

届出種別	届出数	届出種別	届出数
炉	8	煙火打上げ・仕掛け	98
厨房設備	5	催物開催	325
温風暖房機	21	臨時客席等設置	135
ボイラー	288	ストーブ・煙突・取付掃除業	-
給湯湯沸設備	124	消防設備業	20
乾燥設備	19	燃焼器具製造業	-
サウナ設備	13	燃焼器具取付・点検整備業	-
ヒートポンプ冷暖房機	44	少量危険物	675
火花を生ずる設備	-	指定可燃物	20
放電加工機	-	灯油販売取扱者	1
変電設備	209	裸火・危険物使用	375
急速充電設備	14	法令適合通知書交付申請	196
燃料電池発電設備	-	防火対象物の仮使用の認定	46
発電設備	76	圧縮アセチレンガス	268
蓄電池設備	64	受水そうの清掃	-
ネオングループ	-	指定洞道等設置	-
水素ガスを充てんする気球	-	使用開始	589
揚煙等の行為	561		

高層建築物等状況（令和6年4月1日現在）

(単位：棟)

	総数	31m超 45m以下	45m超 70m以下	70m超 100m以下	100m超
総数	2,690	2,442	188	45	15
中央	1,383	1,222	114	38	9
北	269	244	21	2	2
東	166	155	9	1	1
白石	177	172	4	1	-
厚別	122	109	10	2	1
豊平	273	264	9	-	-
清田	16	15	1	-	-
南	70	67	3	-	-
西	184	164	17	1	2
手稲	30	30	-	-	-

(注) 建築物の最高高さで計上

消 防 同 意

建築物の同意処理状況の推移 (過去5年間)

(単位: 件)

区分	年別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
建築物同意総数		2,270	1,916	1,989	1,869	1,848
令別表防火対象物		1,833	1,453	1,478	1,474	1,522
専用住宅等		431	453	498	388	321
危険物施設		6	10	13	7	4
その他		-	-	-	-	1
確認通知総数		6,237	6,092	6,212	5,521	4,777
総数		8,507	8,008	8,201	7,390	6,625

消防同意事務処理状況 (令和5年中)

(単位:件)

処理区分		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
申請種別計		1,815	493	202	258	220	68	204	40	78	201	51
確認申請		1,245	247	149	191	178	51	161	30	53	154	31
計画通知		151	73	14	12	6	5	6	4	11	15	5
許可申請		130	98	6	9	1	1	6	1	3	2	3
計画変更		289	75	33	46	35	11	31	5	11	30	12
同意・不同意別計		1,848	502	207	269	220	68	206	41	80	203	52
同意(了承含む。)		686	233	91	78	66	19	80	14	29	59	17
同意(了承含む。)のうち指導したもの		1,160	269	116	191	154	49	125	27	51	143	35
不同意(不了承含む。)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取り下げ		2	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
工事種別計		1,848	502	207	269	220	68	206	41	80	203	52
新築		1,735	481	194	242	214	59	198	37	74	188	48
増築		89	13	8	26	5	6	7	3	4	14	3
改築		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移転		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
用途変更		19	5	4	1	1	3	-	1	2	1	1
大規模の修繕		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大規模の模様替		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の既存等		4	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-
防火対象物別計		1,848	502	207	269	220	68	206	41	80	203	52
令別表の防火対象物小計		1,522	449	155	216	174	54	171	34	61	161	47
1項	イ	劇場・映画館・演芸場又は観覧場	5	2	-	1	-	2	-	-	-	-
	ロ	公会堂又は集会場	4	2	-	1	-	1	-	-	-	-
2項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	遊技場又はダンスホール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3項	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗・その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ニ	カラオケボックス・漫画喫茶・複合カフェ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3項	イ	待合・料理店その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	飲食店	18	6	4	2	2	-	1	1	-	1
4項 百貨店・マーケット・店舗・展示場		125	90	7	8	6	-	5	2	1	4	2
5項	イ	旅館・ホテル又は宿泊所・その他	3	1	-	-	-	1	-	1	-	-
	ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	669	139	64	93	108	30	116	3	17	81
6項	イ	病院・診療所又は助産所	31	3	1	9	2	2	5	1	-	5
	ロ	福祉施設(主に要介護状態の者を入所させるもの)	48	8	4	10	3	-	3	3	8	8
6項	ハ	以外の福祉施設	20	1	2	6	1	2	-	1	4	-
	ニ	幼稚園・特別支援学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7項 小学校・中学校・高校・高専・大学・その他		31	8	7	4	-	1	2	2	2	4	1
8項 図書館・博物館・美術館・その他		4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	以外の公衆浴場	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
10項 車両の停車場又は船舶・航空機の発着場		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11項 神社・寺院・教会その他		19	3	2	3	3	1	1	1	2	1	2
12項	イ	工場又は作業場	25	2	2	10	5	-	-	1	1	4
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13項	イ	自動車庫又は駐車場	46	11	7	12	3	2	4	1	3	2
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14項 倉庫		66	7	11	10	12	1	8	3	2	11	1
15項 前各項に該当しない事業場		252	103	30	29	20	6	11	9	13	21	10
16項	イ	複合用途防火対象物で特定用途に供されるもの※	98	44	9	12	6	3	4	1	5	11
	ロ	以外の複合用途防火対象物	57	15	5	6	3	6	7	5	1	8
16の2項 地下街		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16の3項 建築物の地階で連続して地下道に面したもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17項 重要文化財等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18項 延長50メートル以上のアーケード		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
専用住宅等		321	53	52	52	44	14	35	7	17	42	5
危険物施設等		4	-	-	1	2	-	-	1	-	-	-
その他		1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
確認認通知		4,777	353	899	703	428	267	458	263	401	600	405

(注) ※ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの

危 険 物

危険物施設状況（令和6年4月1日現在：完成検査済証交付施設）

(単位：件)

施 設 名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総 数	5,827	1,161	604	742	863	252	563	178	495	637	332
● 製 造 所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
● 貯 藏 所 計	3,307	561	365	451	559	140	233	108	316	337	237
屋 内 貯 藏 所	171	13	18	50	34	5	-	4	7	23	17
屋 外 タンク貯藏所	60	-	4	26	4	2	2	-	8	8	6
屋 内 タンク貯藏所	421	224	38	16	27	20	28	5	25	24	14
地 下 タンク貯藏所	1,481	271	148	182	173	97	134	67	167	143	99
簡 易 タンク貯藏所	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-
移 動 タンク貯藏所	1,165	53	157	174	321	15	69	32	104	139	101
屋 外 貯 藏 所	5	-	-	3	-	1	-	-	1	-	-
● 取 扱 所 計	2,519	600	239	291	304	112	330	70	179	299	95
給 油 取 扱 所	455	40	48	82	81	16	36	30	41	45	36
営 業 用	274	32	33	50	37	12	29	16	19	27	19
う ち セ ル フ	126	13	19	19	14	8	10	10	11	13	9
営 業 用 以 外	181	8	15	32	44	4	7	14	22	18	17
販 売 取 扱 所	18	2	-	5	7	-	1	-	-	2	1
第 一 種	6	1	-	2	2	-	-	-	-	-	1
第 二 種	12	1	-	3	5	-	1	-	-	2	-
移 送 取 扱 所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一 般 取 扱 所	2,046	558	191	204	216	96	293	40	138	252	58

危険物施設立入検査・指導実施状況 (令和5年度中：立入検査実施施設数)

(単位：件)

施 設 名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総 数	2,931	606	275	365	578	156	234	142	200	239	136
● 製 造 所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
● 貯 藏 所 計	1,441	265	155	186	264	99	80	80	129	116	67
屋 内 貯 藏 所	48	1	5	16	9	3	-	5	-	6	3
屋 外 タンク貯藏所	20	-	2	2	6	2	-	-	-	7	1
屋 内 タンク貯藏所	141	82	10	8	7	11	5	6	4	6	2
地 下 タンク貯藏所	691	122	67	76	115	82	41	50	72	41	25
簡 易 タンク貯藏所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移 動 タンク貯藏所	541	60	71	84	127	1	34	19	53	56	36
屋 外 貯 藏 所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
● 取 扱 所 計	1,489	341	120	179	314	57	154	62	71	122	69
給 油 取 扱 所	430	54	32	64	100	21	23	30	31	30	45
営 業 用	307	48	22	42	64	19	20	15	26	26	25
営 業 用 以 外	123	6	10	22	36	2	3	15	5	4	20
販 売 取 扱 所	4	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-
第 一 種	3	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
第 二 種	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
移 送 取 扱 所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一 般 取 扱 所	1,055	287	88	112	213	36	131	32	40	92	24

危 険 物 関 係 事 務 処 理

製 造 所 等		總	設	変	完	完	仮	取	試	住	輕	讓	品	廃	保
		置	更	成	成	使	下	驗	所	微	渡	名	・	安	監
		數	許	許	檢	檢	用	げ	報	・	な	・	・	・	督
令 和 4 年 度 総 数		3,321	91	252	328	8	103	3	71	904	579	83	12	116	205
令 和 5 年 度 総 数		3,248	116	215	304	10	70	6	87	847	558	102	15	128	233
● 製 造 所	計	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
● 貯 蔵 所	計	1,295	78	88	155	-	2	4	37	392	72	64	10	101	54
屋 内 貯 蔵 所		60	1	3	3	-	1	-	-	20	-	-	5	3	22
屋 外 タンク貯蔵所		23	3	-	2	-	-	-	2	8	1	-	-	-	5
屋 内 タンク貯蔵所		104	2	-	5	-	-	1	4	61	7	10	-	6	-
地下 タンク貯蔵所		624	6	17	23	-	1	1	31	242	38	26	-	35	27
簡易 タンク貯蔵所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移動 タンク貯蔵所		484	66	68	122	-	-	2	-	61	26	28	5	57	-
屋 外 貯 蔵 所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
● 取 扱 所	計	1,952	38	127	149	10	68	2	50	455	486	38	5	27	179
給 油 取 扱 所		1,043	2	85	85	9	62	1	15	87	373	4	3	9	116
營 業 用		893	-	72	72	7	58	1	11	64	353	1	3	8	80
營 業 用 以 外		150	2	13	13	2	4	-	4	23	20	3	-	1	36
販 売 取 扱 所		8	1	-	1	-	-	-	-	2	1	-	-	-	3
第 一 種		6	1	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2
第 二 種		2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
移 送 取 扱 所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一 般 取 扱 所		901	35	42	63	1	6	1	35	366	112	34	2	18	60

状況 (令和5年度中)

保安監督者解任届	休止届	再開届	災害届	危険届	完成検査届	着工届	各種中間検査届	その他届	施設数		令和4年度と令和5年度の施設数比較		製造所等
									令和5年3月末	令和6年3月末	5年度増減件数	増加率%	
10	13	1	28	109	14	10	92	289	5,863	-	-	-	令和4年度総数
7	33	1	29	124	11	7	123	222	-	5,827	△36	△0.6	令和5年度総数
-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	● 製造所
2	21	-	3	31	9	2	63	107	3,343	3,307	△36	△1.0	● 貯蔵所計
-	1	-	-	-	-	1	-	-	174	171	△3	△1.7	屋内貯蔵所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	58	60	2	屋外タンク貯蔵所
-	2	-	-	2	-	2	2	-	426	421	△5	△1.1	屋内タンク貯蔵所
2	13	-	1	29	5	-	61	66	1,515	1,481	△34	△2.2	地下タンク貯蔵所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	簡易タンク貯蔵所
-	5	-	2	-	3	-	-	39	1,161	1,165	4	0.3	移動タンク貯蔵所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	屋外貯蔵所
5	11	1	26	93	2	5	60	115	2,519	2,519	-	-	● 取扱所計
-	7	1	21	39	-	2	37	85	463	455	△8	△1.7	給油取扱所
-	7	-	18	33	-	2	25	78	283	274	△9	△3.1	營業用
-	-	1	3	6	-	-	12	7	180	181	1	0.5	營業用以外
-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	18	1	5.8	販売取扱所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	6	1	20.0	第一種
-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	-	-	第二種
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	移送取扱所
5	4	-	5	54	2	3	23	30	2,039	2,046	7	0.3	一般取扱所

防 火 協 力 団 体

札幌防火委員会連合会（各区防火委員会）

1. 設 立

昭和40年4月16日、市内各地区に協議会として発足した。

その後、政令指定都市への移行に伴い、実践活動の強化を図るため、各区の連合町内会等を加入団体として区防火委員会となり、各委員相互の連絡協議を図るため、昭和49年4月4日札幌防火委員会連合会が設立された。

2. 目 的

区内の連合町内会及び各区の防火委員会と連絡協調し、地域住民の自主的な災害予防活動の実施と防火防災思想の普及啓発を図り、もって地域住民の安心安全に資することを目的としている。

3. 組 織

各区の防火委員会をもって連合会を組織し、各区内の連合町内会等をもって防火委員会を組織している。

1連合会、10区防火委員会、1,952委員

4. 事 業

- (1) 地域と連携した防火防災思想の普及啓発活動に関すること。
- (2) 火災、地震等の災害時において、主体的な消火・応急救護・人命救助を行うことができるようになるための平常時における訓練・研修の実施に関すること。
- (3) 放火防止対策のための地域と連携した活動に関すること。
- (4) 防火及び防災について、消防機関との連絡協調に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要なこと。

各区少年消防クラブ協議会

1. 設 立

平成元年11月、市内各区に協議会が発足した。

2. 目 的

区内の各少年消防クラブと連絡協調し、活動に必要な指導育成を行うとともに相互の親睦を図り、もって消防クラブの発展に資することを目的としている。

3. 組 織

区内の各少年消防クラブの指導者をもって組織している。

10区少年消防クラブ協議会、少年消防クラブ45クラブ、クラブ員数679人、指導者数242人

4. 事 業

- (1) 各少年消防クラブとの連絡協調に関すること。
- (2) 少年消防クラブ運営指導の研究に関すること。
- (3) 少年消防クラブの活動に必要な指導、助言に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

札幌防火管理者協会

1. 設 立

昭和39年3月に防火管理者連絡協議会として発足し、各区防火管理者協議会相互の連絡協調を図るため、昭和45年4月に札幌防火管理者連絡協議会連合会が設立された。

その後、政令指定都市への移行に伴い7協議会となり、昭和54年に札幌防火管理者協議会連合会へと改称、さらに平成元年及び平成9年の分区に伴いそれぞれ2協議会、1協議会が設立され、1連合会10協議会となった。

最初の組織発足から50年が経過し、将来的視点での運営体制、会員のニーズや時代に相応した事業展開を行っていく必要性から、各区防火管理者協議会及び札幌防火管理者協議会連合会を統合再編し、平成28年5月24日の設立総会をもって、現在の札幌防火管理者協会が設立された。

2. 目 的

各事業所における防火管理体制の推進を図るために、消防法令を遵守し、会員自らが防火管理に関する知識及び技術の向上に努めるとともに、積極的に防火防災思想の普及啓発及び地域社会への貢献を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

3. 組 織

本会の趣旨に賛同する防火対象物の防火管理者等により組織し、2,211会員によって組織している。

4. 事 業

「コンプライアンスの推進と安全安心向上に向けた情報発信」・「積極的な地域貢献」・「会員自らが主体となって事業に取り組む団体」という3つの組織コンセプトを掲げており、防火管理技能講習会、救命講習会及び実務講習会などの研修会や自主防火キャンペーン、青少年育成事業や地域の防火・防災等の啓発事業への協賛などの地域貢献活動など、会員自らが主体となった事業を展開するとともに、消防機関や各防火協力団体との連絡協調を図り、ホームページを活用した情報発信など、各防火対象物における防火管理体制の充実強化を図っている。

札幌危険物安全協会

1. 設 立

昭和40年に危険物取扱主任者連絡協議会(2協議会)として発足し、昭和47年の政令指定都市への移行に伴い、危険物安全協議会と改称した。(7協議会)

その後、平成元年の分区に伴い9協議会となり、各区協議会相互の連絡協調を図る必要から、平成4年に札幌危険物安全協議会連合会を設立。そして、平成9年の分区に伴い10協議会となった。

最初の組織発足から、平成27年で50年が経過し、将来的視点での運営体制、会員のニーズや時代に相応した事業展開を行っていく必要性から、各区危険物安全協議会及び札幌危険物安全協議会連合会を統合再編し、平成28年4月27日の設立総会をもって、現在の札幌危険物安全協会が設立された。

2. 目 的

危険物施設における消防法令の遵守と保安の確保を図るために、会員自らが危険物施設の健全化及び危険物に関する知識の向上に努めるとともに、積極的に危険物に関する普及啓発及び地域社会への貢献を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

3. 組織

各区内の危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の経営者若しくは本会の趣旨に賛同する事業所をもつて組織している。

4. 事業

「コンプライアンスの推進と保安確保に向けた情報発信」・「積極的な地域貢献」・「会員自らが主体となって事業に取り組む団体」という3つの組織コンセプトを掲げており、危険物安全週間保安研修会、救命講習会及び移動タンク貯蔵所の一斉点検などの研修会等や市民街頭啓発イベント、青少年育成事業や地域の防火・防災等の啓発事業への協賛などの地域貢献活動など、会員自らが主体となつた事業を開催するとともに、消防機関や各防火協力団体との連絡協調を図り、ホームページを活用した情報発信など、各危険物施設における保安体制の充実強化を図っている。

札幌石油燃焼器具整備業協議会

1. 設立

昭和49年3月26日に設立された。

2. 目的

石油燃焼機器の点検整備等の技術向上及び石油燃焼機器に起因する災害の予防並びに市民の安全を確保するため、防火思想の普及啓発に努めるとともに会員相互の親睦を図り、事業の発展と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3. 組織

札幌市火災予防条例に基づく石油燃焼機器の分解整備、修理補修、保守管理及び設置に関する熟練者を擁して、点検整備等の業務を行っている事業所及びこれから事業所を開設しようとする者をもつて組織する。

4. 事業

- (1) 点検整備等の技術向上についての研修会並びに講習会の開催に関する事項
- (2) 点検整備等についての技術的な助言に関する事項
- (3) 防火思想の普及宣伝に関する事項
- (4) 防火について、消防機関並びに関係諸団体との連絡協調に関する事項
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項

ガス・火薬

ガス関係事業所等状況（令和6年4月1日現在）

(単位：件)

事業区分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総 数	2,781	622	390	409	349	104	242	119	113	284	149
高圧ガス関係計	2,064	542	253	282	255	92	165	91	77	205	102
第一種製造者	63	10	7	7	13	2	4	6	3	11	-
第二種製造者	778	236	98	80	61	42	71	40	37	68	45
高圧ガス販売業者	1,013	246	125	167	155	43	76	38	28	97	38
第一種貯蔵所	23	5	1	3	4	1	2	1	-	4	2
第二種貯蔵所	111	26	19	16	12	2	8	2	5	10	11
特定高圧ガス消費者	45	8	3	4	5	1	3	2	3	10	6
容器検査所	31	11	-	5	5	1	1	2	1	5	-
液化石油ガス関係計	717	80	137	127	94	12	77	28	36	79	47
液化石油ガス販売事業所	124	18	23	25	14	-	14	3	6	12	9
保安機関	126	18	23	26	14	-	14	3	6	13	9
充てん事業者	7	-	1	-	4	-	-	1	-	1	-
特定液化石油ガス設備工事事業所	460	44	90	76	62	12	49	21	24	53	29

ガス関係申請・届出状況（令和5年度中）

(単位：件)

	総数	高圧法関係	液石法関係
総 数	1,079	328	751
許可関係 計	94	19	75
	高压ガス製造許可申請書	-	-
	高压ガス製造施設等変更許可申請書	13	-
	第一種貯蔵所設置許可申請書	1	50
	第一種貯蔵所位置等変更許可申請書	1	3
	容器検査所登録申請書	-	-
	容器検査所登録更新申請書	4	10
	高压ガスの種類又は圧力変更申請書	-	-
検査関係 計	49	33	16
	製造施設完成検査申請書	13	5
	第一種貯蔵所完成検査申請書	2	7
	保安検査申請書	18	4
届出関係 計	936	276	660
	高压ガス製造事業届書	16	液化石油ガス販売事業登録簿謄本
	第一種製造事業承継届書	2	交付（閲覧）請求書
	第二種製造事業承継届書	1	登録行政庁変更届書
	高压ガス製造施設軽微変更届書	19	液化石油ガス販売所等変更届書
	高压ガス製造施設等変更届書	12	液化石油ガス販売事業承継届書（甲）
	第一種貯蔵所承継届書	-	液化石油ガス販売事業承継届書（乙）
	第二種貯蔵所設置届書	6	業務主任者等選任（解任）届書
	第一種貯蔵所軽微変更届書	-	液化石油ガス販売事業廃止届
	第二種貯蔵所位置等変更届書	-	一般消費者等の数の減少届書
	高压ガス販売事業届書	28	認定行政庁変更届書
	高压ガス販売事業承継届書	5	保安機関変更届書
	販売に係る高压ガスの種類変更届書	2	保安機関承継届書（甲）
	高压ガス製造開始届書	1	保安機関承継届書（乙）
	高压ガス製造廃止届書	15	保安業務廃止届書
	貯蔵所廃止届書	3	認定液化石油ガス販売事業者状況報告書
	高压ガス販売事業廃止届書	29	貯蔵施設等変更届書
	特定高压ガス消費届書	-	貯蔵施設等完成検査受検届書
	特定高压ガス消費者承継届書	1	貯蔵施設等完成検査報告書
	特定高压ガス消費施設等変更届書	-	充てん設備変更届書
	特定高压ガス消費廃止届書	2	充てん設備完成検査受検届書
	危害予防規程届書	3	充てん設備完成検査結果報告書
	高压ガス保安統括者届書	6	充てん設備保安検査受検届書
	高压ガス保安技術管理者等届書	-	充てん設備保安検査結果報告書
	高压ガス販売主任者届書	52	液化石油ガス設備工事届書
	特定高压ガス取扱主任者届書	2	特定液化石油ガス設備工事事業開始届書
	高压ガス保安統括者代理者届書	5	特定液化石油ガス設備工事事業変更届書
	高压ガス製造休止届書	-	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書
	高压ガス保安協会保安検査受験届書	3	是正計画（報告）書
	指定保安機関保安検査受験届書	10	液化石油ガス販売事業報告
	保安検査結果報告書	23	保安業務実施状況報告
	事故届書	21	充てん事業報告
	冷凍保安責任者届書	-	その他
	冷凍保安責任者代理者届書	1	
	検査主任者届書	3	
	容器検査所廃止届書	2	
	その他	3	

火薬関係事業所等状況（令和6年4月1日現在）

(単位：件)

事業区分		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稻
火薬類製造所	総数	68	16	6	12	3	2	1	1	16	6	5
火薬類販売所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
競技用紙雷管販売所		11	5	1	3	1	-	-	-	1	-	-
		2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
火薬庫	一級火薬庫	14	2	-	-	-	-	-	-	10	2	-
	二級火薬庫	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	三級火薬庫	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	実包火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	煙火火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貯蔵場所外	火薬類販売所関係	7	2	1	3	-	-	-	-	-	1	-
	委託貯蔵	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	がん具用煙火	9	3	2	1	-	1	-	1	-	-	1
	法令に基づく消費者	21	4	2	4	2	1	1	-	3	2	2
	その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

火薬関係申請・届出状況（令和5年度中）

(単位：件)

		火薬類取締法関係
総数		211
許可関係計		87
	火薬類譲渡許可申請書	8
	火薬類譲受許可申請書	3
	火薬類消費許可申請書	44
	火薬類譲受・消費許可申請書	13
	保安教育計画(変更)認可申請書	15
	火薬類譲渡・譲受許可証書換申請書	2
	火薬類販売営業許可申請書	2
	火薬庫設置等許可申請書	-
検査関係計		9
	保安検査申請書	9
	完成検査申請書	-
届出関係計		115
	火薬庫外貯蔵場所指示願	19
	火薬庫外貯蔵場所廃止届	-
	火薬類製造(取扱)保安責任者(代理者・副)選(解)任届	26
	火薬庫等定期自主検査計画策定(変更)届	8
	火薬庫等定期自主検査報告書	17
	火薬類販売年報報告書	9
	火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書	6
	火薬庫所有(占有)者年報報告書	9
	火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書	4
	火薬類消費許可申請書等記載事項変更届	9
	火薬類消費年報報告書	8

火 災

火

災

火 災 の 概 要 (令和5年中)

令和5年中の札幌市内の火災件数は385件で、前年と比較して2件(0.5%)減少し、1日当たり1.05件の発生となつた。

1. 火 災 種 別

火災種別では、建物火災は286件（全火災件数の74.3%）で、前年と比較して4件（1.4%）増加し、林野火災は0件で、前年と比較して1件(100%)の減少となつた。また、車両火災は45件(同11.7%)で6件(11.8%)減少、船舶・航空機火災は0件で前年同数、その他火災は54件(同14.0%)で1件(1.9%)の増加となつた。

2. 死 傷 者

死者は9人で前年と比較して16人(64.0%)減少し、負傷者は59人で前年同数となつた。また、死者のうち逃げ遅れによるものは9人で前年と比較して14人(60.9%)の減少となり、そのうち高齢者は7人で10人(58.8%)の減少となつた。

3. り 災 状 況

焼損棟数は346棟で、前年と比較して21棟の増加となつた。

焼損床面積は3,309m²で、前年と比較して647m²の減少となつた。また、林野焼損面積は0aで、前年同数となつた。

損害額は296,071千円で、前年と比較して14,262千円の増加となつた。

4. 出 火 率

出火率（人口1万人当たりの火災件数）は2.0件/万人で、前年同数となつた。

5. 月 別 発 生 状 況

月別発生件数は、8月の41件が最も多く、次いで、12月が38件となっている。また、最も少ないのは2月の25件となっている。

月平均の発生件数は、32.1件となっている。

6. 区 別 発 生 状 況

区別発生件数は、北区の63件が最も多く、次いで、中央区の57件となっている。また、最も少ないのは清田区の15件となっている。

火災発生状況

(各年・月中)

年月次	総 数	爆 発	火災種別							死者数			負傷者 数	焼損棟 数	り災 世帯数	り災 人員	焼損面積		損害額 (千円)	出火率						
			建 物				林 野	車 両	船舶 ・ 航空 機	その 他	野 火	逃 げ 遅 れ	高 齢 者	建 物 床 (³ m ²)	林 野 (^a)											
			全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や																				
平成 30年	435	-	310	24	16	68	202	-	62	-	63	15	30	30	22	120	370	318	585	6,927	-	483,322 2.2				
令和 元年	407	3	285	19	18	71	177	1	53	-	68	20	11	11	8	63	332	228	407	10,866	-	1,606,994 2.1				
2年	376	1	259	11	12	61	175	3	60	-	54	12	14	12	9	70	303	236	434	2,871	28	257,333 1.9				
3年	383	1	274	29	14	53	178	1	43	-	65	15	20	15	12	65	354	259	498	5,321	1	339,734 1.9				
4年	387	-	282	18	20	59	185	1	51	-	53	5	25	23	17	59	325	256	462	3,956	-	281,809 2.0				
5年	385	-	286	17	16	75	178	-	45	-	54	8	9	9	7	59	346	243	494	3,309	-	296,071 2.0				
5年 1月	36	-	32	2	1	11	18	-	1	-	3	-	-	-	-	7	38	32	64	580	-	32,671 -				
2月	25	-	21	2	-	7	12	-	2	-	2	-	1	1	1	2	30	16	28	210	-	9,607 -				
3月	31	-	25	1	-	8	16	-	4	-	2	1	3	3	3	7	28	14	32	210	-	53,530 -				
4月	34	-	25	4	-	5	16	-	3	-	6	2	-	-	-	9	40	25	49	392	-	20,369 -				
5月	33	-	18	1	-	3	14	-	4	-	11	3	1	1	-	2	19	11	23	175	-	8,137 -				
6月	30	-	23	-	-	6	17	-	3	-	4	1	-	-	-	1	23	17	27	61	-	13,157 -				
7月	27	-	13	1	-	3	9	-	7	-	7	1	1	1	1	5	17	9	20	161	-	30,142 -				
8月	41	-	26	-	2	6	18	-	7	-	8	-	1	1	-	3	27	17	31	274	-	18,452 -				
9月	27	-	18	1	4	5	8	-	6	-	3	-	-	-	-	6	24	20	51	213	-	34,645 -				
10月	34	-	27	3	4	7	13	-	4	-	3	-	1	1	1	4	36	24	51	540	-	40,076 -				
11月	29	-	24	1	2	6	15	-	4	-	1	-	-	-	-	4	26	18	37	227	-	16,499 -				
12月	38	-	34	1	3	8	22	-	-	-	4	-	1	1	1	9	38	40	81	266	-	18,786 -				

区別火災件数

(各年・月中)

年月次	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
平成 30年	435	66	63	57	52	17	45	35	35	29	36
令和 元年	407	69	56	64	55	21	40	10	39	32	21
2年	376	56	52	73	43	18	32	21	34	24	23
3年	383	61	54	51	54	19	38	15	24	39	28
4年	387	69	60	44	54	16	37	18	24	36	29
5年	385	57	63	50	47	24	44	15	27	39	19
5年 1月	36	5	5	8	3	2	3	1	2	5	2
2月	25	8	2	2	5	1	4	1	-	1	1
3月	31	3	4	4	4	2	4	4	2	2	2
4月	34	6	7	3	3	2	1	3	3	5	1
5月	33	3	8	6	5	2	2	-	3	2	2
6月	30	3	7	5	2	2	5	1	1	3	1
7月	27	3	2	3	1	2	5	1	2	7	1
8月	41	9	6	1	8	3	6	1	4	1	2
9月	27	2	2	5	7	3	-	-	5	1	2
10月	34	8	5	4	5	2	2	1	1	4	2
11月	29	3	6	5	3	2	5	1	-	2	2
12月	38	4	9	4	1	1	7	1	4	6	1

原 因 別 火 災 件 数

(各年・月中)

年月次		出火原因																		
		総数	放火 (疑いを含む。)	こんろ	たばこ	火遊び	ストーブ	電気配線	電気機器	電気装置	配線器具	排気管	マッチ・ライター	溶接等	灯火	焼却炉	たき火	その他の電気	その他	不明
平成	30年	435	43	68	46	4	34	24	14	9	20	11	5	1	9	6	6	21	67	47
令和	元年	407	51	59	53	6	29	10	14	4	23	7	8	3	4	1	9	21	78	27
	2年	376	44	62	38	3	21	21	19	5	11	12	8	2	2	6	5	20	73	24
	3年	383	52	69	36	5	27	15	20	6	17	7	7	6	12	3	4	17	60	20
	4年	387	62	66	49	1	19	17	21	3	22	10	4	2	6	3	4	25	57	16
	5年	385	46	68	34	7	26	18	26	2	18	7	6	3	8	7	1	29	68	11
5年	1月	36	5	10	4	-	2	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-	4	4	3
	2月	25	2	6	1	-	1	1	2	-	2	-	1	-	1	-	-	7	1	-
	3月	31	3	9	2	1	5	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	3	4	-
	4月	34	2	9	1	2	3	1	1	1	-	1	-	-	-	4	-	5	3	1
	5月	33	9	4	2	1	1	-	2	-	1	2	1	-	1	-	-	2	6	1
	6月	30	4	4	3	1	-	1	1	1	2	2	-	-	1	1	-	1	8	-
	7月	27	2	1	4	-	-	4	3	-	-	-	-	-	3	-	1	2	7	-
	8月	41	4	4	7	-	-	5	3	-	3	-	1	1	-	1	-	3	9	-
	9月	27	7	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-	1	1	-	-	3	6	1
	10月	34	1	4	3	1	2	2	5	-	2	-	-	-	1	1	-	3	8	1
	11月	29	4	7	-	-	2	2	2	-	2	2	-	1	-	-	-	2	4	1
	12月	38	3	8	5	1	10	-	2	-	3	-	1	-	-	-	-	1	2	2

(注) 出火原因の網掛けは、「電気関係」を示す。

警 防

警 防 活 動 の 概 要

都市構造や社会環境等の変化に伴い、災害の発生要因は複雑多様化しており、従来にも増して的確な災害対応が求められており、様々な災害に対応できる強靭な消防部隊の育成を図っている。

また、道内の災害発生時における相互応援体制の確立、さらに、全国で大規模災害が発生した場合に応援出動する緊急消防援助隊に 66 隊（令和 6 年 4 月 1 日現在）を登録するとともに、応援を受ける場合の受援計画を作成し、全国的な災害対応体制を確立するなど、警防体制の充実強化に努めている。

このような中、本市における令和 5 年中の火災出動等の概要は次のとおりである。

1. 消防隊の出動状況

総出動件数は 10,261 件（火災 385 件、救助 1,948 件、危険排除 7,928 件）で 1 日平均 28.1 件、約 51 分に 1 回出動しており、前年比出動件数は 584 件の減（火災 2 件減、救助 47 件増、危険排除 629 件減）となっている。

第 2 出動以上の火災は 14 件で、前年より 2 件の増となっている。

また、総出動隊数は、31,161 隊（火災 3,199 隊、救助 11,432 隊、危険排除 16,530 隊）で、前年比 235 隊の減となっている。

※ 危険排除出動とは、火災現象の見られない事象「非火」及びガス漏えい、危険物の流出等に消防隊が出動したものをいう。

2. 焼損面積（建物）に対する使用水量

建物火災の焼損面積 3,188 m²に対する使用水量は 1,920,670ℓ と前年比 373,564ℓ の減となり、焼損面積 1 m²当たりの使用水量は 602.4ℓ と前年比 2.8ℓ の減となっている。

3. 火災出動時における現場到着までの所要時間

消防隊の出動から現場到着までの平均所要時間は、最先着隊 6.2 分で前年比 0.4 分減となっており、最後着隊 12.6 分で前年比 0.4 分減となっている。

4. 火災出動時における現場到着から現場引揚げまでの所要時間

消防隊の現場到着から現場引揚げまでの平均時間は、136.9 分で前年比 0.9 分の減、また、消防隊の出動から帰署（所）までの平均時間は 156.2 分で前年比 2.3 分減となっている。

5. 警戒パトロールの実施状況

火災の早期発見と災害発生時の初動体制の強化を図るため、12,358 回の警戒パトロールを実施した。

行政区別火災出動状況 (令和5年中)

行政区	出動件数 (件)	出動人員 (人)	出動隊数(隊)							放水状況				
			総数	指揮隊	ポンプ群隊	救助隊	はしご隊 屈折隊	救急隊	その他	件数 (件)	隊数 (隊)	使用ホース (本)	使用水量 (ℓ)	
総数	385	12,432	3,199	386		1,803	323	228	278	181	168	517	4,444	1,920,670
中央	57	1,943	528	64		269	44	58	50	43	22	44	386	108,790
北	63	2,074	527	60		307	53	30	49	28	30	98	863	326,120
東	50	1,696	427	54		249	42	21	38	23	24	75	647	366,060
自石	47	1,320	330	40		195	40	13	25	17	22	72	688	268,100
厚別	24	891	229	29		127	28	22	18	5	8	26	265	136,800
豊平	44	1,143	300	42		166	24	30	22	16	15	33	249	88,000
清田	15	682	170	18		96	25	8	11	12	6	40	293	180,900
南	27	978	252	28		144	23	19	28	10	17	64	531	242,850
西	39	1,053	272	32		156	23	22	22	17	16	39	316	105,700
手稲	19	652	164	19		94	21	5	15	10	8	26	206	97,350

(注) 消防部隊が対応した結果、火災扱いとした出動状況を示す。

月別火災防ぎよ状況 (令和5年中)

月及び種別	出動件数(件)					隊数(隊)		人員(人)		放水状況					
	総数	第1	第2	第3	第4	出動	防ぎよ	出動	防ぎよ	件数 (件)	隊数 (隊)	延時間 (分)	口数 (口)	使用ホース (本)	使用水量 (ℓ)
総数	385	371	14	-	-	3,199	2,699	12,432	10,737	168	517	18,681	520	4,444	1,920,670
建物火災	286	272	14	-	-	2,875	2,417	11,161	9,605	126	449	17,356	446	4,028	1,763,370
建物以外の火災	99	99	-	-	-	324	282	1,271	1,132	42	68	1,325	74	416	157,300
1月	建物	32	30	2	-	307	267	1,203	1,082	15	47	2,198	47	500	238,220
		4	4	-	-	5	5	19	19	1	1	20	1	3	2,500
2月	建物	21	19	2	-	217	186	842	738	7	29	1,104	26	270	131,300
		4	4	-	-	9	9	33	33	3	4	64	5	11	13,800
3月	建物	25	24	1	-	229	188	894	750	12	37	1,397	39	348	125,250
		6	6	-	-	18	18	76	76	1	2	35	2	12	6,300
4月	建物	25	23	2	-	278	233	1,085	929	12	57	2,606	61	494	199,930
		9	9	-	-	67	58	265	235	7	16	375	18	98	49,900
5月	建物	18	18	-	-	182	151	704	598	8	18	759	17	175	66,500
		15	15	-	-	46	42	187	172	9	15	259	15	63	18,250
6月	建物	23	23	-	-	263	189	1,014	742	9	17	699	17	153	28,900
		7	7	-	-	16	16	65	65	2	5	54	6	58	19,500
7月	建物	13	12	1	-	127	112	482	434	5	17	934	22	172	110,350
		14	14	-	-	31	28	121	111	5	5	54	6	25	3,300
8月	建物	26	24	2	-	251	224	963	868	10	43	1,456	40	371	141,400
		15	15	-	-	42	38	165	151	5	9	190	9	97	24,700
9月	建物	18	17	1	-	223	189	838	725	10	38	669	42	313	104,300
		9	9	-	-	33	27	123	107	4	5	203	6	20	12,100
10月	建物	27	26	1	-	252	221	1,010	912	15	72	3,345	65	640	362,850
		7	7	-	-	25	17	94	67	3	3	26	3	6	2,050
11月	建物	24	24	-	-	221	194	862	776	10	33	915	30	250	97,650
		5	5	-	-	11	10	41	38	2	3	45	3	23	4,900
12月	建物	34	32	2	-	325	263	1,264	1,051	13	41	1,274	40	342	156,720
		4	4	-	-	21	14	82	58	-	-	-	-	-	-

行政区別火災以外（危険排除）の出動状況（令和5年中）

行政区	出動件数 (件)	出動隊数 (隊)	出動人員 (人)	事故種別(件)															
				自火報の非火災報	危険物	ストーブ等の異常燃焼	蒸気・煙	ガス漏れ	排水関係	異臭	虚報・誤報	電気関係	ガス漏れ警報設備	漏電火災警報器	防犯ベル	風水害	倒壊関係	救急支援	その他
総数	7,928	16,530	63,039	2,449	506	23	167	44	19	91	285	50	21	11	13	18	15	2,124	2,092
中央	1,361	2,956	11,074	568	65	3	42	10	7	18	58	11	3	2	3	2	3	252	314
北	1,162	2,333	8,766	318	84	8	23	4	-	10	32	8	2	1	3	5	6	326	332
東	1,020	2,001	7,636	365	82	1	17	4	3	12	41	12	3	3	2	3	1	226	245
白石	907	1,916	7,370	289	69	2	22	5	3	9	31	6	3	1	-	2	-	218	247
厚別	479	1,132	4,322	124	19	-	12	2	-	7	16	3	2	-	-	2	-	181	111
豊平	876	1,721	6,618	287	44	2	7	8	1	13	34	3	3	3	3	-	1	204	263
清田	328	735	3,029	49	27	1	7	2	-	3	7	1	1	1	-	1	-	119	109
南	579	1,297	4,861	91	27	3	9	1	1	6	23	-	-	-	-	2	1	240	175
西	781	1,619	6,148	253	44	2	23	6	4	11	31	5	4	-	1	1	2	225	169
手稲	435	820	3,215	105	45	1	5	2	-	2	12	1	-	-	1	-	1	133	127

主要警防資機材現有状況 (令和6年4月1日現在)

資機材名		総数	局	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
消防器具	無反動管その他	53	-	6	8	6	6	3	5	3	6	5	5
	二股分岐管	77	-	8	11	9	7	5	7	6	11	7	6
	自給式消火バケツ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	空中消火タンク	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	C1級軽可搬消防ポンプ	3	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-
	B3級軽可搬消防ポンプ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	背負式放水器	91	-	10	-	-	-	50	-	-	10	11	10
	組立水槽	1t	5	-	-	-	-	2	2	-	1	-	-
	組立水槽	10t	11	-	1	1	1	1	1	1	2	1	1
	自動回転放水銃	7	-	-	1	-	-	2	1	1	-	2	-
	ラインプロポーショナ	53	-	6	8	7	5	3	6	3	7	3	5
	エアフォームノズル200型	51	-	6	8	5	5	3	6	3	7	3	5
	エアフォームノズル400型	6	-	-	-	2	2	-	-	-	-	2	-
	エアフォームノズル800型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	エアフォームノズル1000型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	防水シート	375	-	34	46	49	40	25	45	26	58	25	27
一般救助器具	かぎ付はし	29	-	4	3	2	2	2	3	3	4	3	3
	二連はし	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	三連はし	73	-	9	10	8	7	5	8	5	9	6	6
	ワイヤーはし	12	-	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	空気式救助マット	11	-	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	救命索発射銃	10	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	サバイバースリング	15	2	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1
	救助用縛帶	81	10	8	11	8	7	5	8	5	8	5	6
	簡易縛	13	-	2	1	1	2	1	2	1	1	1	1
	平担架	17	-	2	2	2	1	1	2	1	3	2	1
	バスケット担架	21	-	3	1	1	1	2	3	2	5	1	2
	四つ折り担架	111	-	11	21	9	8	6	20	6	15	9	6
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	104	-	12	14	9	9	6	10	11	11	9	13
	可搬ウインチ	14	-	3	1	1	1	1	2	1	2	1	1
	マンホール救助器具	10	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マット型空気ジャッキ	13	-	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1
	小型マット型空気ジャッキ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大型油圧式救助器具一式	14	-	3	1	1	1	1	2	1	2	1	1
	救助用支柱器具	3	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
切断用器具	エンジンカッタ	79	1	12	11	8	7	5	9	5	9	6	6
	ガソリン溶断器	6	-	-	1	-	1	1	1	1	-	1	-
	酸素溶断器	5	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-
	ガス溶断器	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	チエーンソー	78	1	10	10	8	7	8	8	5	9	6	6
	根鉄線カッタ	13	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	空気切断機	73	-	10	10	9	7	5	7	5	9	4	7
	バッテリー式セイバーソー	12	-	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	コンクリートチェーンソー	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破壊用器具	万能斧	91	1	9	10	13	7	9	10	8	11	6	7
	ハンマーマー	73	-	9	10	9	7	5	8	5	9	6	5
	携帯用コンクリート破壊器具	12	-	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	削岩機	16	-	5	2	1	1	1	2	1	1	1	1
	ハンマドリル	20	-	4	3	2	1	1	3	1	2	2	1
測定器具	生物剤検知器	4	-	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	可燃性ガス測定器	82	-	11	10	8	7	5	9	5	9	6	12
	化学剤検知器	9	-	7	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	有毒ガス測定器	15	-	1	4	1	1	1	3	1	1	1	1
	放射線測定器	92	-	34	23	2	2	2	21	2	2	2	2
	放射線線量計	199	-	53	42	10	10	10	34	10	10	10	10

資機材名			総数	局	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
測定器具	生物 剤 檢 知 器	器	4	-	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	可燃 性ガス測定器	器	82	-	11	10	8	7	5	9	5	9	6	12
	化 学 剤 檢 知 器	器	9	-	7	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	有 毒 ガス測定器	器	14	-	1	3	1	1	1	3	1	1	1	1
	放 射 線 测 定 器	計	92	-	34	23	2	2	2	21	2	2	2	2
	放 射 線 線 量 計		195	-	49	42	10	10	10	34	10	10	10	10
呼吸保護用器具	空 気 呼 吸 器		302	2	39	42	35	27	21	31	21	36	24	24
	空 気 ボンベ (F R P)		1,098	2	140	118	164	99	86	118	86	115	93	77
	空 気 ボンベ (スチール)		68	-	4	10	15	4	6	15	-	4	4	6
	酸 素 呼 吸 器		48	-	9	4	5	4	4	4	5	4	4	5
	簡 易 呼 吸 器		232	-	27	17	30	17	21	25	18	33	23	21
	取 替 式 防じんマスク		307	-	25	49	34	30	23	32	24	22	26	32
	送 排 風 機		12	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
隊員保護用器具	放 射 性ダスト用防じんマスク		69	-	65	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	耐 電 手 袋		72	-	7	7	7	7	7	7	7	9	7	7
	耐 電 衣		20	-	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	耐 電 靴		20	-	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	耐 電 長 ボ		42	-	4	4	4	4	4	4	4	6	4	4
	感 染 防 止 用 ゴ		241	-	26	37	32	32	16	16	17	23	18	24
	携 防 带 警 命		250	-	33	34	26	24	15	28	17	33	20	20
	防 毒 学 防 護		79	-	18	24	-	-	-	25	-	6	-	6
	化 学 防 護		188	-	58	62	4	7	4	32	4	6	4	7
	ア ス ベ ス 特 対 応 防 毒		52	-	10	5	5	5	5	5	5	5	-	7
	陽 圧 式 化 学 防 護		51	-	13	5	4	4	4	5	4	4	4	4
	耐 热 防 護		38	-	4	2	9	4	2	4	2	2	5	4
その他の救助器具	放 射 線 防 護		40	-	7	5	2	2	2	8	2	7	2	3
	放 射 性 物 質 防 護		28	-	10	-	-	-	5	3	-	5	5	5
	フ ル ハ 一 ネ ス		231	34	22	25	21	19	15	18	13	25	18	21
	切 創 防 止 用 保 護 衣		75	1	11	10	8	7	5	8	4	9	6	6
	投 光 器 一 式		101	-	16	12	10	9	8	12	6	12	9	7
	携 光 带 投 光 器		85	-	8	13	5	6	6	21	5	10	6	5
	充 携 電 式 懐 中 電 灯		105	-	12	12	14	9	9	10	7	12	8	12
高度救助資機材	携 带 拡 声 器		129	-	22	14	14	13	9	14	9	14	10	10
	携 带 無 線 機		688	80	82	66	76	65	51	57	45	64	44	58
	緩 発 電 機		22	-	2	2	2	2	2	3	2	3	2	2
	シ 雪 一 ト ベ ル ト 力 ツ タ ー		116	-	19	14	11	10	8	15	7	15	8	9
	可 搬 式 ブ ロ ー ダ ー		14	-	2	1	1	1	1	2	1	3	1	1
	可 搬 式 ブ ロ ー ダ ー		173	3	17	18	12	16	6	12	6	37	15	31
	簡易画像探索機	I	11	-	4	2	-	-	-	2	1	-	1	1
水難救助器具	簡易画像探索機 II		3	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	地熱画像探音響機	II	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電磁波探査機	II	4	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	二酸化炭素探査機	II	22	-	6	3	1	2	1	4	1	1	2	1
	水中探査装	II	3	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	地中探査装	II	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地震警報機	II	4	-	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-
山岳救助器具	ドライスーツ (潜水救助用)		23	-	-	-	12	11	-	-	-	-	-	-
	ドライスーツ (流水救助用)		28	4	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-
	潜水器具一式		16	-	-	-	8	8	-	-	-	-	-	-
	救助者救命胴衣		315	5	35	42	36	32	22	35	18	37	27	26
	救助者用救命胴付		308	-	40	42	35	31	22	30	18	37	27	26
	救助者用救命胴衣		66	-	7	9	13	6	4	6	3	8	5	5
	水中投光器 (ライト)		10	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-
	水中通話装置一式		2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	救命ボート浮		35	1	7	4	4	5	2	2	2	4	2	2
	救命ボート外機		3	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-
山岳救助器具	水難救助用担架		2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	水中探索装		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水中テレビビームラ		1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	ウイーンチ	P S	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
Gビ	コーン	S N	8	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	3
Gビ	コーン	S N	35	5	-	-	-	-	-	-	-	20	-	10

水 利

消 防 水 利 の 概 要

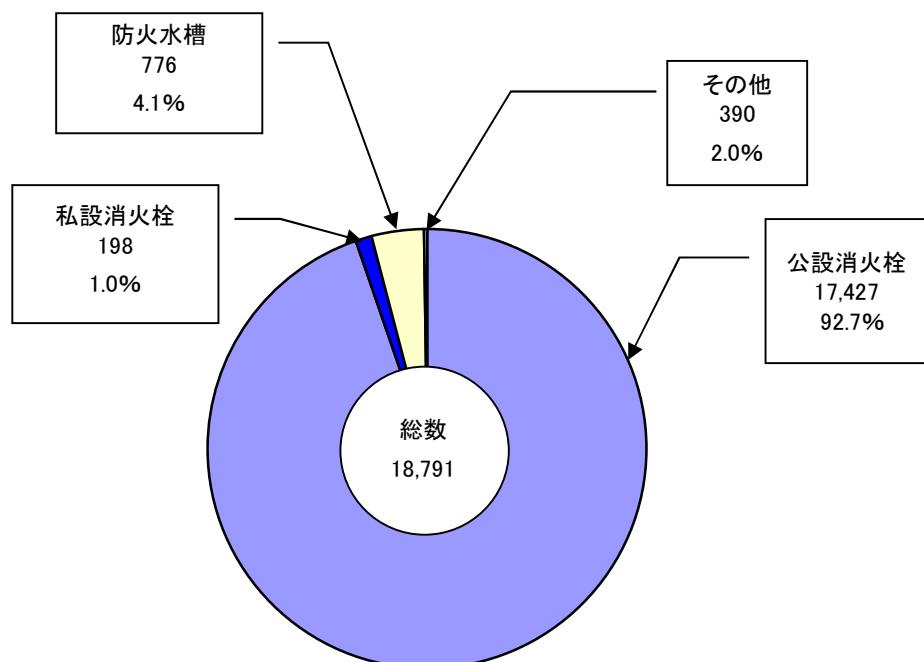
現在、本市における消防水利の主軸となっているのは消火栓である。消火栓設置については、水道局における水道管延長計画に合わせて行っており、令和5年度は公設消火栓4基の増加があった。

令和6年4月1日現在の消防水利状況は次のとおりである。

消 防 水 利 状 況

(単位：基、か所、%)

種 別	R6. 4. 1 現在	R5. 4. 1 現在	増 △ 減
総 数	18,791	18,784	7
公設消火栓	单口 13,661	13,649	12
	双口 3,766	3,774	△8
私設消火栓	单口 156	154	2
	双口 42	42	-
防火水槽	公設 669	668	1
	私設 107	107	-
井 戸	-	-	-
池 沼	14	14	-
受 水 槽 等	376	376	-



消防水利一覧 (令和6年4月1日現在)

種 別		合 計	消 火 案 (基)							防 火 水 槽 (基)			その他の	
			公 設			私 設								
			小 計	計	単口	双口	計	単口	双口	計	公設	私設		
総 計		18,791	17,625	17,427	13,661	3,766	198	156	42	776	669	107	390	
局	消 防 学 校	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	
	中 央 署 計	2,067	1,884	1,842	1,460	382	42	33	9	30	24	6	153	
中 央	消 防 係	426	329	326	239	87	3	-	3	3	2	1	94	
	桑 園	254	244	244	210	34	-	-	-	6	6	-	4	
	宮 の 森	466	433	408	330	78	25	22	3	7	5	2	26	
	豊 水	290	268	268	204	64	-	-	-	1	-	1	21	
	幌 西	286	274	273	229	44	1	1	-	9	7	2	3	
	山 鼻	345	336	323	248	75	13	10	3	4	4	-	5	
	北 署 計	2,676	2,459	2,424	1,963	461	35	9	26	184	145	39	33	
北	消 防 係	296	288	287	229	58	1	1	-	4	4	-	4	
	あ い の 里	612	554	554	453	101	-	-	-	51	51	-	7	
	篠 路	394	373	373	282	91	-	-	-	16	16	-	5	
	屯 田	153	147	147	116	31	-	-	-	6	3	3	-	
	新 琴	268	252	252	222	30	-	-	-	16	14	2	-	
	新 光	351	296	296	229	67	-	-	-	50	44	6	5	
	幌 北	352	340	340	293	47	-	-	-	12	12	-	-	
東	東 署 計	2,364	2,247	2,212	1,750	462	35	30	5	90	77	13	27	
	消 防 係	526	506	503	412	91	3	-	3	15	14	1	5	
	丘 珠	312	287	286	209	77	1	-	1	22	22	-	3	
	榮 荣	446	427	427	354	73	-	-	-	19	19	-	-	
	北 荣	212	203	202	166	36	1	1	-	6	6	-	3	
	札 苗	424	408	402	307	95	6	6	-	10	10	-	6	
	苗 穂	444	416	392	302	90	24	23	1	18	6	12	10	
白	白 石 署 計	1,954	1,867	1,865	1,506	359	2	2	-	53	43	10	34	
	消 防 係	585	558	558	460	98	-	-	-	17	16	1	10	
	元 町	247	238	238	199	39	-	-	-	2	2	-	7	
	菊 水	262	240	238	171	67	2	2	-	12	8	4	10	
	北 郷	330	317	317	266	51	-	-	-	10	5	5	3	
	東 白 石	530	514	514	410	104	-	-	-	12	12	-	4	
	厚 別 署 計	1,212	1,123	1,122	820	302	1	1	-	69	59	10	20	
厚	消 防 係	646	599	598	442	156	1	1	-	33	27	6	14	
	厚 別 西	228	208	208	158	50	-	-	-	17	17	-	3	
	もみじ 台	338	316	316	220	96	-	-	-	19	15	4	3	
	豊 平 署 計	1,902	1,784	1,761	1,415	346	23	22	1	83	70	13	35	
	消 防 係	608	595	594	479	115	1	1	-	9	8	1	4	
	美 園	528	483	483	389	94	-	-	-	35	35	-	10	
	平 岸	192	181	180	137	43	1	1	-	9	3	6	2	
清	西 岡	304	290	290	234	56	-	-	-	8	6	2	6	
	東 月 寒	270	235	214	176	38	21	20	1	22	18	4	13	
	清 田 署 計	1,204	1,093	1,088	816	272	5	5	-	87	84	3	24	
	消 防 係	673	608	603	453	150	5	5	-	46	45	1	19	
	北 野	239	222	222	159	63	-	-	-	13	13	-	4	
	里 塚	292	263	263	204	59	-	-	-	28	26	2	1	
	南 署 計	1,862	1,752	1,702	1,242	460	50	49	1	96	85	11	14	
南	消 防 係	325	317	269	173	96	48	48	-	7	4	3	1	
	澄 川	241	231	231	188	43	-	-	-	10	8	2	-	
	平 沿	317	286	286	222	64	-	-	-	28	25	3	3	
	定 山 溪	448	413	411	303	108	2	1	1	31	29	2	4	
	藤 野	101	95	95	52	43	-	-	-	2	2	-	4	
	石 山	430	410	410	304	106	-	-	-	18	17	1	2	
	西 署 計	1,937	1,869	1,866	1,465	401	3	3	-	42	41	1	26	
手	消 防 係	869	843	841	642	199	2	2	-	7	7	-	19	
	八 軒	239	230	230	196	34	-	-	-	5	5	-	4	
	西 野	472	446	446	348	98	-	-	-	26	25	1	-	
	平 和	357	350	349	279	70	1	1	-	4	4	-	3	
	手 稲 署 計	1,612	1,546	1,545	1,224	321	1	1	-	42	41	1	24	
	消 防 係	266	262	261	215	46	1	1	-	3	3	-	1	
	稻 穂	392	369	369	286	83	-	-	-	18	17	1	5	
手 稲	前 田	300	286	286	212	74	-	-	-	4	4	-	10	
	西 宮 の 沢	321	304	304	243	61	-	-	-	11	11	-	6	
		333	325	325	268	57	-	-	-	6	6	-	2	

救急

救急業務の概要

救急業務は、昭和 38 年に消防機関の業務として法制化されたところであるが、本市においては昭和 33 年から救急業務を開始しており 66 年が経過している。

この間、社会環境の著しい進展と多岐にわたる消防行政の中で救急業務の占める割合は極めて重要なものとなり、今日では地域住民の日常生活にとって不可欠な業務として定着している。

このような中、平成 3 年 4 月の「救急救命士法」制定により、救急隊員の行う応急処置が拡大した。平成 13 年には、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置の質を保障する体制であるメディカルコントロール体制構築が総務省消防庁から通知され、平成 14 年 12 月には総務省消防庁と厚生労働省の合同検討会である「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告書により、包括的指示下での除細動及び気管挿管が認められた。この報告書の発出に伴い、厚生労働省令施行規則が改正され、平成 15 年 4 月 1 日からは包括的指示下での除細動、平成 16 年 7 月 1 日からは気管挿管が可能となった。さらに平成 18 年 4 月 1 日からは薬剤投与、平成 26 年 4 月 1 日からは心肺停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が可能となった。

以上のような情勢に対応するため、本市においては、高規格救急自動車の整備、救急救命士の養成を推進するとともに、平成 7 年 10 月には救急ワークステーションを市立札幌病院の敷地内に開設するなど、救急隊員の教育訓練の充実、医療機関との連携強化を図り、市民生活の安全確保に努めている。また、令和元年 11 月 25 日からは、市内での救急要請輻輳時において、消防車と救急車の「乗換運用」を試行実施している。さらに、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、札幌市保健福祉局から患者移送に係る協力依頼を受け、令和 2 年 2 月 10 日から患者の移送業務に当たっている（「新型コロナウイルス感染症の移送に関する覚書」締結）。

令和 5 年中における救急自動車による救急活動概要は、次のとおりである（札幌市保健福祉局からの協力依頼に基づく新型コロナウイルス感染症患者の移送に係る出動件数及び搬送人員は、各集計数値から除いている。）。

1. 出動件数

- (1) 出動件数は、119,872 件となり、前年比 3,903 件増加した。これはおよそ 4.4 分に 1 回出動し、市民 16.3 人のうち 1 人が救急車を要請したことになる。なお、札幌市保健福祉局からの協力依頼に基づく新型コロナウイルス感染症患者の移送に係る出動件数は、85 件であった。
- (2) 1 日あたりの最高出動件数は、514 件(8 月 25 日)であり、1 日あたりの平均出動件数は 328.4 件であった。
- (3) 出動件数が最も多い救急隊は、八軒救急隊 (4,539 件)。次いで豊水救急隊 (4,469 件)、大通救急隊 (4,334 件) の順である。1 隊あたりの平均は 3,424.9 件である。
- (4) 最も多い行政区は、中央区 (21,601 件)。次いで北区 (15,902 件)、東区 (15,549 件) の順である。
- (5) 最も多い消防署は、中央署 (20,859 件)。次いで東署 (17,186 件)、北署 (15,052 件) の順である。
- (6) 最も多い月は、8 月 (12,891 件)。次いで 7 月 (11,440 件)、12 月 (11,304 件) の順である。
- (7) 最も多い曜日は、月曜日 (17,931 件)。次いで金曜日 (17,488 件)、日曜日 (17,216 件) の順である。

(8) 最も多い時間帯は、10時台(7,807件)。次いで9時台(7,786件)、11時台(7,049件)の順である。

2. 事故種別

- (1) 急病は80,554件となり、前年比1,333件増加した。全出動件数に占める割合は67.2%となった。
- (2) 一般負傷は19,811件となり、前年比1,805件増加した。全出動件数に占める割合は16.5%となつた。
- (3) 交通事故は3,702件となり、前年比185件増加した。全出動件数に占める割合は3.1%となった。
- (4) その他の事故種別(急病・一般負傷・交通事故を除く。)は、合わせて15,805件となった。主な種別は、転院搬送(8,260件)である。

3. 搬送人員等

- (1) 搬送人員は、99,697人となり、前年比7,112人増加した。これは、市民19.6人のうち1人を救急車により医療機関へ搬送したことになる。なお、札幌市保健福祉局からの協力依頼に基づく新型コロナウイルス感染症患者の移送に係る搬送人員は、85人であった。
- (2) 搬送人員の性別は、男性46,554人(46.7%)、女性53,143人(53.3%)である。性別の違いによる傾向は、労働災害、運動競技において比較的男性が多く、自損行為において比較的女性が多い。
- (3) 傷病程度は、軽症(外来診療)51,293人(51.4%)、中等症(入院診療)44,059人(44.2%)、重症(長期入院)2,781人(2.8%)、死亡1,557人(1.6%)、その他7人(0.01%)である。
- (4) 診療科目は、内科系24,255人(24.3%)、脳神経外科系24,196人(24.3%)、整形・形成外科系13,856人(13.9%)、循環器科系9,965人(10.0%)、消化器科系8,976人(9.0%)である。
- (5) 救急告示医療機関への搬送は、79,324人(79.6%)である。
- (6) 夜間急病センターへの搬送は、4,501人(4.5%)であり、前年比595人増加している。
- (7) 医療機関別の搬送は、国・公立10,932人(11.0%)、公的1,981人(2.0%)、私的86,784人(87.0%)である。
- (8) 救急業務に要する所要時間及び走行距離は、出動から現場到着まで平均8.4分(119番通報から現場まで平均9.5分)、現場までの走行距離は平均3.1kmである。また、現場活動時間は平均23.3分、現場から医療機関まで平均11.2分、現場から医療機関までの走行距離は平均6.2kmである。
- (9) 救急隊が行った応急処置(観察含む)は、血中酸素飽和度測定、血圧測定、心音・呼吸音等の聴診、体温測定、心電図測定、その他の観察、酸素投与、被覆、固定等である。

4. 応急手当の普及啓発実施状況

市民に対する応急手当の指導は、従前、各消防機関で独自に内容を定めていたが、総務省消防庁から「応急手当の普及啓発活動の推進に関する要綱」(平成5年3月制定)が示されたことから、指導内容等は全国的に統一されている。

本市においては、同要綱に基づき応急手当に関する各種講習(以下「普及講習」という。)を行い、広く市民に応急手当の技術と知識を啓発している。

また、一般市民にもAED(自動体外式除細動器)の使用が認められたことにより、平成17年4月1日から、普及講習にAEDの使用方法を取り入れている。

- (1) 令和5年中の普及講習は、582回実施し、17,688人が受講している。
- (2) 受講者の区分は、学校関係が12,781人(72.3%)、事業所等が2,265人(12.8%)、その他(個人での受講)が1,755人(9.9%)の順である。

救急業務状況（令和5年中）

種別	令和5年	1日平均	1隊平均	前年 (令和4年)
出動件数	119,872	328.4	3424.9	115,969
出動人員	370,783	1015.8	10,593.8	358,448
傷病者搬送件数	99,302	272.1	2,837.2	92,165
傷病者不搬送件数	20,570	56.4	587.7	23,804
うち医師等搬送件数	83	0.2	2.4	94
搬送人員	99,697	273.1	2,848.5	92,585
走行距離(km)	1,612,555	4,418.0	46,073.0	1,526,567
所要時間(分)	8,176,369	22,401.0	233,610.5	8,045,218

救急業務の推移（過去 5 年間）

(単位：件、人)

年別		総数	火災	自然災害	水難	交通	労災	運動	一般負傷	加害	自損	急病	その他
出動件数	元	102,309	469	1	11	3,995	661	410	15,279	435	1,252	67,424	12,372
	2	90,783	442	2	9	3,303	604	191	13,978	367	1,303	59,803	10,781
	3	97,852	413	2	9	3,360	656	219	14,844	340	1,344	65,700	10,965
	4	115,969	442	4	8	3,517	748	308	18,006	393	1,531	79,221	11,791
	5	119,872	426	1	8	3,702	676	371	19,811	438	1,542	80,554	12,343
搬送件数	元	88,431	58	1	2	3,396	638	394	13,733	306	942	59,885	9,076
	2	76,945	76	1	-	2,738	584	186	12,478	266	973	51,874	7,769
	3	81,645	62	1	4	2,767	642	206	13,245	235	962	55,796	7,725
	4	92,165	70	1	2	2,848	701	294	15,674	270	1,066	63,600	7,639
	5	99,302	46	1	1	3,030	652	353	17,641	313	1,135	67,949	8,141
不搬送件数	元	13,878	411	-	9	599	23	16	1,546	129	310	7,539	3,296
	2	13,838	366	1	9	565	20	5	1,500	101	330	7,929	3,012
	3	16,207	351	1	5	593	14	13	1,599	105	382	9,904	3,240
	4	23,804	372	3	6	669	47	14	2,332	123	465	15,621	4,152
	5	20,570	380	-	7	632	24	18	2,170	125	407	12,605	4,202
搬送人員	元	88,898	68	1	2	3,718	639	396	13,754	312	942	59,986	9,080
	2	77,284	85	1	-	2,971	586	186	12,501	269	974	51,938	7,773
	3	81,973	69	1	4	2,956	642	209	13,267	237	962	55,896	7,730
	4	92,585	71	1	2	3,072	704	297	15,692	274	1,067	63,761	7,644
	5	99,697	48	1	1	3,310	655	356	17,662	317	1,141	68,064	8,142

行政区別・月別・曜日別救急出動状況（令和5年中）

(単位：件)

行政区	総数	火災	自然災害事故	水難事故	交通事故	労働災害事故	運動競技事故	一般負傷	加害事故	自損行為	急病	その他
総 数	119,872	426	1	8	3,702	676	371	19,811	438	1,542	80,554	12,343

行 政 区

中央区	21,601	87	-	-	667	154	46	3,722	170	347	12,902	3,506
北区	15,902	68	-	1	556	75	55	2,476	50	203	11,268	1,150
東区	15,549	54	1	2	574	106	45	2,369	36	184	10,559	1,619
白石区	12,715	44	-	3	399	88	34	2,072	40	158	8,806	1,071
厚別区	7,636	26	-	-	193	23	26	1,268	21	77	5,142	860
豊平区	13,043	40	-	1	361	61	69	2,148	43	199	8,994	1,127
清田区	5,569	13	-	-	169	36	19	930	10	63	3,829	500
南区	8,399	33	-	-	219	37	30	1,484	25	104	5,675	792
西区	11,978	40	-	1	334	62	24	2,049	23	131	8,195	1,119
手稻区	7,463	21	-	-	225	34	23	1,292	20	76	5,174	598
市外	17	-	-	-	5	-	-	1	-	-	10	1

月 別

1月	9,852	49	-	-	210	58	13	1,748	32	116	6,664	962
2月	8,259	37	-	-	204	53	22	1,521	42	123	5,365	892
3月	8,542	35	1	-	220	51	21	1,491	39	112	5,579	993
4月	8,556	44	-	2	261	54	23	1,466	28	128	5,664	886
5月	9,459	23	-	1	312	52	44	1,517	34	123	6,350	1,003
6月	9,576	25	-	-	377	43	46	1,421	27	132	6,430	1,075
7月	11,440	26	-	2	348	63	62	1,725	35	148	7,871	1,160
8月	12,891	31	-	1	346	83	31	1,753	50	149	9,218	1,229
9月	9,960	38	-	1	353	43	34	1,589	35	144	6,672	1,051
10月	9,953	43	-	1	379	72	31	1,645	54	122	6,601	1,005
11月	10,080	31	-	-	418	45	23	1,719	27	133	6,689	995
12月	11,304	44	-	-	274	59	21	2,216	35	112	7,451	1,092

曜 日 別

月曜	17,931	64	1	2	530	96	32	2,880	51	263	12,185	1,827
火曜	16,770	55	-	1	575	125	25	2,757	53	201	11,044	1,934
水曜	16,910	48	-	2	542	116	29	2,827	53	203	11,261	1,829
木曜	16,437	70	-	-	558	93	35	2,745	45	264	10,869	1,758
金曜	17,488	60	-	-	557	110	46	2,801	60	200	11,586	2,068
土曜	17,120	61	-	-	514	83	91	2,988	69	200	11,546	1,568
日曜	17,216	68	-	3	426	53	113	2,813	107	211	12,063	1,359

救急隊別出動状況（令和5年中）

(単位：件、人)

隊	総出動件数に対する比率	総 数	搬送件数	搬送人員
総 数	100%	119,872	99,302	99,697
局警防部 計	1.1%	1,313	1,184	1,189
警 防	1.1%	1,313	1,184	1,189
中央消防署 計	17.4%	20,859	16,167	16,230
中 央	3.6%	4,302	3,336	3,352
大 通	3.6%	4,334	3,444	3,457
豊 水	3.7%	4,469	3,449	3,462
幌 西	3.4%	4,085	3,053	3,066
山 鼻	3.1%	3,669	2,885	2,893
北消防署 計	12.6%	15,052	12,723	12,771
北	3.4%	4,088	3,411	3,421
北エルム	1.5%	1,856	1,537	1,541
篠 路	2.6%	3,149	2,647	2,658
新 光	3.1%	3,738	3,187	3,202
あいの里	1.9%	2,221	1,941	1,949
東消防署 計	14.3%	17,186	14,242	14,306
東	3.3%	3,928	3,310	3,333
東モエレ	1.6%	1,900	1,690	1,696
栄	3.2%	3,813	3,161	3,175
札 苗	2.9%	3,488	2,952	2,967
苗 穂	3.4%	4,057	3,129	3,135
白石消防署 計	10.8%	12,971	11,194	11,241
白 石	3.0%	3,647	3,188	3,203
南 郷	1.5%	1,858	1,661	1,667
菊 水	3.3%	3,909	3,212	3,227
北 郷	3.0%	3,557	3,133	3,114
厚別消防署 計	5.5%	6,550	5,369	5,388
厚 別	3.0%	3,570	2,891	2,900
厚別西	2.5%	2,980	2,478	2,488
豊平消防署 計	9.8%	11,740	9,409	9,436
豊 平	3.5%	4,162	3,291	3,305
西 岡	2.9%	3,431	2,746	2,751
平 岸	3.5%	4,147	3,372	3,380
清田消防署 計	5.7%	6,886	5,978	6,002
清 田	2.7%	3,255	2,843	2,854
北 野	3.0%	3,631	3,135	3,148
南消防署 計	5.6%	6,767	5,705	5,744
南	2.8%	3,328	2,887	2,904
定山渓	0.7%	899	682	686
藤 野	2.1%	2,540	2,136	2,154
西消防署 計	10.3%	12,392	10,552	10,588
西	3.2%	3,888	3,371	3,382
八 軒	3.8%	4,539	3,788	3,796
西 野	3.3%	3,965	3,393	3,410
手稻消防署 計	5.8%	6,905	5,691	5,711
手 稲	2.8%	3,359	2,804	2,815
前 田	3.0%	3,546	2,887	2,896
特設救急隊	1.0%	1,251	1,088	1,091

(注) 1. 比率(%)は、小数第二位を四捨五入する。計または総数と各比率は、必ずしも一致しない。

2. 特設救急隊は、期間を定めて特別に編成・運用した救急隊の出動状況を計上する。

期 間	出動件数	出動→現場		現場活動時間	現場→医療機関		出動→帰署(所)	
		所要時間	走行距離		所要時間	走行距離	所要時間	走行距離
		平均(分)	平均(km)		平均(分)	平均(km)	平均(分)	平均(km)
通 年	119,872	8.4	3.1	23.3	11.2	6.2	68.2	13.5
冬 季	29,415	9.3	3.4	24.6	12.2	6.4	72.5	13.8
夏 季	33,907	8.6	3.4	23.0	10.9	6.2	66.2	13.5

(注) 1. 走行距離は、小数第2位を四捨五入する。

2. 冬季～1月、2月、12月、夏季～6月、7月、8月の各3か月間の運用状況を計上する。

時間別救急出動状況（令和5年中）

(単位：件)

時間別	総数	火災	自然災害	水難	交通	労災	運動	一般負傷	加害	自損	急病	その他
総数	119,872	426	1	8	3,702	676	371	19,811	438	1,542	80,554	12,343
0	3,180	13	-	-	53	4	1	433	24	67	2,259	326
1	2,796	13	-	-	46	24	-	333	36	46	2,038	260
2	2,447	9	-	1	33	6	-	297	24	47	1,778	252
3	2,344	7	-	-	27	4	-	295	22	48	1,722	219
4	2,232	7	-	-	38	5	1	278	20	28	1,657	198
5	2,522	19	-	-	42	6	-	301	21	45	1,855	203
6	3,268	11	-	-	75	16	2	476	14	54	2,409	211
7	4,404	18	-	-	164	18	4	737	17	48	3,185	213
8	5,893	14	1	2	270	46	5	1,161	14	62	4,056	262
9	7,786	20	-	-	223	71	23	1,506	16	59	5,085	783
10	7,807	26	-	-	217	53	39	1,397	10	66	4,912	1,087
11	7,049	22	-	-	219	72	37	1,227	20	69	4,343	1,040
12	6,968	23	-	-	190	37	39	1,252	12	78	4,274	1,063
13	6,780	21	-	2	210	52	26	1,130	12	69	4,315	943
14	6,343	16	-	2	217	62	34	1,062	12	78	4,031	829
15	6,255	16	-	1	262	47	39	1,162	13	63	3,862	790
16	5,995	26	-	-	224	42	16	1,047	10	68	3,817	745
17	6,264	21	-	-	276	34	19	1,079	19	79	4,102	635
18	6,001	24	-	-	288	18	16	958	20	75	4,162	440
19	5,659	29	-	-	211	12	23	901	18	93	3,987	385
20	5,232	22	-	-	157	17	29	825	18	83	3,710	371
21	4,767	11	-	-	122	15	13	792	14	83	3,366	351
22	4,217	19	-	-	76	10	5	638	23	74	3,014	358
23	3,663	19	-	-	62	5	-	524	29	60	2,585	379

性別・年代別搬送状況 (令和5年中)

(単位：人)

区分	総数	火災	自然災害	水難	交通	労災	運動	一般負傷	加害	自損	急病	その他
総数	99,697	48	1	1	3,310	655	356	17,662	317	1,141	68,064	8,142

性 別

男	46,554	27	-	-	1,851	490	276	7,241	178	343	32,163	3,985
女	53,143	21	1	1	1,459	165	80	10,421	139	798	35,901	4,157

年 代 別

新生児	297	-	-	-	-	-	-	11	-	-	44	242
乳幼児	5,143	-	-	-	86	-	-	799	1	-	3,987	270
少 年	3,062	1	1	-	354	2	169	450	17	90	1,820	158
成 人	32,528	29	-	1	2,080	523	174	3,953	241	922	22,447	2,158
高齢者①	14,326	7	-	-	427	100	7	2,708	22	55	9,609	1,391
高齢者②	20,974	8	-	-	276	29	6	4,179	27	52	14,446	1,951
高齢者③	23,367	3	-	-	87	1	-	5,562	9	22	15,711	1,972

- (注) 1. 新生児 生後28日未満の者
 2. 乳幼児 生後28日以上、満7歳未満の者
 3. 少年 満7歳以上、満18歳未満の者
 4. 成人 満18歳以上、満65歳未満の者
 5. 高齢者① 満65歳以上、満75歳未満の者
 6. 高齢者② 満75歳以上、満85歳未満の者
 7. 高齢者③ 満85歳以上の者

傷 病 程 度

死 亡	1,557	2	-	1	22	3	1	83	1	124	1,307	13
重 症	2,781	4	-	-	63	23	3	232	-	95	2,005	356
長期入院	44,059	14	-	-	395	193	64	6,607	31	407	29,504	7,384
中等症	51,293	28	1	-	2,829	436	288	11,280	285	515	35,244	387
入院診療	7	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4	2
軽 症												
外来診療												
そ の 他												

事 故 種 別 救 急

事故種別	区分	
	総 数	
火 災	直接火災に起因したもの、建物火災現場で発生したもの 〃 建物以外の火災現場で発生したもの	
自然災害	自然現象に起因する災害	
水 難	水泳中の溺者または水中転落等によるもの	
交 通	交通機関相互の衝突、接触によるもの 転落、横転等交通機関の単独の事故によるもの 歩行者と交通機関との衝突によるもの 交通機関の事故で前各号に該当しないもの	
労 災	各種工場、事業所、作業所、工事現場等において就業中発生した転落事故 〃 〃 感電事故 〃 〃 ガス類中毒事故 〃 〃 はさまれ事故 〃 〃 前各号以外の事故	
運 動	組織的運動競技中に発生した運動競技を実施した者の事故 〃 の審判員及び関係者の事故 観覧中の者が直接に運動競技用具等によって負傷したもの 運動競技を目的とした練習中に発生した事故	
一 般	ガスにおける中毒事故 異物による気道閉鎖事故 異物の誤飲事故 スケートによる遊戯中に発生したもの スキー、スノーボードによる遊戯中に発生したもの 火傷によるもの 雪道の自己転倒 前各号以外で屋内において発生したけが 〃 屋外において発生したけが	
加 害	犯罪による事故であることが明白なもの 犯罪と明白でないもので、傷害を加えられたもの	
自 損	毒物・薬物を使用したもの 自殺の目的でガスを使用したもの 首くくりで自殺を行ったもの 刃物で自殺を行ったもの 河川、海、交通機関等に投身したもの 前各号以外の方法で自殺を行ったもの	
急 病	脳外科系疾患 内科系疾患 小児科系疾患 外科・整形外科系疾患 産婦人科系疾患 急性アルコール中毒 前各号以外の疾患	
そ の 他	転院 (うち夜間急病センターからの転院) 正常分娩 医師、看護師を搬送したもの 医薬品等の輸送によるもの 誤報、いたずら等によるもの その他	

- (注) 1. 重症(長期入院)は、3週間以上の入院加療を必要とするもの
 2. 中等症(入院診療)は、3週間未満の入院加療を必要とするもの
 3. 軽症(外来診療)は、入院加療を必要としないもの
 4. その他は、傷病程度が判明しないもの、医師の診断がないもの、その他の場所に搬送したもの等

状況(令和5年中)

出動件数			搬送人員	傷病程度				
(各合計)	総数	搬送件数		死亡	重症 長期入院	中等症 入院診療	軽症 外来診療	その他
	119,872	99,302	20,570	99,697	1,557	2,781	44,059	51,293
(426)	403	41	362	43	2	2	13	26
	23	5	18	5	-	2	1	2
(1)	1	1	-	1	-	-	-	1
(8)	8	1	7	1	1	-	-	-
(3,702)	2,136	1,770	366	1,970	7	20	157	1,785
	822	657	165	688	6	14	144	524
	706	613	93	622	9	29	89	495
	38	30	8	30	-	-	5	25
(676)	136	132	4	132	-	9	63	60
	3	3	-	3	-	-	1	2
	8	7	1	10	-	1	-	9
	62	58	4	58	1	3	26	28
	467	452	15	452	2	10	103	337
(371)	189	180	9	182	-	2	30	150
	2	2	-	2	-	-	1	1
	1	-	1	-	-	-	-	-
	179	171	8	172	1	1	33	137
(19,811)	14	9	5	11	1	-	3	7
	246	199	47	199	39	41	64	55
	307	245	62	245	1	2	41	201
	20	19	1	19	-	-	5	14
	107	99	8	100	-	1	24	75
	91	85	6	86	-	-	17	69
	1,399	1,281	118	1,281	-	10	436	835
	12,493	11,395	1,098	11,405	30	134	4,489	6,752
	5,134	4,309	825	4,316	12	44	988	3,272
(438)	414	296	118	299	1	-	30	268
	24	17	7	18	-	-	1	17
(1,542)	790	672	118	676	-	28	316	332
	22	11	11	11	2	3	4	2
	262	128	134	128	83	19	9	17
	240	167	73	168	3	9	32	124
	119	95	24	95	29	29	23	14
	109	62	47	63	7	7	23	26
(80,554)	11,937	11,670	267	11,672	38	598	5,349	5,686
	46,432	41,423	5,009	41,481	1,142	1,267	19,757	19,132
	5,524	4,987	537	5,003	11	12	1,057	3,923
	2,834	2,372	462	2,375	-	17	1,006	1,352
	439	387	52	401	2	3	161	235
	961	685	276	685	-	4	71	610
	12,427	6,425	6,002	6,447	114	104	2,103	4,126
(12,343)	8,260	8,095	165	8,096	13	354	7,368	361
	(531)	(521)	(10)	(521)	(-)	(6)	(481)	(34)
	-	-	-	-	-	-	-	-
	83	-	83	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,134	-	1,134	-	-	-	-	-
	2,866	46	2,820	46	-	2	16	26
								2

市内・市外・国外居住別・診療科目別搬送状況 (令和5年中)

(単位：人)

区分	総数	火災	自然災害	水難	交通	労災	運動	一般負傷	加害	自損	急病	その他
総数	99,697	48	1	1	3,310	655	356	17,662	317	1,141	68,064	8,142

市内・市外・国外 居住別

市内 居住者	95,566	47	1	-	3,056	593	289	16,847	283	1,081	65,898	7,471
市外 居住者	3,374	1	-	-	225	61	64	683	31	46	1,984	639
国外 居住者	298	-	-	-	18	-	2	116	1	1	145	15
その他	99	-	-	1	11	1	1	16	2	13	37	17

(注) その他は、住所が判明しない者とする。

診 療 科 目

内科	24,255	3	-	1	19	39	13	411	-	427	22,247	1,095
呼吸器科	6,017	24	-	-	6	8	1	180	1	16	4,991	790
消化器科	8,976	-	-	-	4	-	2	127	2	244	7,312	1,465
循環器科	9,965	1	-	-	12	3	2	95	1	60	8,476	1,315
精神科	864	-	-	-	-	-	-	5	1	68	694	96
小児科	5,957	-	-	-	21	-	9	272	1	11	5,088	555
産婦人科	888	-	-	-	8	-	-	7	1	-	498	374
泌尿器科	1,869	-	-	-	-	-	-	47	1	-	1,532	289
外科	1,698	19	-	-	109	152	16	764	35	234	258	111
整形・形成外科	13,856	1	1	-	1,959	264	204	8,027	69	56	2,498	777
脳神経外科	24,196	-	-	-	1,164	186	104	7,556	201	20	13,791	1,174
眼科	103	-	-	-	2	2	3	35	4	1	46	10
耳鼻咽喉科	672	-	-	-	-	-	1	59	-	-	563	49
歯科・口腔外科	119	-	-	-	4	-	1	54	-	-	48	12
その他	262	-	-	-	2	1	-	23	-	4	202	30

医療機関別搬送状況 (令和5年中)

(単位：人)

区分	総数	国・公立	公的	私的
総数	99,697	10,932	1,981	86,784
救急告示医療機関	79,324	10,380	1,908	67,036
その他の医療機関	20,373	552	73	19,748

事故別不搬送扱いの内容（令和5年中）

(単位：件)

区分	総数	火災	自然災害	水難	交通	労災	運動	一般負傷	加害	自損	急病	その他
総 数	20,570	380	-	7	632	24	18	2,170	125	407	12,605	4,202
傷病者なし	3,200	316	-	1	62	-	-	87	8	5	142	2,579
拒否	1,511	5	-	2	46	3	-	291	32	62	936	134
辞退（到着後）	10,445	33	-	-	402	10	13	1,338	78	154	8,044	373
辞退（到着前）	907	2	-	-	34	2	-	114	1	8	572	174
死亡	1,828	5	-	4	3	1	-	19	2	153	1,588	53
誤報・いたずら	352	5	-	-	1	-	-	-	-	-	3	343
医師搬送	83	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83
その他	2,244	14	-	-	84	8	5	321	4	25	1,320	463

(注) その他は、途中引揚等とする。

救急隊員が行った応急処置（令和5年中）

(単位：人)

応急処置 種類	傷病者数	応急処置 種類	傷病者数
血中酸素飽和度測定	97,691	C P R	1,927
血圧測定	91,701	胸骨圧迫	155
聴診（聴診器）	60,513	胸骨圧迫（自動式）	704
体温測定	97,534	人工呼吸	332
心電図測定	41,351	除細動	176
心電図伝送（FOMA 端末）	150	気道確保（用手）	2,134
酸素投与	15,789	気道確保（器具）	1,418
被覆	4,522	補助呼吸	469
止血	1,341	静脈路確保	2,171
保温	314	アドレナリン投与	998
冷却	244	血糖測定	796
嘔吐介助	2,364	ブドウ糖投与	109
吸引	455	喉頭展開（喉頭鏡）	89
固定（各種器具等）	4,471	ビデオ喉頭鏡	22
その他	37		

(注) 搬送人員（計：99,697人）を対象に、応急処置を行った傷病者の人数を計上する。

応急手当に関する各種講習実施状況（令和5年中）

(単位：回、人)

区分	総数	救命 ステップ アップ 講習	普通救命講習				応急 手当 指導員 養成 講習	応急手当 普及員養 成講習	救命 入門 コース	教えて ファイヤーマン コース	救命 フォロー アップ 講習	応急 手当 普及員 再講習	
			I	II	III	計							
総数	回数	582	-	180	22	36	238	1	9	167	136	-	31
	人員	17,688	-	2,464	218	470	3,512	57	103	4,211	9,886	-	279
消防職員	回数	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	人員	57	-	-	-	-	-	57	-	-	-	-	-
消防団員	回数	28	-	1	-	-	1	-	7	-	-	-	20
	人員	330	-	8	-	-	8	-	81	-	-	-	241
市民 (事業所等)	回数	146	-	100	10	-	110	-	-	36	-	-	-
	人員	2,265	-	1,374	73	-	1,447	-	-	818	-	-	-
町内会等	回数	19	-	-	-	-	-	-	-	19	-	-	-
	人員	500	-	-	-	-	-	-	-	500	-	-	-
保育士等	回数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校関係	回数	249	-	-	-	-	-	-	2	111	136	-	-
	人員	12,781	-	-	-	-	-	-	22	2,873	9,886	-	-
その他	回数	139	-	79	12	36	127	-	-	1	-	-	11
	人員	1,755	-	1,082	145	470	1,697	-	-	20	-	-	38

- (注) 1. 救命ステップアップ講習：救命導入講習、救命入門コース又は応急手当 WEB 講習の修了者に対して行う応急手当の知識と技術に関する講習。 (2 時間講習)
2. 普通救命講習 I : 応急手当の知識と技術に関する講習。 (3 時間講習)
3. 普通救命講習 II : 一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とした、基本的応急手当の知識と技術に関する講習。 (4 時間講習)
4. 普通救命講習 III : 乳幼児・新生児に対する応急手当の知識と技術に関する講習。 (3 時間講習)
5. 応急手当指導員養成講習：普及講習の講師（応急手当指導員という。）を養成する講習。（救急隊員を対象とした8時間講習）
6. 応急手当普及員養成講習：普通救命講習の講師（応急手当普及員という。）を養成する講習。 (24 時間講習)
7. 救命入門コース：心肺蘇生法に特化した基礎的な知識と技術に関する講習。 (45 分講習)
8. 教えてファイヤーマンコース：胸骨圧迫の体験を目的とした講習。 (15 分講習) ※平成 29 年 4 月から実施。
9. 救命フォローアップ講習：普通救命講習修了者に対する実技を中心とした再講習。 (1 時間講習)
10. 応急手当普及員再講習：認定証の有効期限（3 年間）内に受講する有効期限延長のための講習。 (3 時間講習)

救 助 業 務 の 概 要

消防機関が行う救助業務は、時代の変遷とともに変化する災害内容に対応し、火災、交通事故、水難事故、自然災害又はテロ災害などの特殊な災害において、生命又は身体に危険が及んでいる救助を要する者の危険を排除し、安全な状態に救出することを目的としている。

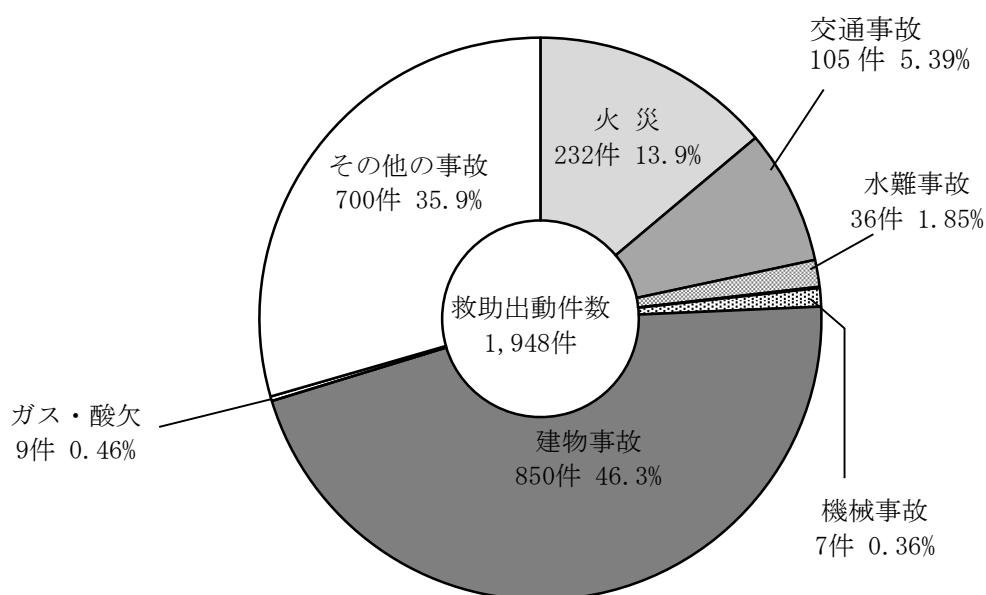
そのような中、本市では、人命救助を行うための特別な救助器具を装備した救助車と、専門的な教育を受けた隊員で編成する「救助隊」を各消防署に1隊、計10隊配置し、各種災害に的確に対応する体制を整備している。

このうち、中央消防署の救助隊については、「特別高度救助隊（スーパーレスキューサッポロ）」に位置づけ、北・豊平消防署の「高度救助隊」とともに、専門的かつ高度な教育を受けた隊員が高度救助用器具を活用して地震や列車事故などの大規模災害に的確に対応する体制を構築している。

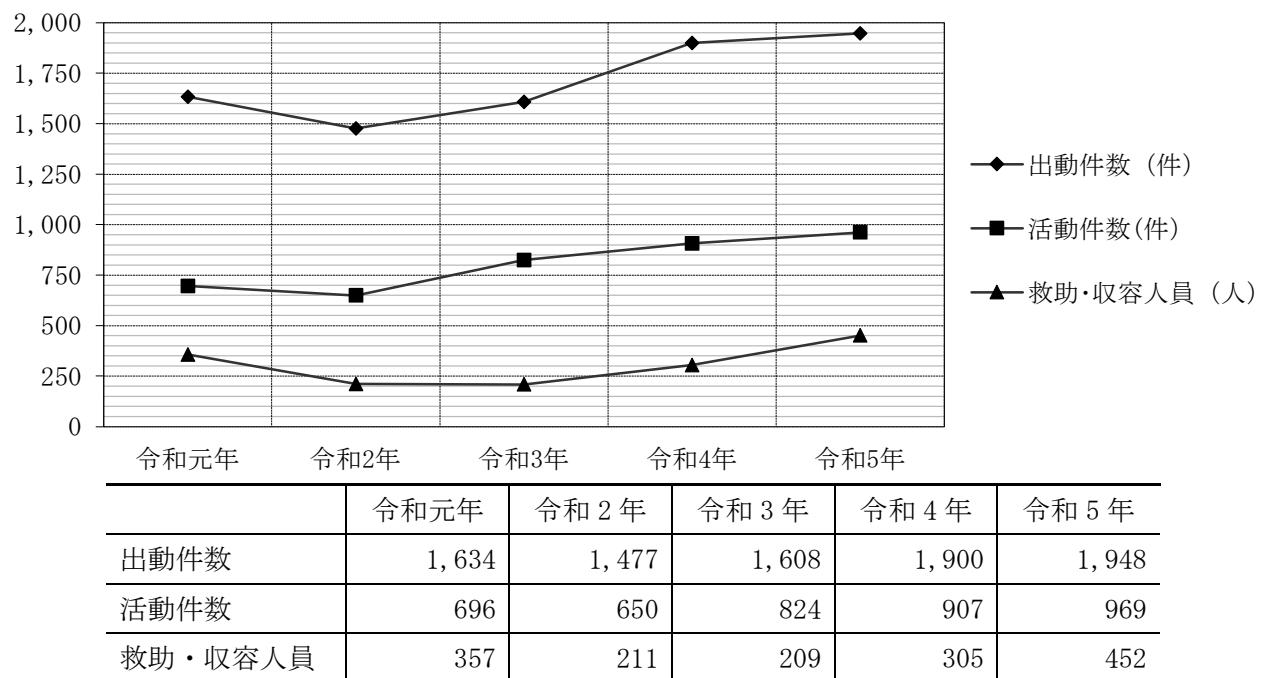
さらに各消防署の地域特性に応じて「水難救助隊」や「山岳救助隊」、サリン等の生物・化学剤などによるテロ災害等に対応する「特殊災害救助隊」を指定しており、これらの隊は、国内各地における大規模災害に派遣する「緊急消防援助隊」に登録し、迅速な応援体制を整えている。

また、特別高度救助隊員は、海外での大規模災害において国際緊急援助活動に従事する「国際消防救助隊員」として、総務省消防庁に登録している。

救助出動・事故種別比較（令和5年中）



救助出動・活動状況（過去 5 年間）



要因別救助活動状況 (令和5年中)

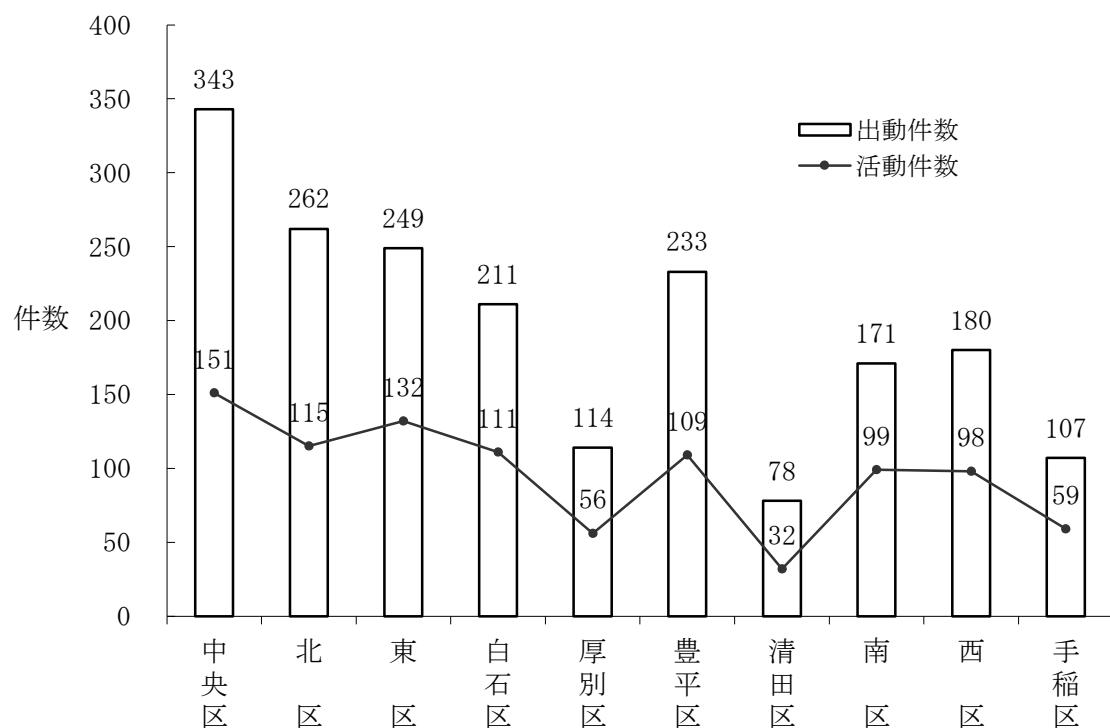
要 因	出動件数(件)	出動隊数(隊)	出動人員(人)	活動件数(件)	活動隊数(隊)	活動人員(人)	救助人員(人)		収容人員(人)
							救 出	誘 導	
総	1,948	11,432	44,983	962	1,109	5,063	130	236	86
火 災 計	232	2,946	11,438	35	44	185	5	179	2
建 物 火 災	212	2,772	10,751	35	44	185	5	179	2
建 物 以 外 の 火 災	20	174	687	-	-	-	-	-	-
火 災 以 外 計	1,716	8,486	33,545	927	1,065	4,878	125	57	84
交 通 事 故	105	476	1,938	51	61	271	9	-	3
交 通 機 関 相 互	47	223	902	22	28	123	2	-	-
交 通 機 関 単 独	35	153	626	15	17	77	5	-	1
交 通 機 関 と 歩 行 者	1	5	18	-	-	-	-	-	-
地 下 鉄 人 身	-	-	-	-	-	-	-	-	-
列 車 人 身	4	17	73	1	1	4	-	-	-
そ の 他 の 交 通 事 故	18	78	319	13	15	67	2	-	2
水 難 事 故	36	421	1,766	27	56	253	3	1	5
水 中 転 落	4	46	190	3	8	34	-	-	-
入 水	10	114	476	8	14	62	-	1	2
そ の 他 の 水 難 事 故	22	261	1,100	16	34	157	3	-	3
自 然 災 害	9	38	152	-	-	-	-	-	-
風 水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機 械 事 故	7	31	124	5	5	24	2	-	-
エ レ ベ ー タ ー 閉 じ 込 め	3	14	53	1	1	6	1	-	-
機 械 挟 ま れ	2	8	34	2	2	9	1	-	-
機 械 下 敷 き	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 機 械 事 故	2	9	37	2	2	9	-	-	-
建 物 事 故	850	3,780	14,877	703	727	3,354	87	-	62
建 物 閉 じ 込 め	838	3,732	14,683	692	712	3,286	83	-	61
建 物 挟 ま れ	5	19	75	5	5	22	-	-	1
建 物 下 敷 き	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 建 物 事 故	7	29	119	6	10	46	4	-	-
ガ ス ・ 酸 欠 事 故	9	96	365	9	19	86	1	56	1
都 市 ガ ス 事 故	2	22	82	2	7	31	1	21	-
プロパンガス等事 故	1	8	29	1	3	13	-	27	-
毒 性 ガ ス 事 故	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一 酸 化 炭 素 中 毒	6	66	254	6	9	42	-	8	1
そ の 他 ガ ス 事 故	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破 裂 事 故	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 事 故	700	3,644	14,323	132	197	890	23	-	13
そ の 他 転 落	46	253	968	16	23	93	3	-	1
そ の 他 閉 じ 込 め	38	160	625	21	22	102	5	-	1
そ の 他 振 ま れ	21	70	271	19	21	88	4	-	-
そ の 他 下 敷 き	1	6	22	1	1	5	-	-	-
落 雪 事 故	1	4	17	-	-	-	-	-	-
山 岳 事 故	41	439	1,814	34	78	362	7	-	3
そ の 他 の 事 故	99	489	1,965	41	52	240	4	-	8
虚 報 ・ 誤 報	453	2,223	8,641	-	-	-	-	-	-

(注) 収容とは、救助時既に死亡していたものをいう。

行政区別救助出動状況（令和5年中）

区分	総数	火災	交通	水難	自然災害	機械	建物	ガス・酸欠	破裂事故	その他
総数	1,948 962	232 35	105 51	36 27	9 -	7 5	850 703	9 9	- -	700 132
中央区	343	36	11	7	-	1	135	3	-	150
北 区	151	8	2	3	-	-	108	3	-	27
東 区	262	44	26	6	2	-	101	-	-	83
白石区	115	6	11	5	-	-	81	-	-	12
厚別区	249	33	20	2	1	1	123	1	-	68
豊平区	132	6	13	1	-	1	99	1	-	11
清田区	211	22	9	5	-	1	112	1	-	61
南 区	111	1	5	5	-	-	91	1	-	8
西 区	114	16	6	1	-	-	52	1	-	38
手稻区	56	3	1	1	-	-	45	1	-	5
	233	20	6	3	-	1	111	1	-	91
	109	3	4	2	-	1	92	1	-	6
	78	14	3	-	1	-	31	-	-	29
	32	2	1	-	-	-	24	-	-	5
	171	17	11	8	3	-	50	-	-	82
	99	4	9	7	-	-	45	-	-	34
	180	19	10	3	2	3	87	2	-	54
	98	2	4	2	-	3	76	2	-	9
	107	11	3	1	-	-	48	-	-	44
	59	-	1	1	-	-	42	-	-	15

(注) 上段:出動件数、下段:活動件数(単位:件)



航 空

航 空 業 務 の 概 要

都市構造、社会情勢の変化に伴い、複雑多様化、大規模化、特殊化する各種災害に対応するため、平成3年に消防ヘリコプター1機を導入し、市内における火災、救急、救助活動をはじめ、道内外における大規模災害に応援出動するとともに、消防業務及び行政業務における上空調査など、広範多岐にわたり有効活用を図り、平成21年3月には消防ヘリコプター1機を導入し、2機による常時1機が稼動可能な通年運航体制を確立した。

さらに、平成3年に導入した消防ヘリコプターを平成29年3月に更新し、2機を保有していたが、令和元年10月に耐空検査整備で埼玉県の整備工場に入庫中であった1機が令和元年東日本台風に伴う水害により毀損し、使用不能となった。

消防ヘリコプターには、赤外線カメラを装備しており、火災現場や捜索活動において、より効果的な活動が可能となっている。

また、消防隊、救助隊、救急隊との訓練を行い、空・陸一体となった消防活動体制の強化に努めている。

1. 活 動 状 況

令和5年中は全飛行件数446件、飛行時間309時間19分。内訳は、災害活動件数239件、飛行時間128時間22分、災害活動以外の飛行件数207件、飛行時間180時間57分となった。

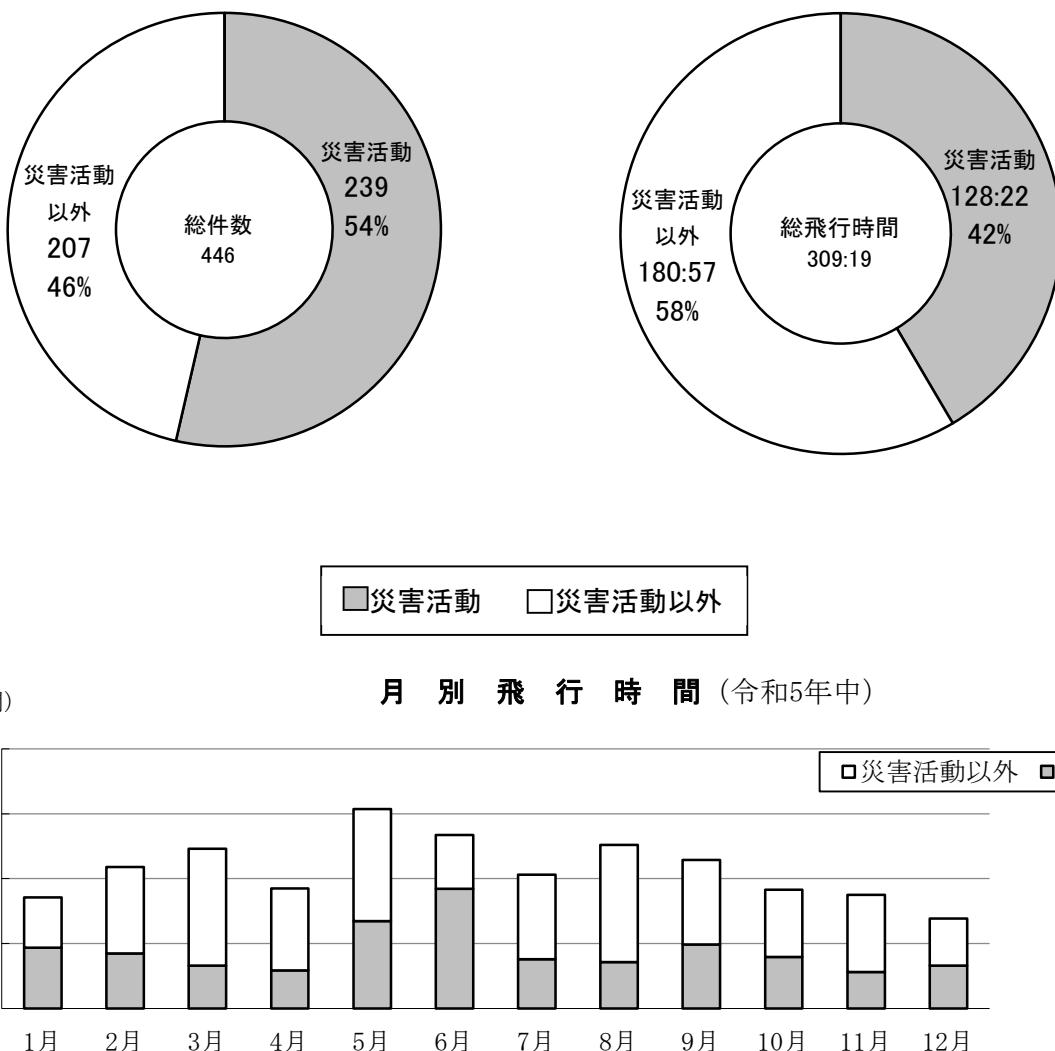
月別ヘリコプター活動状況（令和5年中）

(単位：件)

区分	月別	総 数		月 别 飛 行 件 数											
		件数	時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総 数		446	309:19	30	35	37	38	48	37	42	45	38	37	28	31
災害活動	火 災	21	16:43	-	1	-	6	1	2	3	2	3	-	-	3
	救 急	162	69:33	12	16	10	9	12	19	16	16	9	15	11	17
	救 助	56	42:06	7	5	5	3	11	4	3	3	6	7	2	-
	危険排除	-	0:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	239	128:22	19	22	15	18	24	25	22	21	18	22	13	20
災害活動以外	消 防 業 務	-	0:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	調 査	-	0:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	訓 練	168	152:30	9	11	22	17	19	11	18	12	18	10	12	9
	航 空 調 査	-	0:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	操 縱 訓 練	10	5:29	1	1	-	2	-	-	2	2	2	-	-	-
	整 備 確 認	25	20:04	1	1	-	1	4	-	-	10	-	3	3	2
	行政業務	4	2:54	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	-	-
	計	207	180:57	11	13	22	20	24	12	20	24	20	15	15	11

(注) 災害活動件数には、広域応援を含む。

ヘリコプター活動状況（令和5年中）



2. 災害出動件数

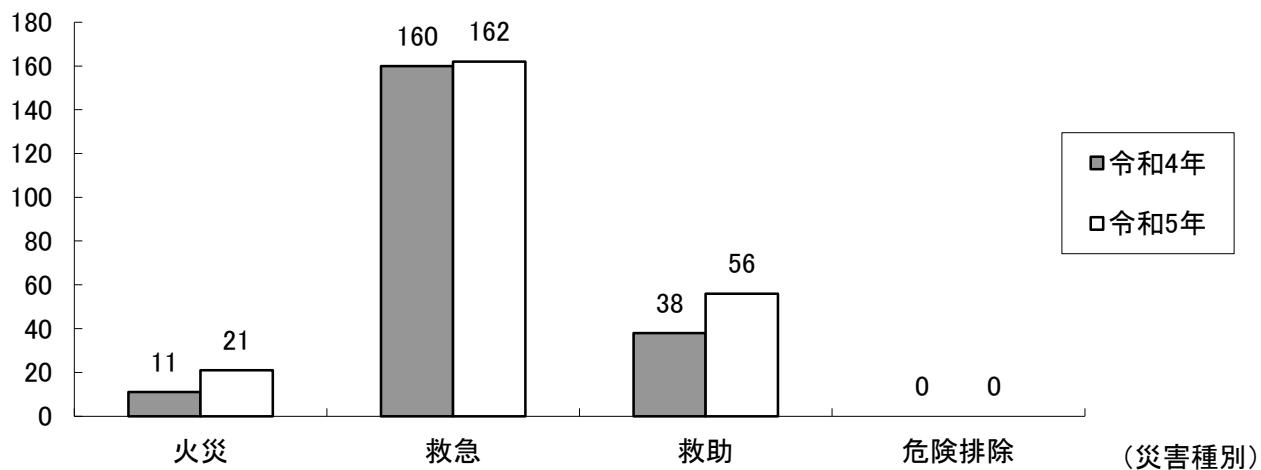
災害出動の総件数は 239 件で、前年比 30 件増加した。災害出動の割合は、火災が約 9%、救急が約 68%、救助が約 23%、危険排除が 0% となっている。

災害別の件数については、次のとおりである。

- (1) 火災は、21 件で前年比 10 件増加した。内訳は、通常建物 4 件、中高層 10 件、林野 2 件、車両 4 件、その他 1 件となっている。
- (2) 救急は、162 件で前年比 2 件増加した。内訳は、急病 112 件、一般 17 件、自損 9 件、交通 8 件、労働災害 4 件、転院 10 件、医師搬送 2 件となっており、傷病者の搬送人員は 70 人で、前年比 4 人増加、医師の搬送人員は 4 人で、前年比 2 人増加した。
- (3) 救助は、56 件で前年比 18 件増加した。内訳は、水難事故 19 件、山岳事故 37 件、救出人員は 18 人で、前年比 10 人増加した。
- (4) 危険排除は、0 件で前年同様となった。

(件数)

災害種別出動件数（令和5年中、前年比較）



3. 出動指令から離陸までの時間

屋外（エプロン）待機している場合は平均5分28秒、格納庫待機している場合は平均8分11秒であった。

4. 災害時の離着陸状況

災害時の離着陸は、航空法の適用除外を受け、安全が確保される場合には、どこの場所においても可能である。しかし、操縦士が目視によって周囲の状況を確認できるものでなければならない。

また、日没以降や積雪時においては、照明・赤旗の設定等、消防隊との連携活動が必要不可欠である。

5. 災害以外の活動

(1) 広報（写真撮影等）

0件で前年同様

(2) 調査（警防調査等）

0件で前年比5件の減少

(3) 訓練（合同・総合訓練、救助隊連携訓練等）

168件で前年比13件の減少

(4) 航空調査（緊急離着陸場の調査等）

0件で前年同様

(5) 操縦訓練（緊急操作・計器飛行等）

10件で前年比2件の減少

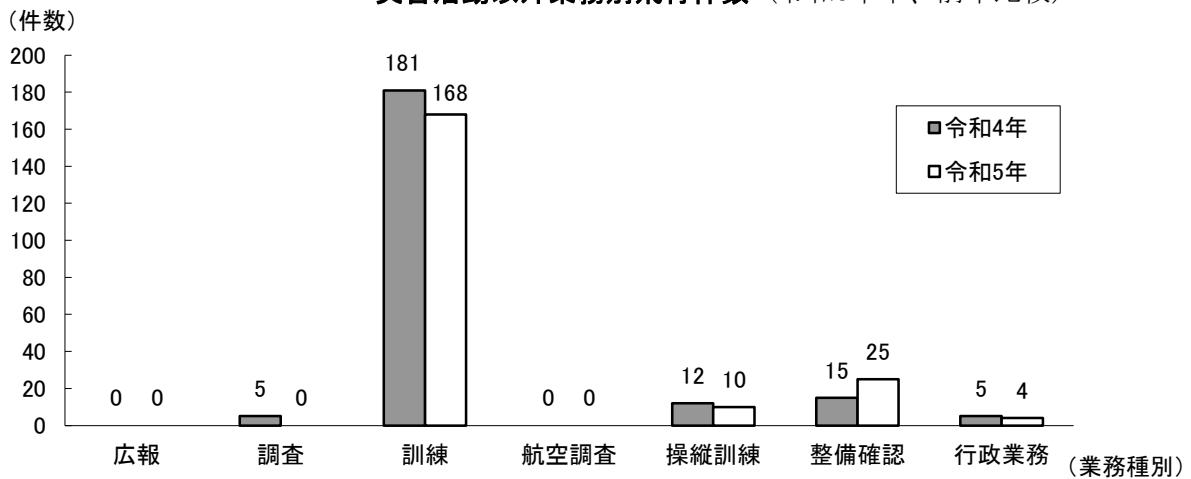
(6) 整備確認飛行（耐空検査のための空輸・整備後の確認飛行等）

25件で前年10件の増加

(7) 行政業務（他部局の写真撮影、産業廃棄物調査等）

4件で前年比1件の減少

災害活動以外業務別飛行件数（令和5年中、前年比較）



指 令

指 令 業 務 の 概 要

現在の「消防指令システム」（平成 25 年 10 月更新）は、119 番通報受付から出動指令はもとより、災害活動を支援するための膨大な情報を一元管理している。

平成 22 年 4 月から運用開始した「統合型発信地表示システム」により、携帯電話の GPS や基地局を利用したおおよその発信位置や NTT 固定電話・IP 電話の契約者情報を表示することで、具合が悪く話すことが困難な場合でも、いち早く消防部隊を出動させている。音声による通報が困難な方へは「119 番ファクシミリ」、「メール 119 番通報システム」、「NET119 番通報システム」を活用し、迅速に対応している。

「消防救急デジタル無線」は、「消防指令システム」の更新と同時に整備し、従来のアナログ無線からデジタル無線に移行することで、使用無線チャンネル数の増加や、通信の秘匿性向上等の効果を上げている。また、新たに導入した車載データ端末を使用することで、消防部隊の位置を常に把握し、「消防指令システム」と連動させることで災害点に近い車両に対し出動指令し、消防部隊の現場到着までの時間短縮等の効果を上げている。

また、災害の状況を確認する「高所監視カメラ」、ヘリコプターで撮影した被災状況を消防指令管制センター等へ無線により電送する「ヘリコプターTV 電送システム」、ドローン等を活用して災害映像をリアルタイムで全国の主要消防機関等へ衛星通信により伝送する「画像伝送システム」、災害現場における無線幅そう緩和と現場活動の強化を図る署活系無線の導入など、情報伝達の迅速・効率化とともに、全道・全国規模に及ぶ広域災害への対応を図っている。

さらに、電話による災害・病院案内に加え、平成 17 年 2 月 1 日から聴覚や言語に障がいのある方をはじめ、市民に広く災害情報を提供するため、札幌市公式ホームページを利用し、パソコンや携帯電話で出動情報を確認できるサービスを開始した。

ソフト面においては、119 番通報受付時、傷病者救命のため、救急隊が現場到着するまでに応急手当が必要と認める場合、「119 番通報時の応急手当の口頭指導マニュアル」及び「口頭指導運用基準」に基づき指令管制員が電話を通じて適切な応急手当を指導している。

なお、令和 5 年中の通報状況は、次のとおりである。

1. 通 報 受 付 状 況

受付総数は 163,377 件で一日平均 447.6 件であり、約 3 分 13 秒に 1 件の割合で通報を受け付けており、このうち 119 番による通報受付は 152,274 件で、全体の 93.2%、その他の通報手段による受付は 11,103 件で、全体の 6.8% である。

- (1) 災害通報の件数は 119,742 件で、受付総数の 73.2% である。
- (2) まちがい通報の件数は 9,048 件で、受付総数の 5.5% である。
- (3) いたずら通報の件数は 1,426 件で、受付総数の 0.8% である。
- (4) 問合わせの件数は 6,833 件で、受付総数の 4.1% である。
- (5) 回線試験・通報訓練の件数は 5,213 件で、受付総数の 3.1% である。
- (6) 警察電話による通報は 3,402 件で、受付総数の 2.0% である。
- (7) 加入電話（局・署所）による通報は 1,155 件で、受付総数の 0.7% である。
- (8) 市民駆け付けによる通報は 147 件で、受付総数の 0.1% である。
- (9) その他（消防隊・救急隊・専用電話・メール・NET119 番通報システム）の通報は 6,399 件で、受付総数の 3.9% である。

2. 移動体電話（携帯電話・PHS）及びIP電話からの通報状況

携帯電話からの119番通報件数は90,074件で受付総数の55.1%、前年は80,433件で前年受付総数(154,689件)の52.0%、インターネット回線を利用したIP電話からの119番通報件数は35,866件で受付総数の22.0%、前年は34,000件で前年受付総数の22.0%である。

通報受付状況 (令和5年中)

(単位:件)

区分		総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総 数		163,377	13,158	11,375	11,960	11,743	12,964	13,503	15,892	17,757	13,427	13,271	13,273	15,054
1 1 9 番 通 報 受 付	計	152,274	12,289	10,498	11,130	10,955	12,083	12,582	14,753	16,644	12,520	12,423	12,329	14,068
	小計	119,742	9,983	8,301	8,487	8,512	9,294	9,426	11,222	12,981	10,017	10,008	10,100	11,411
	火 災	464	50	40	39	41	40	27	32	30	36	47	39	43
	救 急	108,135	8,869	7,346	7,740	7,779	8,560	8,656	10,152	11,509	9,077	9,122	9,083	10,242
	救 助	720	50	65	56	53	59	46	67	94	55	47	56	72
	警戒等(注1)	4,259	466	381	245	224	213	259	415	642	351	287	377	399
	統 報	6,164	548	469	407	415	422	438	556	706	498	505	545	655
	まちがい	9,048	618	690	760	853	837	1,066	1,030	852	612	586	538	606
	いたずら	1,426	109	88	191	78	118	152	164	159	109	103	61	94
	問 合 わ せ	6,833	632	488	507	497	500	528	656	812	563	512	517	621
その他の通報受付	回線試験・通報訓練	5,213	346	360	468	371	433	437	516	470	442	428	465	477
	その他(注2)	10,012	601	571	717	644	901	973	1,165	1,370	777	786	648	859
	計	11,103	869	877	830	788	881	921	1,139	1,113	907	848	944	986
	警察電話(110番)	3,402	248	242	240	265	270	307	313	356	300	270	283	308
その他の通報受付	加入電話(局署所)	1,155	131	130	111	81	82	86	96	99	76	74	89	100
	市民駆付(署所)	147	9	5	15	8	9	16	18	23	16	10	8	10
	その他(注3)	6,399	481	500	464	434	520	512	712	635	515	494	564	568

(注) 1. 警戒等とは、警戒、危険排除、調査、水防をいう。

2. その他は、119番通報受付でいずれにも該当しないものをいう。

3. その他は、警察電話以外の専用線（救急安心センターさっぽろからの転送等を含む。）、

メール119、NET119による通報又は消防隊・救急隊が覚知したものを使う。

応援協定

応援協定の概要

本市では、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき道内58の消防本部(令和6年4月1日現在)と北海道広域消防相互応援協定を締結し、万全な体制を確保しているところである。

さらに、本協定に基づき、市境界付近や高速道路での災害に対処するため、本市が道路網の状況等により直接的に関係する5消防本部(北広島市、石狩北部地区消防事務組合、江別市、小樽市及び羊蹄山ろく消防組合)と地域の実情に応じた事項について申合せ等を取り交わし、当該地域に対する初動体制を確保している。

応援協定に基づく出動状況（令和5年中）

(単位：件)

消防本部	区分	火 災		救 急		救 助		その他の	
総 数	応 援	1	(3)	43	(7)	3	(3)	5	-
	被応援	1	-	2	-	2	-	6	-
隣接市町等	北広島市	応 援	-	-	-	-	-	-	-
		被応援	1	-	-	-	-	1	-
	石狩北部地区 (組)	応 援	1	-	-	-	1	-	2
		被応援	-	-	-	-	2	-	1
	江別市	応 援	-	-	10	-	1	-	-
		被応援	-	-	1	-	-	2	-
	小樽市	応 援	-	-	-	-	1	-	2
		被応援	-	-	-	-	-	2	-
	羊蹄山ろく (組)	応 援	-	-	-	-	-	-	1
		被応援	-	-	-	-	-	-	-
	恵庭市	応 援	-	-	3	-	-	-	-
		被応援	-	-	-	-	-	-	-
その他	応 援	-	(3)	30	(7)	-	(3)	-	-
	被応援	-	-	1	-	-	-	-	-

※ 各枠内左記件数は、陸上応援及び航空応援の総数を示す。

※ () 内は、総件数のうち航空応援の件数を示す。

消 防 団

消 防 団

消 防 团 の 概 要

1. 消 防 团 の 組 織

消防団は、消防署とともに行政区域を単位として設置しており、札幌市消防団条例に基づき、10消防団・10本部・72分団、定員2,150人の構成をもって組織している。

〈構成図〉(令和6年4月1日現在)

市 長	中央消防団	1 本 部	13分団
	北 消 防 団	1 本 部	11分団
	東 消 防 団	1 本 部	10分団
	白石消防団	1 本 部	7分団
	厚別消防団	1 本 部	4分団
	豊平消防団	1 本 部	6分団
	清田消防団	1 本 部	4分団
	南 消 防 団	1 本 部	8分団
	西 消 防 団	1 本 部	5分団
	手稲消防団	1 本 部	4分団
(10団)		(10本部)	(72分団)

2. 消 防 团 の 事 務

消防団の事務は、消防局職員課が主管となり、さらに各消防署予防課庶務係において、消防団本部と連携をとり執行している。

令和5年度中における消防団事務の概要は、次のとおりである。

(1) 任免状況

191人が退職し、新たに139人を採用し、55人が昇任している。

(2) 表彰状況

消防功労により叙勲 5 人、消防庁長官表彰 4 人、北海道知事表彰 90 人、日本消防協会会长表彰 30 人などを含め、総数 418 人、10 団体に対して表彰があった。

3. 消 防 团 の 活 動

消防団員は非常勤の地方公務員として、火災をはじめ、風水害など自然災害の有事における災害防除、さらには防火思想の普及を図るために火災予防運動など各種の活動を行っている。

(1) 災害及び予防活動等の出動状況

令和5年度中における消防団の災害等出動は、火災・水災害280人、予防及び警戒5,160人となってい る。

(2) 研修訓練等の状況

消防活動技術の向上を図るため、消防団業務計画を策定し、学科研修をはじめ各種災害を想定した訓練を実施し、延べ10,845人が出動した。

(3) その他の状況

消防団会議、消防団事務、出初式、機械器具点検、消防水利調査等に延べ 10,519 人が出動した。

4. 札幌市10消防団連合協議会 (平成17年4月1日設立)

全市的な消防団の施策を展開するため、各消防団相互の横断的な情報の共有及び各消防団管轄区域の地域実情に応じた消防団活動を実施し、これらを包括的に支援し、消防団本来の任務を達成するため設立された。

5. 消防団協力事業所表示制度 (平成19年10月1日施行)

消防団と事業所の協力体制を促進するため、消防団に協力している事業所に対し、社会貢献の証として表示証を交付する制度を発足した。交付事業所数は令和6年4月1日現在49事業所となっている。

消防団員定員現員状況（令和6年4月1日現在）

(単位：人)

区分	総数	団長	副団長	分団長 (本部長を含む)	副分団長 (副本部長を含む)	部長	班長	団員	
総数	定員	2,150	10	20	82	88	270	414	1,266
	現員	1,668	10	20	82	84	224	329	919
	(女性)	403	-	(2)	(1)	(13)	(45)	(93)	(249)
中央	定員	279	1	2	14	15	38	64	145
	現員	199	1	2	14	12	24	41	105
	(女性)	44	-	(1)	-	(1)	(4)	(12)	(26)
北	定員	298	1	2	12	13	39	61	170
	現員	247	1	2	12	13	38	50	131
	(女性)	55	-	-	-	(1)	(7)	(9)	(38)
東	定員	299	1	2	11	12	39	59	175
	現員	234	1	2	11	12	36	50	122
	(女性)	46	-	-	-	(1)	(6)	(7)	(32)
白石	定員	210	1	2	8	9	26	40	124
	現員	174	1	2	8	9	23	36	95
	(女性)	41	-	-	-	(1)	(6)	(12)	(22)
厚別	定員	130	1	2	5	5	15	23	79
	現員	100	1	2	5	5	14	22	51
	(女性)	27	-	-	(1)	-	-	(7)	(19)
豊平	定員	210	1	2	7	8	25	37	130
	現員	137	1	2	7	8	16	30	73
	(女性)	39	-	(1)	-	(4)	(4)	(16)	(14)
清田	定員	130	1	2	5	5	15	23	79
	現員	100	1	2	5	5	11	19	57
	(女性)	27	-	-	-	(2)	(2)	(5)	(18)
南	定員	250	1	2	9	10	31	47	150
	現員	187	1	2	9	9	25	35	106
	(女性)	48	-	-	-	(1)	(8)	(9)	(30)
西	定員	200	1	2	6	6	24	34	127
	現員	184	1	2	6	6	21	26	122
	(女性)	40	-	-	-	-	(4)	(8)	(28)
手稻	定員	144	1	2	5	5	18	26	87
	現員	106	1	2	5	5	16	20	57
	(女性)	36	-	-	-	(2)	(4)	(8)	(22)

(注) 女性団員数は内数である。

消防団員任免状況（令和5年度中）

(単位：人)

区分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稻
採用	139	18	27	10	15	17	17	10	6	11	8
昇任	55	6	8	4	5	2	11	9	6	-	4
退職	191	20	37	25	17	10	25	21	7	19	10

消防団員表彰状況（令和5年度中）

(単位：人、団)

区分	総数	功労などの賞	永年勤続	優良消防団	退職消防団員
総 数	428	45	345	10	28
叙勲	5	5	-	-	-
消防庁長官	4	-	4	-	-
知事	90	4	86	-	-
市長	142	-	104	10	28
団長	10	10	-	-	-
10団連会長	1	1	-	-	-
日本消防協会長	30	5	25	-	-
北海道消防協会長	146	20	126	-	-

消防団員出動状況（令和5年中）

(単位：回、人)

区分	総数		火災・水災害		研修・訓練		予防・警戒		その他	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
総数	7,047	26,804	163	280	2,104	10,845	1,231	5,160	3,549	10,519
中央	992	2,503	25	33	466	853	105	354	396	1,263
北	925	3,985	23	32	230	1,209	310	1,429	362	1,315
東	918	3,876	11	18	255	1,833	228	921	424	1,104
白石	806	2,969	17	50	247	1,315	107	400	435	1,204
厚別	576	1,835	36	50	145	730	125	366	270	689
豊平	555	2,203	9	14	169	1,066	54	180	323	943
清田	464	1,676	2	3	107	704	61	184	294	785
南	779	2,889	28	64	206	1,199	112	407	433	1,219
西	629	3,352	9	13	147	1,256	86	676	387	1,407
手稻	403	1,516	3	3	132	680	43	243	225	590

- (注) 1. 回数のうち、火災については出動した件数、他は団又は分団単位の出動回数である。
 2. その他は、消防団会議、消防団事務、出初式、機械器具特別点検、消防水利調査などである。
 3. 人員は、延べ人員である。

研修・訓練実施状況 (令和5年中)

(単位：人)

区分		目的	人員
所属研修	実科・学科研修	団員として必要な知識、技術を習得し資質の向上を図る。	936
学校研修	基礎教育課程	火災予防及び消火活動上必要な基礎知識の習得を図る。	104
所属訓練	基本・応用訓練等	団員として必要な知識・技術を習得し災害対応能力の向上を図る。	3,643
	防災訓練	防災に関する知識技能の習得及び有事即応の防災体制の確立と防災思想の普及を図る。	47
訓練大会	各消防団訓練大会	団員の体力気力の鍛練と消防技術の向上を図る。	4,628
その他			1,487
合計			10,845

(注) 1. 実施人数は、延べ人数である。

2. その他は、札幌市10消防団連合協議会事業計画外に行われた各団独自の研修・訓練等(訓練礼式・ポンプ操作等)である。

年齢別消防団員数 (令和6年4月1日現在)

(単位：人)

区分	総数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
総 数	1,668 (403)	10 -	20 (2)	82 (1)	84 (13)	224 (45)	329 (93)	919 (249)
20歳未満	18 (2)	-	-	-	-	-	-	18 (2)
20～24	86 (16)	-	-	-	-	-	-	86 (16)
25～29	33 (10)	-	-	-	-	-	(1)	28 (9)
30～34	30 (3)	-	-	-	-	-	3	27 (3)
35～39	90 (18)	-	-	-	-	2	11	77 (17)
40～44	153 (44)	-	-	1	2	7	22	121 (39)
45～49	247 (63)	-	-	1	5	22	43	176 (46)
50～54	304 (85)	-	-	8	7	37	89	163 (52)
55～59	246 (61)	-	2	10	19	52	56	107 (35)
60～64	194 (43)	2	5	23	23	39	41	61 (16)
65歳以上	267 (58)	8	13	39	28	65	59	55 (14)

(注) () は、女性団員数で内数

勤続年数別消防団員数 (令和6年4月1日現在)

(単位：人)

区分	総数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
総 数	1,668 (403)	10 -	20 (2)	82 (1)	84 (13)	224 (45)	329 (93)	919 (249)
1年未満	129 (42)	-	-	-	-	-	-	129 (42)
1～4	321 (89)	-	-	1	1	2	7	310 (86)
5～9	324 (97)	-	-	1	2	4	61	256 (74)
10～14	255 (60)	-	1	3	6	29	98	118 (26)
15～19	227 (66)	-	-	8	14	51	98	56 (15)
20～24	179 (21)	-	-	-	(3)	(10)	(5)	30 (3)
25～29	95 (23)	-	3	15	18	32	16	11 (3)
30～34	69 (5)	2	8	20	12	15	8	4 -
35～39	33 -	-	(1)	(1)	(1)	(2)	-	1 -
40～44	28 -	4	4	4	3	6	3	4 -
45歳以上	8 -	1	-	5	1	1	-	-

(注) () は、女性団員数で内数

職業別消防団員数 (令和6年4月1日現在)

(単位：人)

区分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数	1,668	199	247	234	174	100	137	100	187	184	106
サービス業(他に分類されないもの)	184	24	27	33	22	8	13	10	23	16	8
医療、福祉	129	18	20	13	11	10	8	12	7	19	11
運輸業、郵便業	72	6	5	8	11	11	7	2	9	9	4
卸売業、小売業	232	34	23	33	17	10	27	12	31	34	11
学術研究、専門・技術サービス業	50	10	6	7	6	4	4	3	4	6	-
教育、学習支援業	33	7	4	3	4	1	2	3	1	6	2
金融業、保険業	53	11	9	4	9	3	1	2	9	2	3
建設業	222	9	47	35	22	8	12	16	25	30	18
公務(他に分類されるものを除く)	34	3	6	3	3	3	-	6	2	5	3
鉱業、採石業、砂利採取業	3	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1
宿泊業、飲食サービス業	64	10	8	8	1	2	4	4	19	6	2
情報通信業	26	4	7	1	3	-	5	2	1	2	1
生活関連サービス業、娯楽業	71	12	7	7	8	6	6	6	8	7	4
製造業	78	9	8	15	8	8	3	3	3	10	11
電気・ガス・熱供給・水道業	29	2	8	5	1	1	1	3	2	3	3
農業、林業	52	-	6	20	8	2	-	1	13	1	1
不動産業、物品賃貸業	81	15	12	16	11	5	7	2	5	6	2
複合サービス事業	5	1	3	-	-	-	-	-	1	-	-
分類不能の産業	22	7	2	2	5	1	1	-	-	2	2
その他(学生・主婦など)	228	17	38	20	24	17	36	13	24	20	19

(注) 職業は、統計調査に用いる産業分類を定める政令(昭和26年政令第127号)に基づく産業分類による。

消防団施設・機器配置状況(令和6年4月1日現在)

区分	器具置場数	軽可搬消防ポンプ台数	車両台数
総数	73	80	4
中央	11	14	-
北	15	16	-
東	10	11	1
白石	7	7	-
厚別	4	4	-
豊平	5	6	-
清田	4	4	1
南	8	9	1
西	5	5	-
手稲	4	4	1

(注) 器具置場数には、署所内配置も含む。

付録

沿革

明治 5 年	(1872)	開拓使判官岩村通俊による御用火事の延焼防止のために組織した“中川組”が、札幌市消防の始まりである。 開拓使工業局に消防組が設置された。
明治 6 年	(1873)	官許を得て区立自衛消防組を組織した。
明治 7 年	(1874)	最初の出初式を本庁前で行い、はしご乗り（登梯式）を披露した。 火災消防規則及び野火取締規則を制定した。
明治 8 年	(1875)	開拓使工業局の消防組が廃止された。
明治 12 年	(1879)	非常ならびに出火時の消防規則（14 力条）を制定した。 消防規則及び水防規則を廃止し、札幌市街消防規則を制定した。
明治 21 年	(1888)	道庁が部落単位の消防組の設立を進める「消防組設置準則」を制定した。 山林火入取締規則を制定した。
明治 22 年	(1889)	私設別手組ができ、竜吐水 1 台を備えた。
明治 25 年	(1892)	私設別手組を市中消防 4 番組に編入した。
明治 27 年	(1894)	私設消防組が豊平村にできた。 消防組規則が公布され、札幌消防組を公設とした。 消防組規則施行細則を制定した。 青年会附属の私設消防組が札幌村の各部落ごとに設立された。
明治 31 年	(1898)	札幌消防組を 5 部制とした。
明治 34 年	(1901)	札幌消防組を 7 部制とした。
明治 36 年	(1903)	琴似村に私設消防組ができた。
明治 41 年	(1908)	望楼を第 1 部に新設した。
明治 43 年	(1910)	豊平町の一部編入で豊平消防組（豊平橋詰所）が、札幌消防組に編入（第 8 部）。 道庁が火災予防組合規則を定めた。
明治 44 年	(1911)	41 の火防組合が札幌区に組織された。
大正 4 年	(1914)	規律厳正訓練優秀により金馬簾 1 条の使用が認許された。
大正 7 年	(1918)	火災予防組合が白石村に設立された。
大正 10 年	(1921)	第 9 部を苗穂方面に増設した。 特科部が札幌消防組に設置され、初めて常備消防を設けた。第 10 部を設置し、第 3 部以下を繰り下げる部名を改称、第 8 部は第 39 火防組合から編入設置した。
大正 11 年	(1922)	組員一致協力現場功労顕著により金馬簾 2 条の使用が認許された。 札幌に市制施行、札幌支庁を石狩支庁に改称。
大正 14 年	(1925)	火災報知専用電話（磁石式）を設置した。
大正 15 年	(1926)	消防本部及び望楼の建築に着工した。
(昭和元年)		
昭和 2 年	(1927)	消防本部及び望楼（高さ 41 メートル）が大通西 1 丁目にしゅん工し、本部を移転した。
昭和 3 年	(1928)	火災専用電話が共電式となった。 消防本部が常備消防本部となり本部長に廣瀬博が任命された。

		第1、2、5の各部を常備に改めた。 消防署に整備工場を附設した。
昭和4年	(1929)	消防組規則施行細則を改正し、消防組設置区域ならびに組織編成を告示した。
昭和5年	(1930)	現場功労により金馬籠3条の使用が認許された。
昭和6年	(1931)	第7部を第5部と改め常備した。
昭和8年	(1933)	現場功労により金馬籠4条の使用が認許された。 白石消防組が設立された。
昭和9年	(1934)	新川添消防組を第2部の出張所に改組し編入した。 市吏員総動員で災害警防演習を実施した。
昭和10年	(1935)	防御計画(特殊建築物)内規を定めた。 札幌市防護計画及び防護団則が制定され、札幌市防護団(団長 橋本正治市長)を設置した。
昭和11年	(1936)	潜攻系を専任とした。 消防本部の電話交換台を応答式に改めた。 消火栓の通水が全市にされた。
昭和12年	(1937)	出火通報内規を定めた。 出初式のはしご乗り(登梯式)を中止、代わって集団式組演技(新式登梯式)を披露した。 札幌市防護団が改組強化し、改めて発足した。
昭和14年	(1939)	警防団令を公布し、消防組規則を廃止した。 札幌消防組と札幌市防護団が改組統合し、札幌市警防団が誕生した。
昭和16年	(1941)	札幌市警防団を改組し、6部11分団制とした。 警防団に第12、13の2分団を増設した。
昭和17年	(1942)	警防団を豊平館附属建物に移転した。
昭和18年	(1943)	警防団を豊平館から今井百貨店卸部(南1西1)に移転した。 消防練習所を警察練習所に併置した。
昭和19年	(1944)	警防団本部を市役所(北1西2)に移転した。 札幌市警防団本部が北海道庁札幌消防署となり、広瀬博が署長に任命された。
昭和20年	(1945)	広瀬博署長が小樽消防署長に転出し、後任には木下冬太(深川警察署長)が任命された。 米軍の命令により第10出張所が第1出張所に合併し、立ち退いた。
昭和21年	(1946)	警防団員は警察の補助員として市内警備にあたった。 特別消防隊が改組し、署所属警防団特科本部とした。 出初式のはしご乗り(登梯式)が復活した。
昭和22年	(1947)	第10出張所が新築開所され、第7出張所は閉鎖した。 消防団令が公布施行され、警防団令を廃止した。札幌消防団設置条例が公布、札幌市警防団は札幌消防団に改組され1消防団19分団制として発足した。 所長制度を消防出張所に設けた。

昭和 23 年**(1948)**

- 3月4日 札幌市消防本部設置条例を公布（3月7日施行）した。
札幌市消防職員の訓練及び礼式に関する規則を制定（3月7日施行）した。
- 3月7日 消防組織法施行に伴い、官設札幌消防署が札幌市に移管され、札幌市消防本部が初代消防長瀬田一雄の下に1本部1消防署10出張所1訓練所制で発足。本部の機構を本部長—総務係、消防係、予防係（規定されたものではなく任意に設置）—訓練所とし、消防署の機構を署長—次席—主任（総務、消防、予防、機械（規定されたものではなく任意に設置））—直轄、出張所とした。
本部を北1条西4丁目市役所内に設けた。
- 7月24日 消防団令が廃止された。
- 8月22日 札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式に関する規則を制定した。
- 10月1日 札幌市危険物取締条例、札幌市火災予防条例を公布（24年1月1日施行）した。
立入検査証票を制定（実施24年1月1日）した。

昭和 24 年**(1949)**

- 4月1日 札幌市消防本部設置規則及び札幌市消防署設置規則を制定、本部の機構を消防長—次長—総務係、経理係、予防係、消防係、訓練所とし、消防署の機構を署長—次席—主任（総務、警防）—直轄、出張所とした。
札幌市消防団条例及び札幌市消防団設置区域ならびに組織に関する規則を制定した。
- 7月12日 消防出動計画を作成した。
- 9月1日 札幌市消防団条例及び札幌市消防団設置区域ならびに組織に関する規則を制定した。
- 10月1日 札幌市消防団が1消防団22分団制で発足した。

昭和 25 年**(1950)**

- 4月1日 火災専用電話を共電式一斉指令装置に改め、消防署に通信主任を置いた。
- 7月1日 白石村を本市に合併、消防団に3分団を増設、1消防団25分団制とした。
- 8月22日 札幌市消防吏員服制等に関する規則を制定した。
- 8月29日 消防手帳制式を定めた。
- 9月25日 機械整備工場を北1条東14丁目に新設、消防署に機械主任を置いた。

昭和 26 年**(1951)**

- 8月15日 第9出張所を第3出張所に統合閉鎖した。
- 8月20日 消防署に教養主任を置いた。
- 9月15日 札幌市消防手数料条例を制定した。
- 10月2日 札幌市危険物取締条例及び札幌市火災予防条例の全部改正、札幌市危険物取締規則及び札幌市火災予防規則を制定した。

昭和 27 年**(1952)**

- 6月5日 第6出張所を南11条西14丁目に新築移転した。
- 6月16日 機構改革を行い訓練所を廃止し、本部の機構を1本部（次長を置く）2課（庶務、警防）5係（庶務、経理、予防、消防、機械）制、消防署の機構を1消防署（次席を置く）2係（庶務、警防）1直轄9出張所制とし、主任制を廃止し出張所の名称を改め、署所属の通信、機械、教養を本部の事務に移管した。

- 11月1日 札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例を制定した。
- 昭和28年** (1953)
- 2月6日 札幌市消防職員職階級規則を制定した。
2月26日 札幌市消防職員表彰制度を定めた。
3月1日 札幌市消防特用日付認印を定めた。
5月14日 札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則を制定した。
6月16日 消防本部の当直制度を実施した。
8月1日 幌北消防署を北15条西5丁目に新設し、従来の札幌消防署は大通消防署に改め、1本部2消防署9出張所制とし、消防署の係制を廃止し主任制を取り入れた。
8月27日 札幌市消防職員の訓練及び礼式に関する規則を廃止、札幌市消防訓練及び礼式に関する規則を制定した。
- 昭和29年** (1954)
- 4月1日 札幌消防団本府分団を中央分団に統合、1消防団24分団制とした。
8月23日 道内初のはしご付消防自動車(26メートル、1,200万円)を購入、幌北消防署に配置した。
10月1日 白石出張所を改称し、菊水出張所とした。
12月28日 瀬田一雄初代消防長が退任、小松久次郎次長が第2代消防長に就任した。
- 昭和30年** (1955)
- 3月1日 琴似町、札幌村、篠路村の3町村を本市に合併、幌北消防署琴似出張所を増設、1消防本部2消防署10出張所制とし、札幌消防団の特別分団を廃止、3団(琴似、北札幌、篠路)15分団を増設、消防4団38分団制とした。
3月3日 国家消防本部長より本市消防に表彰旗1旗が授与された。
3月23日 札幌市消防団設置区域並びに組織に関する規則を廃止、札幌市消防団条例の全部改正及び札幌市消防団規則を制定した。
- 昭和31年** (1956)
- 2月8日 札幌市消防団員表彰制度を定めた。
9月7日 札幌市消防職員相互共済会設置規則を制定した。
- 昭和32年** (1957)
- 1月16日 札幌市消防本部ラッパ隊(隊員32名以内)が発足した。
2月1日 消防無線電話を設置した。
9月1日 札幌市まさ屋根解消資金の融資制度を制定した。
10月1日 円山出張所を桑園出張所に統合、幌北消防署桑園出張所を北4条西22丁目に新築移転し、1本部2消防署9出張所制とした。
11月8日 北札幌消防団に竿頭綬が授与された。
- 昭和33年** (1958)
- 6月1日 本市に最初の救急車を備え、消防係に救護員を置き、6月20日より正式に救急業務を開始した。
7月7日～8月3日 臨時消防出張所を北海道大博覧会会場(桑園)に設置し警備にあたった。
9月1日 大通消防署菊水出張所を菊水上町52番地に新築移転した。
- 昭和34年** (1959)
- 4月1日 機構改革を行い、消防本部に予防課及び指導係を新設、1本部3課6係制とした。
9月30日 札幌市危険物取締条例を廃止した。

- 10月1日 札幌市消防職員相互共済会設置規則を廃止した。
- 10月16日 幌北消防署琴似出張所を琴似町琴似504番地に新築移転した。
- 昭和35年 (1960)**
- 7月10日 災害救急指定当番病院制度が発足した。
- 12月9日 公用文は左横書とすることになった。
- 昭和36年 (1961)**
- 1月1日 琴似消防団に琴似中央分団、北札幌消防団に東雁来分団を増設、4消防団40分団制とした。
- 4月14日 札幌市危険物取締規則を廃止、札幌市危険物規制規則を制定した。
- 5月1日 豊平町を札幌市に合併、同地区に2出張所(月寒、平岸)4分遣所(清田、石山、簾舞、定山渓)を増設、大通消防署所管とし、1本部2署11出張所4分遣所制とした。
消防団に1団(南札幌)7分団を増設、5消防団47分団制とした。
- 8月1日 南消防署(本部庁舎併用4階建1、2階部分)を南3条西11丁目に新設、西創成出張所を廃止、1本部3消防署10出張所4分遣所制とした。
- 8月7日 消防本部庁舎を南3条西11丁目に新築、札幌市役所庁舎から移転した。
- 8月21日 札幌市機構改革に伴い、消防本部は局制を施行、消防局と称した。
- 昭和37年 (1962)**
- 4月1日 南消防署定山渓分遣所を出張所に昇格した。
- 5月1日 大通消防署白石出張所を白石町中央47番地に新設(白石分団詰所を改装仮庁舎とした)、1局3消防署12出張所3分遣所制とした。
- 9月1日 札幌市火災予防条例及び火災予防規則の全部改正を行った。
- 9月20日 南消防署山鼻出張所を南25条西11丁目に新築移転した。
- 10月1日 南消防署定山渓出張所を定山渓223番地に新築移転した。
- 昭和38年 (1963)**
- 3月9日 札幌市防災会議が設置された。
- 3月31日 小松久次郎消防局長が退任した。
- 4月1日 高松高男秘書室長が第3代消防局長に就任した。
- 9月1日 消防署に予防主任を置いた。
- 10月20日 白石出張所を白石本通7丁目南16に新築移転した。
- 12月18日 本市初の化学車を購入し菊水出張所へ配置した。
- 12月25日 札幌市消防職員の職名等に関する規則を制定した。
- 昭和39年 (1964)**
- 4月1日 札幌市消防本部設置規則を廃止、札幌市消防本部及び消防署設置条例並びに札幌市消防局組織規則を制定、消防局を部制とし消防局の機構を1局2部(管理、警防)4課(庶務、管理、消防、予防)9係(庶務、教養、管理、経理、警防、機械、救急、予防、指導)制とし、消防署の主任制を廃止し、次席を次長と改め、3係(消防第一係、消防第二係、予防係)1直轄、出張所制とした。
- 5月20日 幌北消防署苗穂出張所を東苗穂93番地に新築移転、東苗穂出張所と改称した。
- 12月25日 大通消防署を大通東5丁目に新築移転した。
- 昭和40年 (1965)**
- 2月 大通西1丁目旧大通消防署庁舎を取り壊した。

- 7月1日 消防署の機構改革を行い、事務と直轄を1本化、4係（庶務、警備第一、警備第二、予防）出張所制とした。
- 10月20日 大通消防署豊水出張所を南9条西1丁目に新設、豊平出張所を廃止した。
- 12月15日 警防部救急係所属の救急隊を各消防署へ移管、警防部救急係を通信救急係に改めた。

昭和41年

(1966)

- 4月1日 札幌消防団に2分団（北、東白石）を増設、5消防団49分団制とした。
- 4月8日 札幌市消防訓練及び式に関する規則の全部改正を行った。
- 4月27日 本市が第11回冬季オリンピック大会の開催地に決定された。
- 11月10日 本市初の屈折はしご車（15メートル、損保寄贈）を南消防署へ配置した。
- 11月27日 藻岩山頂に無線中継所を設置した。
- 12月3日 大通消防署美園出張所を美園1条1丁目に、幌北消防署北栄出張所を北33条東1丁目に新設、1局2部4課3消防署14出張所4分遣所制とし、署の所属の分遣所を出張所所管に改めた。
- 12月5日 出初式におけるはしご乗り（登梯式）の中止が決定された。

昭和42年

(1967)

- 3月1日 手稲町を本市に合併、同地区に手稲出張所および東手稲分遣所を増設し、幌北消防署の所管とし、消防団に1団（手稲）2分団を増設、6消防団51分団制とした。
- 9月20日 豊平消防署平岸出張所を改築した。
- 11月1日 手稲消防団手稲第二分団を増設、6消防団52分団制とした。
- 11月15日 幌北消防署琴似出張所庁舎を増改築し西消防署を新設し、消防局の機構を1局2部4課4消防署14出張所5分遣所制とし、警防部予防課所管の火災調査事務を各消防署に移管した。
- 11月20日 定山渓に消防職員住宅が完成した。
- 12月10日 本市2台目の油圧式はしご付消防自動車（32メートル）を購入、南消防署に配置した。

昭和43年

(1968)

- 6月14日～8月18日 真駒内を会場に開道百年記念北海道大博覧会が開催され、期間中消防臨時派出所を設置した。
- 6月25日 札幌市消防本部ラッパ隊を廃止、札幌市消防局音楽隊（隊員30名以上）が発足した。
- 9月28日 幌北消防署北光出張所を北12条東9丁目に新築移転した。
- 11月1日 西消防署新琴似出張所を新琴似8条3丁目に新設した。
- 12月25日 大通消防署真駒内出張所を真駒内幸町1丁目に新設し、消防局の機構を1局2部4課9係4消防署16出張所5分遣所制とした。

昭和44年

(1969)

- 4月1日 消防副士長制度を実施した。
- 4月21日 警防部予防課に危険物係を新設し、消防局の機構を1局2部4課10係4消防署16出張所5分遣所制とし、消防局庁舎の当直を廃止した。
- 11月25日 西消防署手稲出張所を手稲本町138番地に新築移転、旧庁舎を水防倉庫と消防団詰所とした。

12月13日 南消防署を月寒東1条8丁目に新設、大通消防署を東消防署、旧南消防署を中消防署、幌北消防署を北消防署に改めた。

消防待機宿舎を南消防署に併設（庁舎3、4階部分）した。

月寒出張所を廃止し、消防局の機構を1局2部4課10係5消防署15出張所5分遣所制とした。

本市初の高発泡車を購入し、南消防署へ配置した。

昭和45年 (1970)

1月14日 消防化学訓練所を南25条西11丁目に新設した。

3月1日 水難救助隊を編成し、警防部消防課に配置した。

3月7日 札幌市消防旗を制定、消防記念日に披露した。

4月16日 札幌消防団に東米里分団を増設、6消防団53分団制とした。

8月1日 ピーポーサイレンを救急車に採用した。

8月28日 整備工場を白石町中央1条3丁目に新築移転した。

11月21日 東消防署厚別町出張所を厚別下野幌493番地に新設した。

12月1日 北消防署篠路出張所を篠路町篠路38番地に新設、篠路分遣所を廃止し、消防局の機構を1局2部4課10係5消防署17出張所4分遣所制とした。

昭和46年 (1971)

5月12日 高松高男消防局長が退任した。

5月13日 河口義弘総務局市民部長が第4代消防局長に就任した。

10月1日 警防部予防課指導係を2分し、指導第一係、指導第二係とし、消防局の機構を1局2部4課11係5消防署17出張所4分遣所制とした。

指令室に救急指令台が設置され、救急無線（対向波）が実装された。

10月18日 東消防署北郷出張所を白石町北郷3条5丁目に、南消防署東月寒出張所を羊ヶ丘1番地に新設、消防局の機構を1局2部4課11係5消防署19出張所4分遣所制とした。

南消防署の直属であった清田分遣所を東月寒出張所の所管とした。

第11回オリンピック冬季大会消防警戒総本部（本部長 河口義弘消防局長）を設置した。

昭和47年 (1972)

1月31日 自動応答装置を設置し、火災の案内を開始した。

2月3日～2月13日 本市を中心に札幌オリンピック冬季大会が開催され会場警備にあたった。

4月1日 本市は川崎、福岡市とともに政令指定都市に移行、10大都市の一つとして位置づけられた。

本市の行政は7区に分けられ、中消防署を中央消防署、南消防署を豊平消防署、東消防署を大通消防署に改めた。

警防部予防課指導第一係、指導第二係を指導一係、指導二係、消防署の警備第一係、警備第二係を警備一係、警備二係に改めた。

課長職の消防署長を部長職に、係長職の消防署次長を副署長に改め、課長職に格上げした。

消防団の機構を8消防団58分団制に改めた。

9月23日 自動屈折車（損保寄贈）を中央消防署へ配置した。

- 10月1日 豊平消防署真駒内出張所を増改築し、南消防署を新設、真駒内出張所を廃止した。西消防署発寒出張所を西区発寒983番地に新設、南消防署定山渓出張所を南区定山渓温泉西2丁目に新築移転した。
- 11月6日 中央消防団に南苗穂分団、篠路消防団に中沼分団を増設、8消防団60分団制とした。
- 12月1日 東消防署を東区北24条東17丁目に新設し、消防局の機構を1局2部4課11係7消防署19出張所4分遣所制とした。

昭和48年

(1973)

- 4月1日 消防署の副署長を複数とし隔日勤務制とした。
- 7月1日 豊平消防団に美園分団を増設し、8消防団61分団制とした。
- 10月1日 札幌市火災予防条例及び札幌市火災予防規則の全部改正を行った。
- 10月10日 大通消防署白石出張所を増改築し、大通消防署を白石消防署と改め本署とし、白石出張所を廃止、旧大通消防署庁舎を中央消防署大通出張所として発足した。
- 10月25日 北消防署新川出張所を北区新川1条3丁目に、豊平消防署清田出張所を豊平区清田92番地に新設、清田分遣所を廃止し、消防局の機構を1局2部4課11係7消防署21出張所3分遣所制とした。

昭和49年

(1974)

- 2月19日 南消防署定山渓出張所に無線前進基地局を設置し運用を開始した。
- 2月20日 白石消防署菊水元町分遣所を白石区菊水元町8条2丁目に新設し、消防局の機構を1局2部4課11係7消防署21出張所4分遣所制とした。
- 4月1日 2車以上を配置している10出張所（桑園、大通、豊水、山鼻、東苗穂、菊水、厚別、美園、定山渓、手稲）を課に準ずる出張所に昇格し、係長職の次長を置いた。警防部通信救急係を2分し、通信救急一係、通信救急二係に改め、消防局の機構を1局2部4課12係7消防署21出張所4分遣所制とした。
- 中央消防署大通出張所に特別救助車を1台配置、消防特別救助隊（隊員22名）が発足した。
- 指定防火対象物の表示制度を採用実施した。
- 4月20日 消防局4階に消防史料展示室を新設した。
- 11月1日 西消防署西野出張所（係に準ずる）を西区手稲西野180番地に新設、東手稲分遣所を廃止した。
- 11月10日 東消防署札苗出張所（係に準ずる）を東区東苗穂518番地に新設し、消防局の機構を1局2部4課12係7消防署23出張所3分遣所制とした。

昭和50年

(1975)

- 札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例、札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則、札幌市消防団条例、札幌市消防団規則、札幌市危険物規制規則、札幌市火災予防条例、札幌市火災予防規則並びに札幌市消防本部及び消防署設置条例の一部改正を行った。
- 6月31日 河口義弘消防局長が退任した。
- 7月1日 足羽收六豊平区長が第5代消防局長に就任した。
- 消防局に次長を置くことができることとなった。また、6出張所（新琴似、北光、北郷、平岸、東月寒、発寒）を課に準ずる出張所に昇格した。
- 10月1日 消防団の機構を7消防団61分団制とし1区1消防団制とした。

- 11月1日 札幌市消防用設備等整備資金融資制度を制定した。
- 12月15日 北消防署屯田出張所（係に準ずる）を北区屯田354番地に、南消防署川沿出張所（係に準ずる）を南区川沿2条3丁目に新設し、消防局の機構を1局2部4課12係7消防署25出張所3分遣所制とした。
- 昭和51年 (1976)**
- 札幌市消防団条例、札幌市消防団規則、札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則及び札幌市消防職員階級規則の一部改正を行った。
- 12月5日 西消防署宮の沢出張所（係に準ずる）を西区手稻宮の沢155番地に新設し、消防局の機構を1局2部4課12係7消防署26出張所3分遣所制とした。
- 昭和52年 (1977)**
- 札幌市消防局組織規則、札幌市消防団条例、札幌市消防団規則及び札幌市危険物規制規則の一部改正を行った。
- 4月1日 管理部庶務課に職員係を新設した。
- 中央消防署所属の消防特別救助隊を消防課警防係所管とした。
- 12月5日 南消防署澄川出張所（係に準ずる）を南区澄川4条6丁目に新設した。
- 12月10日 東消防署栄出張所（係に準ずる）を東区北46条東14丁目に新設、消防局の機構を1局2部4課13係7消防署28出張所3分遣所制とした。
- 12月28日 地下1階地上10階建ての消防訓練塔を西区八軒465番地に新設した。
- 昭和53年 (1978)**
- 札幌市消防吏員服制等に関する規則、札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式等に関する規則、札幌市消防手数料条例及び札幌市消防団条例の一部改正を行った。
- 4月10日 片原栄警防部長が初代消防局次長に就任した。
- 警防部消防課に救急救助係を新設し、警防係所属の消防特別救助隊を救急救助係所管とし、通信救急一係、通信救急二係を指令一係、指令二係に改めた。
- 9月19日 地上5階建ての補助訓練塔を西区八軒465番地に新設した。
- 12月5日 白石消防署もみじ台出張所（課に準ずる）を白石区もみじ台北7丁目に、豊平消防署西岡出張所（係に準ずる）を豊平区西岡4条6丁目に新設、消防局の機構を1局2部4課14係7消防署30出張所3分遣所制とした。
- 昭和54年 (1979)**
- 札幌市消防団条例、札幌市消防本部及び消防署設置条例並びに札幌市消防団規則の一部改正を行った。
- 2月6日 消防局展示室を消防局1階に開設した。
- 2月15日 道内初の電源車（100メートル先150ルックス）を購入、救急救助係へ配置した。
- 3月10日 片原栄消防局次長が退任した。
- 4月1日 消防無線制御回線が多重化となり、各署に基地局を設置した。
- 6月2日 警防部消防課所属の機械係を管理部管理課所管とした。また、中央消防署予防係を2分し、予防一係、予防二係とした。
- 8月1日 管理部に札幌市有施設のうち教育施設を重点に消防用設備等の点検報告を行うため、課長職1名、一般職6名を配置し、2班編成で業務を開始した。
- 8月31日 資材搬送車を購入、消防課へ配置した。
- 12月10日 西消防署平和出張所（係に準ずる）を西区手稻平和79番地の7に新設し、西消防署宮の沢出張所を課に準ずる出張所に昇格し、消防局の機構を1局2部4課14係7消防署31出張所3分遣所制とした。
- 12月19日 大型水槽車を購入、北消防署へ配置した。

昭和 55 年	(1980)	札幌市消防本部及び消防署設置条例、札幌市消防団条例、札幌市火災予防条例、札幌市消防団規則並びに札幌市火災予防規則の一部改正を行った。
	1 月 10 日	屋内訓練所が消防訓練所（西区八軒 10 条西 13 丁目 3 番 1 号）にしゅん工し、1 月 21 日開所した。
	1 月 15 日	北消防署を北区北 24 条西 8 丁目に新築移転、旧北消防署庁舎を改修し、幌北出張所（課に準ずる）として発足し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 14 係 7 消防署 32 出張所 3 分遣所制とした。
	4 月 1 日	中央消防署幌西出張所及び南消防署川沿出張所を課に準ずる出張所に昇格した。消防署の副署長を、庶務予防担当、警備担当に区分し日勤とした。
	7 月 26 日	消防訓練所（西区八軒 10 条西 13 丁目 3 番 1 号）に水難救助訓練所がしゅん工し、8 月 4 日開所した。
	8 月 1 日	北海道ガス株式会社とガス災害消防対策についての取決めを行った。
	8 月 9 日	足羽收六消防局長が財政局長に転出した。
	8 月 10 日	菊地忠吉財政局税政部長が第 6 代消防局長に就任した。
	11 月 10 日	中央消防署幌西出張所を中央区南 11 条西 21 丁目に新築移転、白石消防署菊水元町分遣所を廃止し、白石消防署元町出張所（係に準ずる）を同地（白石区菊水元町 8 条 2 丁目）に、豊平消防署北野出張所（係に準ずる）を豊平区北野 373 番地に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 14 係 7 消防署 34 出張所 2 分遣所制とした。
昭和 56 年	(1981)	札幌市消防団条例、札幌市消防団規則、札幌市消防等に協力援助した者の災害給付に関する条例並びに札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式等に関する規則の一部改正を行った。
	6 月 5 日	北海道電力株式会社と建物火災、ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策についての取決めを行った。
	11 月 20 日	北消防署新光出張所（係に準ずる）を北区新琴似 1 条 12 丁目に新設、南消防署石山出張所（係に準ずる）を南区石山 250 番地に新設し、南消防署石山分遣所を廃止、西消防署稻穂出張所（係に準ずる）を西区手稲稻穂 226 番地に新設し、消防局の機構を 1 局 2 部 4 課 14 係 7 消防署 37 出張所 1 分遣所制とした。
	11 月 24 日	道内初の 25 メートル級屈折車（3 節式）2 台を購入、中央消防署及び白石消防署へ配置した。
昭和 57 年	(1982)	札幌市消防手数料条例、札幌市消防団条例、札幌市消防団規則及び札幌市危険物部改正を行った。
	4 月 1 日	白石消防団に 3 分団、豊平消防団に 2 分団、南消防団に 1 分団を増設し、7 消防した。
	5 月 1 日	千葉一志警防部長が第 2 代消防局次長に就任した。
	11 月 1 日	中央消防署宮の森出張所（係に準ずる）を中央区宮の森 2 条 11 丁目に新設、白地出張所（係に準ずる）を白石区本通 18 丁目北に新設し、消防局の機構を 1 局 2 7 消防署 39 出張所 1 分遣所制とした。
	12 月 9 日	道内初の 46 メートルはしご車（5 段）1 台を購入、中央消防署へ配置した。
昭和 58 年	(1983)	札幌市消防団条例及び札幌市消防団規則の一部改正を行った。
	5 月 31 日	菊地忠吉消防局長が財政局長に転出した。
	6 月 1 日	後藤義英厚生局参事が第 7 代消防局長に就任した。

		機構改革を行い、警防部に指令室（課に準ずる）を新設し、消防局の機構を1局14係7消防署39出張所1分遣所制とした。
8月31日		千葉一志消防局次長が退任した。
12月13日		西消防署前田出張所（係に準ずる）を西区前田6条5丁目に新設し、消防局の機4課1室14係7消防署40出張所1分遣所制とした。
昭和59年	(1984)	札幌市危険物規制規則の一部改正を行った。
2月29日		「札幌消防の歌」を制定した。
3月26日		中央消防署豊水出張所を中央区南9条西5丁目に新築移転した。
4月1日		機構改革を行い、予防部及び指導課を新設するとともに、予防課に調査一係及び設し、各消防署の所管事務であった火災調査事務を一元化した。また、予防課予防課予防広報係と名称変更した。これにより、消防局の機構を1局3部5課1防署40出張所1分遣所制とした。
11月22日		中央消防署桑園出張所を改築した。
11月24日		東消防署丘珠出張所（係に準ずる）を東区北丘珠1条2丁目に新設し、消防局の部5課1室16係7消防署41出張所1分遣所制とした。
12月31日		後藤義英消防局長が札幌市監査委員に転出した。
昭和60年	(1985)	札幌市火災予防条例、札幌市火災予防規則、札幌市消防団規則及び札幌市消防吏する規則の一部改正を行った。
1月1日		中目啓市環境局長が第8代消防局長に就任した。 羽根重道予防部長が第3代消防局次長に就任した。 南消防団に1分団を増設し、7消防団68分団制とした。
4月1日		道内初の女性消防吏員6名を採用した。 幼年・少年消防クラブ結成要綱が制定された。
5月25日		指令室に聴覚障害者からの緊急通報受信用としてミニファックスを設置した。
6月5日		消防局新庁舎建設工事が中央区南4条西10丁目において着工した。
7月1日		機構改革を行い、警防部消防課に消防訓練所（係に準ずる）を新設し、消防署の副署長2名制を予防課及び警防課の2課制に改めた。これにより、消防局の機構を1局3部5課1室16係1訓練所、7消防署14課41出張所1分遣所制とした。
7月21日		羽根重道消防局次長が急逝した。
11月15日		消防無線通信の不感障害地域を解消するため、藻岩山基地局、藤野中継局、朝日岳前進基地局を建設した。
12月10日		白石消防署菊水出張所を改築した。
昭和61年	(1986)	札幌市火災予防条例、札幌市消防局組織規則、札幌市消防団規則及び札幌市火災予防規則の一部改正を行った。
4月1日		森山保昌警防部長が第4代消防局次長に就任した。 国際消防救助隊発足に伴い、本市の隊員20名を登録した。
4月11日		東京都で行われた国際消防救助隊発足に伴う合同訓練に特別救助車1台、救助隊員12名が参加した。
6月28日		北区において開催された「花と緑の博覧会」会場に現地警戒本部を期間中設置した。（消防車1台、救急車1台）
7月17日		「火の用心の歌」を作成した。

- 11月29日 中央区南4条西10丁目において建設中の消防局新庁舎がしゅん工した。
- 12月14日 中央消防署を中央区南3条西11丁目から南4条西10丁目の消防局新庁舎に移転した。
- 12月18日 南消防署簾舞分遣所を南区簾舞602番地に新築移転した。
- 12月25日 総合指揮本部車1台を購入し、消防課へ配置した。
- 12月26日 全国初の無線中継車1台が日本損害保険協会から寄贈され、指令室へ配置した。
- 12月28日 白石消防署厚別西出張所（係に準ずる）を白石区厚別西3条5丁目に新設し、消防局の機構を1局3部5課1室16係1訓練所、7消防署14課42出張所1分遣所制とした。
- 昭和62年 (1987)**
- 札幌市消防本部及び消防署設置条例、札幌市消防手数料条例、札幌市消防吏員服制に関する規則並びに札幌市消防団規則の一部改正を行った。
- 2月2日 消防局を中央区南3条西11丁目から南4条西10丁目に移転した。
防災トータルシステムの運用を開始した。
無線中継車の運用を開始した。
局訓「朗・礼・勇」を制定し、消防局庁舎1階にモニュメントを設置した。
- 2月27日 消防局音楽隊による第1回119コンサートを市民防災ホールにて開催した。
- 3月19日 エゾリスと消防ホースをかたどった「防火シンボルマーク」を制定した。
- 6月1日 機構改革を行い、管理部管理課に主査〔企画〕を、警防部指令室に情報係を新設し、消防局の機構を1局3部5課1室17係1訓練所、7消防署14課42出張所1分遣所制とした。
- 7月23日 災害救急当番病院の案内を開始した。
- 12月4日 四輪駆動、四輪操舵及びジャイロターンテーブル方式のはしご車を購入し、中央消防署へ配置した。
- 12月25日 ホースカー付水槽車を購入し、中央消防署及び西消防署へ配置した。
- 12月31日 森山保昌消防局次長が退任した。
- 昭和63年 (1988)**
- 札幌市消防団規則並びに札幌市消防訓練及び礼式に関する規則の一部改正を行った。
- 1月1日 長谷川義明予防部長が第5代消防局次長に就任した。
- 1月10日 西消防署八軒出張所（係に準ずる）を西区八軒1条東3丁目に新設し、消防局の機構を1局3部5課1室17係1訓練所、7消防署14課43出張所1分遣所制とした。
- 3月31日 中目啓市消防局長が札幌市監査委員に転出した。
- 4月1日 谷裕之豊平区長が第9代消防局長に就任した。
社会福祉施設からの連動通報システムの運用を開始した。
- 6月11日 消防広報の充実を図るため、音楽隊の演奏に合わせて演技する札幌消防カラーガーズ隊（愛称リリーエンジェルス）が発隊した。
- 7月12日 全市の放火防止対策を図るため、札幌市放火防止対策推進会議を設置した。
- 1月21日 緊急通報システム事業の運用を開始した。（消防局—第3通報先）
- 12月31日 長谷川義明消防局次長が退任した。
- 昭和64年 (1989)**
- 札幌市消防本部及び消防署設置条例、札幌市消防団条例、札幌市消防団規則並びに札幌市消防訓練及び礼式に関する規則の一部改正を行った。
- 1月1日 渡邊忠信警防部長が第6代消防局次長に就任した。

[1月8日 平成元年スタート]

- 3月23日 救急指導車1台が日本損害保険協会から寄贈され、消防課へ配置した。
- 4月1日 機構改革を行い、管理部に職員課を新設し、同課に庶務課の職員係及び教養係を所属替するとともに、管理課の経理係を庶務課に所属替した。また、管理課の主査〔企画〕を係体制に改め、企画係とした。これにより、消防局の機構を1局3部6課1室18係1訓練所、7消防署14課43出張所1分遣所制とした。
- 遠隔移報システムによる火災通報に関する要綱を制定し、夜間・休日等に無人となる防火対象物からの迅速、的確な火災通報制度の運用を開始した。
- 防火対象物における夜間の防火管理体制指導要綱を制定し、旅館・ホテルにおける検証制度の運用を開始した。
- 9月17日～9月22日 第44回国民体育大会秋季大会（はまなす国体）の開催に伴い、消防局に警戒本部を、会場に現地警戒本部を設置した。
- 9月30日～10月1日 第25回全国身体障害者スポーツ大会の開催に伴い、消防局に警戒本部を、会場に現地警戒本部を設置した。
- 11月6日 分区により厚別消防署及び手稲消防署を新設し、白石消防署厚別出張所及び西消防署手稲出張所（係に準ずる）を廃止するとともに、厚別消防署に白石消防署のもみじ台出張所及び厚別西出張所を、手稲消防署に西消防署の宮の沢出張所、稲穂出張所及び前田出張所を所属替した。
- また、白石消防署の大谷地出張所の名称を東白石出張所に改めた。これにより、消防局の機構を1局3部5課1室18係1訓練所、9消防署18課41出張所1分遣所制とした。
- 消防団の機構を9消防団72分団制に改めた。
- 11月22日 少年消防クラブの健全な育成指導に資するため、市内各区に少年消防クラブ協議会が設立された。
- 平成2年 (1990)**
- 札幌市火災予防条例、札幌市火災予防規則、札幌市危険物規制規則及び札幌市消防団規則の一部改正を行った。
- 3月9日～3月14日 第2回アジア冬季競技大会の開催に伴い、警防部に警戒本部を、各消防署には現地警戒本部を設置した。
- 3月13日 音楽隊創立20周年記念演奏会を開催した。
- 4月1日 機構改革に伴い、警防部に救急救助課を新設し、同課に消防課の救急救助係を所属替するとともに、消防ヘリコプターの導入に向けて主査〔航空消防〕を設置した。これにより消防局の機構を1局3部7課1室18係1訓練所、9消防署18課41出張所1分遣所制とした。
- 11月1日 緊急通報システムの第一通報先が消防局となった。
- 12月27日 北消防署新琴似出張所を北区新琴似8条4丁目に新築移転した。
- 平成3年 (1991)**
- 札幌市消防局組織規則、札幌市消防吏員服制等に関する規則、札幌市消防団規則並びに札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式等に関する規則の一部改正を行った。
- 3月1日 機構改革を行い、警防部救急救助課の主査〔航空消防〕を消防航空隊に振替えた。これにより、消防局の機構を1局3部7課1室18係1訓練所1航空隊、9消防署18課41出張所1分遣所制とした。
- 消防ヘリコプター（JA6636）が運用を開始した。

	3月2日～3月10日	札幌ユニバーシアード冬季大会の開催に伴い、消防局に警戒本部を、会場に現地警戒本部を設置した。
	3月11日	ヘリコプターテレビ電送システムの運用を開始した。
	4月1日	北海道広域消防相互応援協定が施行された。(札幌市消防局～総括代表消防機関)
	6月30日	谷裕之消防局長が退任した。 渡邊忠信消防局次長が退任した。
	7月1日	前田悦雄東区長が第10代消防局長に就任した。 猫塚隆予防部長が第7代消防局次長に就任した。
平成4年	(1992)	札幌市火災予防条例、札幌市消防手数料条例、札幌市火災予防規則及び札幌市予防消防団規則の一部改正を行った。
	2月1日	予防システムの運用を開始した。
	3月27日	高規格救急自動車(ベンツ)を中央消防署へ配置し、心電図伝送を開始した。
	3月6日	豊平消防署平岸出張所を豊平区平岸1条11丁目に新築移転した。
	3月19日	手稲消防署曙出張所(係に準ずる)を手稲区前田6条16丁目に新築し、消防局の機構を1局3部7課1室18係1訓練所1航空隊、9消防署18課42出張所1分遣所制とした。
	4月1日	機構改革を行い、管理部管理課の機械係の名称を装備係に改めた。
	7月6日	救急救命士が高規格救急自動車に乗車し、業務を開始した。
	9月1日	トレーラー型消防自動車(消防シグマシステム)を北消防署に配置し、運用を開始した。
	12月7日	札消式高規格救急自動車(トライハート)を白石消防署に配置し、運用を開始した。
平成5年	(1993)	
	1月17日	救急救助係所属の消防特別救助隊を中央消防署所管とした。
	3月1日	無線機直結型面体伝声装置を開発し、災害現場における情報連絡体制の強化と濃煙内で活動する隊員の安全管理の徹底を図った。
	3月26日	火災発生原因の科学的な鑑定・分析や寒冷地向けの消防装備等の研究開発と救急隊員に対する付加教育の充実を図るため、西区八軒10条西13丁目(消防訓練所隣接地)に建設中の消防科学研究所・救急救命士養成所が竣工した。
	3月31日	前田悦雄消防局長が環境局長に転出した。
	4月1日	中谷多宏水道局管理部長が第11代消防局長に就任した。 機構改革を行い、管理部に研究開発課を新設し、同課に研修係と消防科学研究所を新設、指令室に指令三係を新設し指令業務の三部制を導入、職員課教養係の名称を厚生係に改めた。これにより消防局の機構を1局3部8課1室19係1消防科学研究所1訓練所1航空隊、9消防署18課42出張所1分遣所制とした。また、救急救命士の養成等に係る涉外業務を担当する管理部参事、中央署の予防体制強化を図るため中央署参事、航空隊の体制強化を図るため航空主幹、指導二係の事務を担当する指導課主査、係に準ずる出張所の業務執行強化を図るため警防課主査をそれぞれ設置した。
	5月26日～5月28日	全国消防長会第45回総会等がテルメインターナショナルホテル(北区東茨戸132番地)を会場として開催され、札幌市消防局は開催地事務局として諸業務を行った。

- 7月12日～7月22日 北海道南西沖地震の発生に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき応援活動を行った。
- 9月9日 救急救命士養成所の開講式を行い、第一期生31名の研修を開始した。
- 9月30日 猫塚隆消防局次長が退任した。
- 10月1日 岡明男予防部長が第8代消防局次長に就任した。
- 毎年10月1日から10月7日までを「消防局衛生週間」と制定し、産業医による職場巡視と衛生管理教育等を実施した。
- 平成6年 (1994)**
- 札幌市消防本部及び消防署設置条例の一部改正、札幌市消防団規則の一部改正並びに札幌市危険物規制規則の全部改正を行った。
- 4月1日 西消防署を西区発寒10条4丁目に新築移転し、発寒出張所を廃止して、旧西消防署庁舎を琴似出張所として業務を開始した。
- 機構改革を行い、防災部を新設し、同部に防災課と警防部の指令室を指令課に名称変更して配置、防災課に防災係及び計画担当主査を配置、管理課企画係を庶務課に所属替え、消防課と救急救助課の名称をそれぞれ消防救助課と救急課に改め、消防救助課に救助係を新設、警防係と救急救助係の名称をそれぞれ消防係と救急係に改め、消防訓練所を廃止し、訓練業務を研究開発課研修係に移管した。これにより、消防局の機構を1局4部10課22係1消防科学研究所1航空隊とした。
- また、中央消防署予防課に設備検査係を新設し、同課予防一係、予防二係の名称をそれぞれ予防係、指導係に改め、同署警防課に救急一係及び救急二係を新設、西野出張所を課に準ずる出張所とし、宮の森、屯田、新川、丘珠、札苗、澄川、曙、稲穂出張所に警防課主査をそれぞれ配置した。これより、9消防署〔各署2課4係（中央署のみ8係）〕42出張所1分遣所とした。
- 財団法人札幌市防災協会（北区北15条西5丁目・北消防署幌北出張所2階）が発足し、事務局長以下35名体制で消防関連の諸業務を開始した。
- 10月1日 札幌市危険物規制規則の一部改正を行った。
- 平成7年 (1995)**
- 1月18日～2月4日 1月17日に発生した阪神・淡路大震災に伴い、救助応援隊（第一次、第二次）と航空応援隊を派遣し、応援活動を行った。
- 3月1日 防災課に主幹（計画）及び主査（調整）を新設し、主査（計画）を増設した。
- 3月20日 北消防署あいの里出張所（係に準ずる）を北区あいの里2条1丁目に新設し、消防署の機構を9消防署〔各署2課4係（中央署のみ8係）〕43出張所1分遣所とした。
- 3月31日 岡明男消防局次長が退任した。
- 4月1日 平成8年度の全国消防救助技術大会の開催に向けて、庶務課に主査（全国消防救助技術大会担当）を設置した。
発信地表示システムの運用を開始した。
- 近江弘治予防部長が第9代消防局次長に就任した。
- 札幌市火災予防条例の一部改正を行った。
- 6月1日 管理部と庶務課の名称をそれぞれ総務部と総務課に改め、中央消防署警防課警備一係と警備二係をそれぞれ消防一係と消防二係に改めた。

6月21日～6月22日 全日空機ハイジャック事件に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき、応援隊を函館市に派遣した。

10月11日 救急ワークステーションを市立札幌病院の敷地内に開設した。

平成8年 (1996)

2月10日～2月17日 2月10日に発生した古平町豊浜トンネル崩落事故に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき、救助隊、救急隊及び電源隊を派遣し、応援活動を行った。

3月28日 画像伝送システムの運用を開始した。

3月29日 高規格救助工作車を中央消防署に配置し、運用を開始した。

3月31日 中谷多宏消防局長が退任した。

4月1日 吉本朗生中央区長が第12代消防局長に就任した。

各消防署の課長職の出張所長（定山渓を除く）18名を均一に再配置し、桑園、豊水、幌西、幌北、美園、東月寒出張所をそれぞれ係に準ずる出張所に、篠路、厚別西、清田、石山、八軒、前田出張所をそれぞれ課に準ずる出張所にした。

中央消防署を除く各消防署警防課警備一係と警備二係の名称をそれぞれ消防一係と消防二係に改めた。

震災対策等の警防対策強化のため、消防救助課に主査（警防対策）を設置した。

支援車を中央消防署に配置し、運用を開始した。

札幌市手数料条例の一部改正を行った。

8月23日 第25回全国消防救助技術大会を北海道で初めて札幌市において開催した。

9月25日 札幌市消防職員委員会に関する規則を制定した。

10月1日 札幌市消防職員委員会が発足した。

10月29日～11月7日 10月28日に発生したエジプト・アラブ共和国カイロ県ヘリオポリス市のビル崩壊災害に伴い、国際消防救助隊登録隊員2名を派遣し、国際緊急援助活動を行った。

平成9年 (1997)

3月3日 救急自動車自動消毒システムの運用を開始した。

3月19日 電磁波による生存者探索システム（電磁波探査装置）を北消防署に配置し、運用を開始した。

3月26日 北消防署幌北出張所を改築した。

3月31日 近江弘治消防局次長が退任した。

整備工場を廃止し、車両整備業務を外注体制とした。

3月31日 吉本朗生消防局長が民生局長に転出した。

4月1日 高橋彦博豊平区長が第13代消防局長に就任した。

新家磨東消防署長が第10代消防局次長に就任した。

緊急事態への即応体制の確保や初動責任体制を確立するため、防災部所管の指令部門を警防部に移管するとともに指令課を1課体制から3課体制に強化した。これにより、消防局の機構を

1局4部12課19係1消防科学研究所1消防航空隊とした。

署活系無線の運用を一部開始した。

手稲消防署宮の沢出張所の名称を西宮の沢出張所に改めた。

救急救命士に対する医師の指示体制が確立（指示医を確保）した。

- 4月23日 防災センター要員講習場において防災センターで勤務する者に対して講習を開始した。
- 7月29日～7月30日 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練を札幌市において開催した。
- 8月25日～8月31日 8月25日に発生した島牧村第2白糸トンネル崩落に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき、指揮隊、救助隊、救急隊、航空隊、電源隊及び支援隊を派遣し、応援活動を行った。
- 8月27日 社団法人札幌乗用自動車協会と大規模災害発生時の情報の通報及び収集に関する協定を締結した。
- 9月9日 大規模災害等発生時における傷病者の搬送業務に関する協定を患者等搬送事業者と締結した。
- 11月4日 分区により清田消防署を新設し、豊平消防署清田出張所（課に準ずる）を廃止するとともに、清田消防署に豊平消防署の北野出張所を所属替した。これにより、消防局の機構を1局4部12課19係1消防科学研究所1消防航空隊、10消防署〔各署2課4係（中央署のみ8係）〕42出張所1分遣所とした。
分区により清田消防団を新設し、2分団を増設した。これにより消防団の機構を10消防団74分団制とした。
- 12月10日 地震等大規模災害発生時に消防活動を支援するため、消防職員退職者による「札幌市消防活動支援隊（愛称：SCET（スケット））」が発足した。

平成10年 (1998)

- 2月1日 予防システムを更新し、運用を開始した。
- 3月6日 社団法人北海道警備業協会と大規模災害発生時の情報の通報及び収集に関する協定を締結した。
- 4月1日 消防学校の開校諸準備のため、研究開発課に主査（消防学校）を設置した。
- 6月1日 阪神・淡路大震災での貴重な教訓をもとに、およそ3年余りの検討を経て、札幌市防災会議において、他都市に類をみないシナリオ型震災応急対策を特徴とした、新たな「札幌市地域防災計画」が策定された。
- 10月1日 本市初の女性救急隊員が誕生した。

平成11年 (1999)

- 1月6日～2月11日 「第50回さっぽろ雪まつり」が開催されるにあたり、本市を挙げての取り組みの中で、「札幌市消防局雪像制作支援隊」を結成し、雪像制作の技術指導を行った。（※雪像テーマは、「古代ロマン・2万年前の北海道」と題し、親子のマンモス像を制作）
- 4月1日 機構改革を行い、研究開発課の名称を教務課に改め、研修係を教育係とともに、主査（消防学校）を廃止して校務係を新設し、指導課指導一係と指導二係の名称をそれぞれ指導係と設備係に改めた。また、署における人事・業務管理体制及び現場指揮体制を強化するため、各消防署の課に準ずる出張所を廃止し、全ての出張所を係制とし、各消防署警防課に消防一・二担当課長を新設した。さらに、救急業務の増加及び専門化に対応するため、中央消防署警防課救急一係及び救急二係を廃止し、中央消防署警防課と東消防署警防課に主査（救急一・二）を新設した。
清田消防署里塚出張所を清田区里塚1条4丁目に新設した。（※運用開始は3月19日）

これらにより、消防局の機構を1局4部12課20係1消防科学研究所1消防航空隊、10消防署（各署2課4係〔中央署のみ6係〕）43出張所1分遣所とした。消防航空隊に救急救命士を配置した。

- 5月31日 高橋彦博消防局長が退任した。
- 6月1日 石原昭一教育委員会生涯学習部長が第14代消防局長に就任した。
- 8月1日 現場指揮体制の強化・災害活動組織の明確化を柱に札幌市消防局警防規程及び同実施要綱並びに警防活動要領を全部改正した。
- 10月1日 救急業務の増加及び専門化に対応するため、北消防署警防課と豊平消防署警防課に主査（救急一・二）を新設した。
分団の統合により、消防団の機構を10消防団72分団とした。
- 11月9日 札幌市消防学校がしゅん工し、開校式を行った。
- 12月27日 新指令情報センター設置工事に伴い、警防部消防救助課・救急課、防災部防災課が7階に移動した。
- 12月30日 新指令情報センター（5階）の工事を着工した。
- 12月31日 「札幌市コンピュータ西暦2000年問題対策実施本部（本部長：市長）」を設置して、不測の事態に備えた。

平成12年 (2000)

- 3月21日 「新水防計画（原案）」が札幌市水防協議会において審議・承認を受け、本市の現状に即した「新水防計画」が策定された。
- 3月29日～8月11日 有珠山噴火災害に伴い、北海道広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊要綱に基づき、指揮隊、救助隊、救急隊、航空隊、支援隊等の消防部隊を派遣し、応援活動を行った。
- 3月31日 新家磨消防局次長が退任した。
- 4月1日 高橋正之予防部長が第11代消防局次長に就任した。
消防防災トータルシステムの更新を行うため、防災課に主査（システム）を設置した。
- 7月19日～7月26日 九州・沖縄サミット消防特別警戒の実施に伴い、消防車両2台（指揮車及び化学車）、予防要員3名、警戒要員17名を沖縄県に派遣し現地警戒にあたった。
- 8月26日 新指令情報センター設置工事に伴い、中央消防署予防課が2階に移動した。
- 10月1日 権限移譲に対応するため、指導課に主査（保安）を、救急業務の増加及び専門化に対応するため、白石消防署警防課に主査（救急一・二）をそれぞれ新設した。
- 12月9日 新指令情報センター設置工事に伴い、防災部防災課が3階に移動した。

平成13年 (2001)

- 3月31日 石原昭一消防局長が退任した。
高橋正之消防局次長が退任した。
- 4月1日 阪下征哉総務局秘書部長が第15代消防局長に就任した。
相生武志予防部長が第12代消防局次長に就任した。
機構改革を行い、防災計画担当部長を廃止し、防災計画担当課長を設置した。また、管理課の名称を施設管理課に、企画係の名称を企画広報係に、予防広報係の名称を予防係に、主査（保安）を調整担当係長に改めるとともに、防災業務の執行体制を強化するため、各消防署予防係の名称を予防防災係に改めた。さらに、

- 新たな係長職制の導入に伴い、主査を担当係長に改めた。
- 南消防署救助隊を山岳救助隊に指定し業務を開始した。
- 8月20日 消防指令システムが切替移行され、試験運用を開始した。
- 9月10日 消防指令システムの運用を開始し、近年の災害の複雑多様化、大規模化等に対応できる、高度情報通信技術を駆使した最新鋭の「消防防災情報センター」として整備した。
- 10月1日 救急業務の増加及び専門化に対応するため、西消防署警防課に救急一・二担当係長を新設した。
- 11月22日 事業活動に伴う環境への負荷を継続して低減していく仕組み（環境マネジメント）の国際的な規格である ISO14001 を認証取得した。

平成14年 (2002)

- 1月7日～2月11日 「第53回さっぽろ雪まつり」が開催されるにあたり、陸上自衛隊の規模縮小の方針を受けて、消防局職員を中心とした本市職員が職務として大雪像制作を行った。また、市民がボランティアとして大雪像制作に初めて参加し、消防局職員が他部職員及び市民ボランティアに技術指導を行った。（※雪像テーマは、「名探偵コナン　中国・歴史の旅」と題し、万里の長城、兵馬俑、名探偵コナンを制作）
- 4月1日 ガス事務に係る権限が北海道から移譲されたことに伴い、指導課調整担当係長を廃止し、ガス保安係を設置するとともに、救急ワークステーションでの救急業務に係る人事・業務管理及び指揮・命令体制を強化するため、救急課救急指導担当係長を廃止し、救急指導係を新設した。
- さらに、建築物の安全管理の徹底と不備事項の是正指導を強化するため、豊平消防署予防課に指導担当係長を新設した。
- これらにより、消防局の機構を1局4部12課22係1消防科学研究所1消防航空隊、10消防署（各署2課4係〔中央署のみ6係〕）43出張所1分遣所とした。
- 中央消防署・豊平消防署の救助隊、支援工作隊を特殊災害救助隊に指定し、業務を開始した。
- 南消防署に朝日岳前進基地局用遠隔制御装置を設置し、南基地局での遠隔操作が可能となった。
- 3月1日～6月30日 「2002年 FIFA ワールドカップサッカー大会」の開催に伴う全市的な安全対策と市民の安全確保のための環境づくりに向けて「ワールドカップサッカー札幌市民安全対策推進本部」が設置され、防災部防災課に事務局を置いた。
- また、消防局及び各署に消防特別警戒本部を、会場には現地消防警戒本部を設置し警戒にあたった。
- 10月1日 平成15年度に本市で開催される「全国救急隊員シンポジウム」の開催準備のため、総務課に調整担当係長を新設するとともに、建築物の安全管理の徹底と不備事項の是正指導を強化するため、北、東、白石及び西消防署の予防課に指導担当係長を新設した。また、救急業務の増加及び専門化に対応するため、厚別消防署警防課に救急一・二担当係長を新設した。
- 10月28日 「新たな都市経営の取組」に基づき、消防局経営方針「安全・安心を誇れる街サポートの創造」を策定した。

12月20日 防災行政無線拡充整備事業（第1期）が完了し、260MHz デジタル移動通信システムにより、災害対策本部（市役所）と区役所、収容避難場所（中学校）、関連機関、応援協定機関、基幹病院等と非常時の通信網を確保した。

平成15年 (2003)

- 2月20日 防災行政無線中継事業が完了し、多重無線回線が 7.5GHz 以上の周波数帯にて再整備された。
あわせて新たに小金湯中継所が整備され稼働した。
- 2月28日 白石消防署と札幌市民防災センターとの複合庁舎を白石区南郷通6丁目北に新築した。また、白石消防署が移転し、運用を開始した。
- 3月14日 札幌市民防災センターが開所した。
- 3月22日 防災センター要員講習システム機器を更新し、運用を開始した。
- 3月28日 火災予防に関する違反の処理を迅速かつ効果的に進めるため、札幌市火災予防違反処理規程を
新たに制定した。
- 3月29日 南消防署藤野出張所を南区藤野2条3丁目に新設し、運用を開始した。
- 3月31日 阪下征哉消防局長が退任した。
- 4月1日 藤林義廣豊平区長が第16代消防局長に就任した。
消防学校の役割が重要性を増す中、その機能を明確化し、より的確な職員養成を
進めるため、消防学校担当部長を廃止し、消防学校を総務部付け機構として位置
付けるとともに教務課を消防学校へ所属替した。また、消防航空隊の名称を消防
航空係に改めるとともに、所管業務が消防活動全般にわたっているため、消防航
空担当課長、消防航空係、操縦担当係長及び整備担当係長を業務遂行上の関連性
が強い消防救助課へ所属替するとともに、地域防災計画等の各種計画の策定・見
直しと併せて運用面の充実強化を図るため、防災課計画担当係長1名の名称を計
画運用係長に改めた。
これらにより、消防局の機構を1局4部1消防学校12課23係1消防科学研究所、10消防署（各署2課4係〔中央署のみ6係〕44出張所1分遣所とした。
- 7月26日～7月27日 宮城県北部地震災害の発生に伴い、緊急消防援助隊要綱に基づき、指揮支援隊、
消防航空隊を派遣し、応援活動を行った。
- 9月26日～10月21日 苫小牧市出光興産（株）北海道製油所屋外タンク火災及びタンク災害予防対策に
伴い、北海道広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊要綱に基づき、消防部隊
を派遣し、応援活動を行った。
- 10月1日 建築物の安全管理の徹底と不備事項の是正指導を強化するため、厚別、清田、南
及び手稲消防署の各予防課に指導担当係長を新設した。
救急業務の増加及び専門化に対応するため、南消防署警防課に救急一・二担当係
長を新設した。

平成16年 (2004)

- 1月29日～1月30日 「第12回全国救急隊員シンポジウム」を北海道で初めて札幌市において開催した。
- 3月8日～3月19日 救急救命士法改正により、消防学校において救急救命士既資格者に対する気管挿
管講習が開始され、第1期生として16名が修了した。
- 3月31日 相生武志消防局次長が退任した。

4月1日 鈴木幸夫消防学校長が第13代消防局次長に就任した。

札幌市における危機管理体制を構築するため、機構改革が行われ、防災部を中心とした局相当の危機管理対策室が設置された。これに伴い消防局防災部が廃止され、また、防災部の情報係及びシステム担当係長が所管していた事務のうち、消防無線等の消防系システムの維持管理等を行うため、総務部施設管理課にシステム係を設置した。

「全国救急隊員シンポジウム」の終了に伴い、総務課調整担当係長を廃止し、新たに総務課に主査（調整）を置いた。

気管挿管等救急業務に係る高度化に対応するため、教務課に救急教育担当係長を設置した。

これらにより、消防局の機構を1局3部1消防学校11課22係1消防科学研究所、10消防署（各署2課4係〔中央署のみ6係〕）44出張所1分遣所とした。

10月1日 西消防署八軒出張所に救急隊及び救急車を配置し、運用を開始した。

11月9日 メール119番通報システムの運用を開始した。

平成17年

（2005）

2月1日 ホームページによる災害状況提供の運用を開始した。

3月18日 中央消防署山鼻出張所が中央区南23条西10丁目に移転し、運用を開始した。

3月31日 藤林義廣消防局長が退任した。

4月1日 鈴木幸夫消防局次長が第17代消防局長に就任した。

小島信行企画調整局企画部長が第14代消防局次長に就任した。

機構改革を行い、総務課経理係の名称を財務係に改めた。また、再任用準備のための職員課調査担当係長、消防学校における専科教育の充実を図る教務課主査（専科教育）、住宅用火災警報器の普及促進等を担当する予防課地域防火支援担当係長、火災原因の分析・統計を担当する予防課主査（火災分析）、清田区における救急業務の増加及び専門化に対応するため、清田消防署警防課に救急一・二担当係長をそれぞれ設置した。

消防団員に回数と時間に応じた適切な報酬を支給するため、札幌市消防団員規則を改正し、従来の日額から活動時間に応じた1回ごとの支給に改めた。

また、各消防団が一致団結して基本的な活動を行うため、「札幌市10消防団連合協議会」を設置し、初代会長に、清水昇白石消防団長が就任した。

予防システムを更新し、消防情報管理システムとして運用を開始した。

6月10日～6月11日 「第3回全国緊急消防援助全国訓練」（静岡市）に指揮支援隊、後方支援隊が参加した。

平成18年

（2006）

3月31日 鈴木幸夫消防局長が退任した。

小島信行消防局次長が議会事務局長に転出した。

4月1日 徳増澄夫予防部長が第18代消防局長に就任した。

高本光藏市立病院事務局長が第15代消防局次長に就任した。

機構改革を行い、消防団機能のより一層の充実強化をマネジメントするため、職員課に主査（消防団）を、消防・救急無線のデジタル化移行等の調整を図るため、施設管理課に主査（調整）を、消防科学等の研究・分析の推進のため、教務課に主査（研究）及び主査（分析）を、昨今の大規模・特殊災害へのより的確な対応

を図るため、中央消防署警防課に主査（救助）2名を、手稲区における救急業務の増加及び専門化に対応するため、手稲消防署警防課に救急一・二担当係長をそれぞれ設置するとともに、防火安全の視点で「地域のまちづくり」に寄与する姿勢を強く打ち出す意味合いから、その企画部門である予防課予防係を防火安全係に、最前線で地域住民と直接接する各署予防課予防防災係を防火推進係に改めた。また、より専門的な調査技術の向上と労務負荷の軽減を目的に火災調査体制の見直しを行い、調査係を二係制から三係制（三交替制）に改めた。

これらにより、消防局の機構を1局3部1消防学校11課23係1消防科学研究所、10消防署（各署2課4係〔中央署のみ6係〕）44出張所1分遣所とした。

中央消防署救助隊を特別高度救助隊（スーパー・レスキュー・サッポロ）に編成、運用を開始した。

警防規程を改正し、「消防防災情報センター」の名称を「指令情報センター」とした。

- 6月1日 市民の応急手当による救命率の向上を目指し、AEDが設置され救命講習受講者がいる施設をステッカーで標示する「さっぽろ救急サポーター」事業を開始した。
- 8月24日 第35回全国消防救助技術大会が、10年振りに札幌市で開催された。
- 10月1日 適マーク制度の廃止に伴い、「札幌市防火優良対象物公表制度」を策定し、防火管理が優良な旅館・ホテル等について、消防局ホームページによる情報提供を開始した。
白石消防署北郷出張所に救急隊及び救急車を配置し、運用を開始した。
- 11月18日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。
- 12月15日 航空隊の通年運行を開始した（10月1日付でパイロット1名、整備士1名を採用）。

平成19年 (2007)

- 1月9日 AEDを全54署所に配置し、消防隊によるAED救急活動支援の運用を開始した。
- 2月22日～3月4日 FISノルディックスキー世界選手権大会開催に伴う消防特別警戒を実施した。
- 3月31日 高本光藏消防局次長が退任した。
簾舞分遣所を廃止した。
- 4月1日 新目和久市民まちづくり局市民生活部長が第16代消防局次長に就任した。
機構改革を行い、増加する救急需要への対策検討のため、救急課に救急需要担当係長を、特別高度救助隊の体制整備のため、中央消防署警防課の主査（救助）を廃止し、同署同課に救助一・二担当係長を設置した。
北消防署救助隊及び豊平消防署救助隊を高度救助隊に編成、運用を開始した。
- 南消防署定山渓出張所ポンプ隊及び手稲消防署救助隊を山岳救助隊に編成し、運用を開始した。
総務省消防庁からウォーターカッター車及び大型プロアー車の無償使用制度を受け特別高度救助隊に配置、運用を開始した。
- 7月1日 総務省消防庁から大型除染システム車の無償使用制度を受け特別高度救助隊に配置、運用を開始した。
- 9月30日 清水昇札幌市10消防団連合協議会長が退任した。
- 10月1日 東消防署札苗出張所に救急隊及び救急車を配置し、運用を開始した。
消防団と事業所の連携を促進するため、消防団協力事業所表示制度の運用を

開始した。

10月10日 堂佛榮一厚別消防団長が第2代札幌市10消防団連合協議会長に就任した。

11月1日 「2008 北海道洞爺湖サミット」開催に伴い、札幌市消防局サミット対策推進本部を設置した。

手稲消防署西宮の沢出張所にスノーモビル2台を配置し、運用を開始した。

11月24日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。

平成20年 (2008)

1月1日 機構改革を行い、北海道洞爺湖サミットの開催に伴い、札幌市内におけるテロ等の各種災害に対する警戒体制を強化し、市民及び来訪者の安全確保を図るため、警防部にサミット対策担当課長及びサミット対策担当係長を設置した。

1月8日 総務省消防庁から多機能型車両の無償貸付けを受け、南消防団簾舞分団に配置し、運用を開始した。

3月28日 消防学校の南側に「北鐘寮南棟」を増築した。

3月31日 新目和久消防局次長が退任した。

札幌市消防局国民保護計画を策定した

4月1日 北海道洞爺湖サミットの開催に向け、札幌市内外の関係機関との連絡調整、消防特別警戒の総括等、推進本部の円滑な運営を期するため、警防部にサミット対策担当部長を設置した。

携帯電話位置情報通知システムの運用を開始した。

法令違反対象物へ重点的に立入検査を実施し、警告、命令などの厳格な措置により火災危険を排除するとともに、大規模防火対象物等において、火災予防及び消防隊による消火活動、救助活動等に直結する情報収集活動を実施するため、「査察」の概念、査察の対象等を一新し、「札幌市消防局査察等に関する規程」を制定した。また、査察行政におけるマネジメントを強化し、効果的かつ効率的な査察等の執行を管理するため、「札幌市消防局査察等執行管理委員会」を設置した。警防活動要領の全面改正を行った。

5月26日 すすきの風俗店火災を契機に、予防部指導課指導係に特別機動査察隊を編成し、暫定的に運用を開始した。

6月1日～7月11日 北海道洞爺湖サミットの開催に伴う「札幌市内消防特別警戒」を実施した。

6月14日～6月17日 岩手・宮城内陸地震発生に伴う緊急消防援助隊（指揮支援部隊、航空隊、人員搬送）を派遣した。

9月1日 消防ヘリコプターの格納庫を丘珠空港から石狩市へ移転し、「札幌市消防局石狩ヘリポート」の運用を開始した。

9月15日 徳増澄夫消防局長が退任した。

9月16日 松井英樹予防部長が第19代消防局長に就任した。

平成21年 (2009)

3月31日 消防法の一部改正に伴い、防災センター要員講習を終了した。

消防法の一部改正に伴い、防災管理講習及び自衛消防業務講習を開始した。

札幌市消防手数料条例の一部改正に伴い、防火管理講習及び自衛消防業務講習の受講手数料の徴収を開始した。

機構改革を行い、法令違反根絶に向けた査察を全市的に展開するため、予防部指導課に機動査察係を設置し、特別機動査察隊の運用を開始した。

消防力の向上・強化及び労務負荷の軽減を目的とする組織体制見直しを検証するため、白石消防署及び厚別消防署の2署の勤務体制を二係制から三係制（三交替制）に変更し、運用を開始した。

総務省消防庁から燃料補給車の無償使用制度を受け、札幌市消防学校に配置し、運用を開始した。

消防ヘリコプター（JA119L）が新たに1機運用開始し、2機のヘリコプターによる「通年運航体制」を確立した。

10月1日～10月8日 9月30日に発生したインドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害に伴い、国際消防救助隊員3名を派遣し、国際緊急援助活動を行った。

11月22日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。

12月1日 新型消火剤（クラスA泡消火剤）を導入し、運用を開始した。

平成22年 (2010)

3月26日 北消防署篠路出張所を北区篠路2条4丁目に新築移転した。

4月1日 総務省消防庁から特殊災害対応自動車の無償使用制度を受け、特別高度救助隊に配置、運用を開始した。

総務省消防庁から自動追尾式小型ヘリコプターテレビ受信装置及び可搬型衛星地球局、各2組の無償使用制度を受け、警防部に配置、運用を開始した。

4月8日 日本消防協会から消防団へ多機能型車両が寄贈され、手稲消防団に配置し、運用を開始した。

5月26日～6月8日 APEC貿易担当大臣会合の開催に伴う「APEC消防特別警戒」を実施した。

7月5日 総務省消防庁から消火用大量補給用車両の無償使用制度を受け、西消防署に大型ポンプ車、西消防署八軒出張所にホース延長車を配置し、運用を開始した。

10月29日 日常的な消防訓練の充実を図るため、清田消防署に消防訓練施設を建設した。

平成23年 (2011)

1月11日 消防活動資機材や新型インフルエンザ対策資機材などを備蓄するため、消防学校敷地内に消防活動資機材備蓄集約センターを建設した。

3月11日～5月11日 東日本大震災に伴う緊急消防援助隊（指揮支援部隊、陸上部隊、航空隊）として、延べ503名の職員を派遣した。

3月31日 松井英樹消防局長が退任した。

西消防署琴似出張所を閉所し、八軒出張所と統合した。

4月1日 遠藤敏晴予防部長が第20代消防局長に就任した。

4月28日 東日本大震災による東北地方の甚大な被害を受け、宮城県石巻地区広域行政事務組合消防本部に対し、救急車両2台を譲与した。

9月30日 堂佛榮一札幌市10消防団連合協議会長が退任した。

10月3日 東田慎悟東消防団長が第3代札幌市10消防団連合協議会長に就任した。

平成24年 (2012)

2月13日 ヘリコプターテレビ電送システムの受信エリア拡大を目的に、厚別区もみじ台の基地局にヘリコプターテレビ電送システム受信装置を設置し、運用を開始した。

3月27日 東消防署東苗穂出張所を閉所。苗穂出張所を東区北8条東11丁目に新設し、運用を開始した。

3月31日 東消防署北光出張所を閉所し、苗穂出張所と統合した。

- 4月1日 東消防署、西消防署、手稲消防署の3署及び救急ワークステーションの勤務体制を二係制から三係制（三交替制）に変更し、運用を開始した。
- ガス事業法の改正により、ガス用品の販売の事業を行う者への立入検査に関する事務が北海道から移譲された。
- 5月2日 総務省消防庁から緊急消防援助隊北海道指揮隊車の無償使用制度を受け、白石消防署指揮隊に配置し、運用を開始した。
- 6月20日～6月22日 IFCAA2012 SAPPOROにおいて、北海道では初となる第27回アジア消防長協会総会及び札幌国際消防・防災展（13,639名来場）、第64回全国消防長会総会を開催した。また、アジア消防長協会として初の取組となる7カ国合同での国際救助隊合同訓練を実施し、併せて、緊急消防援助隊北海道合同訓練を実施した。
- 10月10日 東田慎悟札幌市10消防団連合協議会長が退任し、安澤正美手稲消防団長が第4代札幌市10消防団連合協議会長に就任した。
- 11月24日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。
- 12月1日 中央消防署豊水出張所、北消防署新琴似出張所及び豊平消防署平岸出張所に機動水槽隊及び機動はしご隊を発足し、特別消防隊（スーパー・ポンパー・サッポロ）として運用を開始した。

平成25年 (2013)

- 2月27日 総務省消防庁から航空機動態管理システムの無償使用制度を受け、消防ヘリコプター（JA119L）に装備し、運用を開始した。
- 3月11日 札幌市民防災センターをリニューアルオープンし、暴風＆3D体験コーナー及び災害バーチャル体験コーナーの新設、並びに地震体験コーナーの機能向上を行った。
- 3月13日 中央消防署豊水出張所（中央区南9条西5丁目）を閉所。中央区南8条西2丁目に新設し、運用を開始した。
- 3月31日 総務省消防庁から緊急消防援助隊後方支援車両として支援車I型の無償使用制度を受け、清田消防署に配置し、運用を開始した。
中央消防署大通出張所を閉所し、豊水出張所と統合した。
遠藤敏晴消防局長が退任した。
- 4月1日 佐藤有警防部長が第21代消防局長に就任した。
中央消防署、北消防署、豊平消防署、清田消防署、南消防署の5署の勤務体制も二係制から三係制（三交替制）に変更となり、全署で三部制の運用を開始した。
機構改革を行い、予防部予防課調査一係、二係、三係を廃止し、火災調査係を設置した。
- 8月1日 総務省消防庁から重機・重機搬送車の無償使用制度を受け、中央消防署豊水出張所に配置し、運用を開始した。
- 9月12日～9月22日 ウランバートル消防技術支援事業により、ウランバートル市の消防体制等の実態調査のため佐藤有消防局長以下17名の職員を同市に派遣した。
- 10月1日 札幌市消防局警防規程を改正し、「指令情報センター」を「消防指令管制センター」に改称した。また、消防指令システムの更新を行い、最新機器の導入により出動体制を強化した。

石狩振興局管内 6 消防本部により共同整備した消防救急デジタル無線の運用を開始し、管内全域で各消防本部からの通信が可能となった。

「救急安心センターさっぽろ」開設に伴い、監督員業務を開始した。

10月11日～10月12日 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練を苫小牧市において実施した。

11月5日～11月28日 ウランバートル消防技術支援事業により、ウランバートル市非常事態局の研修員16名を受け入れ、消防学校等において各種研修を実施した。

平成26年 (2014)

3月31日 予防推進員制度を廃止した。

4月1日 「札幌市防火優良対象物公表制度」に代わり、「札幌市防火優良対象物表示公表制度」を策定した。

救急救命士による新たな救急救命処置「心肺停止前重度傷病者への点滴処置」、「一定条件下での血糖測定及び血糖補正」が開始された。

7月6日～7月13日 ウランバートル消防技術支援事業により、平成25年度事業の進捗確認等の実態調査のため、大崎茂己総務部長以下9名の職員をウランバートル市に派遣した。

8月1日 札幌市火災予防条例の一部改正に伴い、京都府福知山市花火大会火災を踏まえ、催しにおける防火安全対策の強化を図った。

10月6日 札幌市火災予防条例の一部改正に伴い、市民自治推進の観点から、火災予防に関する「市民が主体的に行動するための基本事項」を規定化した。

11月4日～11月21日 ウランバートル消防技術支援事業により、ウランバートル市非常事態局の研修員15名を受け入れ、消防学校等において各種研修を実施した。

12月11日 総務省消防庁から救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付けを受け、南消防団に配置し、運用を開始した。

平成27年 (2015)

2月18日 多機能型車両を清田消防団に配置し、運用を開始した。

3月9日～3月13日 ウランバートル消防技術支援事業により、冬期間における消防技術の習得成果等の実態調査のため、山崎英樹中央消防署予防担当部長以下3名の職員をウランバートル市に派遣した。

3月26日 東消防署北栄出張所を東区北39条東1丁目に新築移転した。

豊平消防署美園出張所を豊平区豊平1条12丁目に新築移転した。

4月1日 札幌市火災予防条例の一部改正に伴い、消防法令違反のある防火対象物の公表制度を開始した。

6月18日～6月21日 ウランバートル消防技術支援事業の集大成として、現地広報イベント及び現地関係者への表敬訪問等を実施するため、佐藤有消防局長以下19名をウランバートル市へ派遣した。

10月10日 札幌市スポーツ交流施設「つどーむ」において、幼年・少年消防クラブ結成30周年記念式典を開催した。

11月15日 市内のアパート等の消防用設備等の点検報告に関する情報について、建物所有者や借主、買主に対して広く周知するため、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会と協定を締結した。

消防団の双方向情報伝達網の構築を目的に、デジタル簡易無線機及び特定小電力トランシーバーを配備し、運用を開始した。

12月3日～12月4日 札幌市で2回目の開催となる「第24回全国救急隊員シンポジウム」を札幌コン

ベンションセンターにおいて開催した。

平成 28 年 (2016)

- 3 月 31 日 佐藤有消防局長が退任した。
安澤正美札幌市 10 消防団連合協議会会長が退任した。
- 4 月 1 日 大島光由予防部長が第 22 代消防局長に就任した。
救急管理体制を強化するため、警防部に救急担当部長を設置した。
救急業務高度化に伴い、医学的観点からの指導による事故対応を図るため、警防部に救急指導担当課長（医師職併任）を設置した。
- 4 月 21 日 平井勇光北消防団長が第 5 代札幌市 10 消防団連合協議会会長に就任した。
- 7 月 1 日 社会福祉施設等及び宿泊施設における、消防職員の査察結果や消防法令に適合している消防法令上優良な施設情報を札幌市公式ホームページに公表する「札幌市消防局法令適合情報提供サービス（愛称：消防“ホッと”インフォメーション）」を開始した。
- 8 月 8 日 平成 3 年 3 月 1 日から運航していた消防ヘリコプター（JA6636）の運航を終了した。
- 10 月 1 日 中央消防署に救急隊を増隊するとともに救急車を配置し、大通救急隊の運用を開始した。
- 11 月 20 日 北海道日本ハムファイターズ優勝パレード消防特別警戒を実施した。

平成 29 年 (2017)

- 2 月 1 日 学生消防団員の就職活動を支援し、若年層の加入促進を図ることを目的に、札幌市学生消防団活動認証制度の運用を開始した。
- 2 月 3 日 市内のアパート等の消防用設備等の点検報告に関する情報について、建物所有者や借主、買主に対して広く周知するため、公益社団法人全日本不動産協会北海道支部と協定を締結した。
- 2 月 12 日～2 月 26 日 2017 冬季アジア札幌大会消防特別警戒を実施した。
- 3 月 1 日 消防ヘリコプター（JA6636→JA17AR）を更新した。
- 4 月 1 日 機構改革を行い、指導課を査察規制課に、指導係を査察係に、火薬類取締法の事務の権限移譲に伴いガス保安係を保安係に改めるとともに、各消防署の指導担当係長を査察担当係長に改めた。また、火災危険度の高い消防法令違反について一定の減少が図られたことから、機動査察係を廃止し、各消防署の査察執行管理、統一的な是正を促進するため、違反対策担当係長を新設した。さらに、中央消防署における査察の執行管理や是正指導の強化を図るため、予防課指導係を査察一係・査察二係の二係制とした。
- 手稲消防署に水槽付救助車を配置し、手稲特別救助隊が運用を開始した。
- 応急手当普及啓発事業は、全ての市民が応急手当を実施できる社会の実現を目指し、「児童」及び「生徒」が社会に出るまでに、繰り返し応急手当の知識と技術を学習できる環境を整えた。
- 12 月 1 日 消防情報管理システムを更新した。

平成 30 年 (2018)

- 1 月 12 日 日本消防協会から防災活動車が寄贈され、東消防団に配置し、運用を開始した。

- 3月31日 大島光由消防局長が退任した。
- 4月1日 萬年清隆予防部長が第23代消防局長に就任した。
- 5月10日～5月11日 李克強中華人民共和国首相の来札に伴う対応を実施。
- 6月25日 札幌市消防音楽隊が発足50周年を迎えた。
- 8月3日～8月5日 天皇皇后両陛下の行幸（北海道150年記念式典後臨席及び地方事情視察）に伴う対応を実施。
- 9月5日 台風21号に伴い、第2非常警備体制を発令。
- 9月6日 胆振地方中東部を震源とする地震が発生。市内最大震度6弱を観測し、第3非常警備体制を発令。
- 9月6日～9月12日 北海道胆振東部地震に伴い、北海道広域消防応援協定及び緊急消防援助隊要綱に基づき、派遣隊（指揮支援隊、救助隊、消防隊、救急隊、航空隊、支援隊等）として、延べ185名の職員を派遣した。
- 10月1日 北消防署及び東消防署に当局初となる日勤救急隊を増隊するとともに救急車を配置し、北エルム救急隊及び東モエレ救急隊の運用を開始した。

平成31年 (2019)

- 1月12日 南消防署を南区真駒内上町5丁目に新築移転した。
- 1月19日～1月20日 札幌市消防音楽隊発足50周年記念演奏会を開催した。
- 2月21日 胆振地方中東部を震源とする地震が発生。市内最大震度5弱を観測し、第2非常警防体制を発令。
- 4月1日 平井勇光札幌市10消防団連合協議会会长が退任し、花田了彰厚別消防団長が第6代札幌市10消防団連合協議会会长に就任した。
令和7年度（2025年度）から実施する札幌圏6消防本部における消防通信指令業務の共同運用に向けて、総務部施設管理課システム係を警防部消防救助課に所属替するとともに、消防救助課に指令共同担当課長及び指令共同担当係長を新設した。
清田消防署に水槽付救助車を配置し、清田特別救助隊が運用を開始した。

[5月1日から令和元年スタート]

- 4月19日～5月8日 夕張市石炭博物館付属施設の模擬坑道火災に伴い、北海道広域消防相互応援協定に基づき、消防部隊を派遣し、応援活動を行った。
- 9月16日～9月23日 ラグビーワールドカップ2019における消防特別警戒を実施した。
- 10月13日 消防ヘリコプター「さっぽろ1」が耐空検査整備で入庫中、令和元年東日本台風に伴う水害により使用不能となった。
- 10月13日～10月15日 令和元年東日本台風発生に伴い、緊急消防援助隊要綱に基づき、宮城県へ消防航空隊を派遣し、23名の救出を含む応援活動を行った。
- 10月24日～10月27日 倶知安町でのG20観光大臣会合開催に伴い消防部隊を派遣し、消防特別警戒を実施した。
- 10月25日 王岐山中華人民共和国副主席の来札に伴う対応を実施した。
- 11月25日 市内における救急要請輻輳時に、消防車と救急車の「乗換運用」を試行実施した。

令和2年 (2020)

- 3月30日 白石消防署北郷出張所を白石区北郷3条6丁目に新築移転した。
- 3月31日 萬年清隆消防局長が退任した。

- 4月1日 岡本征仁警防部長が第24代消防局長に就任した。
- 7月13日 NET119緊急通報システムの運用を開始した。
- 10月15日～10月29日 夕張市消防本部において複数の職員が新型コロナウイルス感染症に罹患し、消防業務の遂行が不能となったことから、緊急的な対応として北海道消防相互応援協定に準じて消防部隊を派遣した。
- 11月6日 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の出初式の中止が決定された。
- 令和3年 (2021)**
- 1月28日 消防学校に、実火災訓練装置を設置した。
- 2月11日 消防施設庁舎監視システムを更新した。
- 4月1日 花田了彰札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、岩田謙次東消防団長が第7代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。
- 11月11日 防災に関する専門的知識を備えた消防団員の養成を目的とし、札幌市地域防災指導員設置要綱を制定した。
- 11月25日 南消防署定山渓出張所を南区定山渓温泉西1丁目に新築移転した。
- 7月13日～8月9日 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における消防特別警戒を実施した。
- 令和4年 (2022)**
- 3月30日 「非常勤消防団員の報酬等の基準」（令和3年4月13日付け消防地第171号通知）が通知されたことを受け、国が示す報酬基準額に合わせて「札幌市消防団条例」及び「札幌市消防団規則」を改正
- 3月31日 社会福祉施設等や宿泊施設の消防法令適合率及び施設関係者の防火・防災意識の向上について一定の成果が表れ、制度発足時に期待された効果を十分にもたらしたことから、「札幌市消防局法令適合情報提供サービス（愛称：消防“ホッと”インフォメーション）」を廃止した。
- 4月1日 岩田謙次札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、平馬昭彦南消防団長が第8代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。
- 7月1日 平馬昭彦札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、渡邊國善北消防団長が第9代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。
- 7月27日 札幌市地域防災指導員設置要綱制定当初に計画していた総勢246名の札幌市地域防災指導員の養成を完了した。
- 10月1日 「救急安心センターさっぽろ」の監督員業務を終了した。
- 令和5年 (2023)**
- 3月31日 岡本征仁消防局長が退任した。
- 4月1日 村井広樹警防部長が第25代消防局長に就任した。
渡邊國善札幌市10消防団連合協議会会長が退任し、山崎保清田消防団長が第10代札幌市10消防団連合協議会会長に就任した。
- 4月4日 防火・防災管理体制の検証指導業務を廃止し、自衛消防訓練実地指導業務（名称：自衛消防訓練サポート事業）の運用を開始した。
- 4月14日～4月17日 G7札幌 気候エネルギー・環境大臣会合における消防特別警戒を実施した。
- 8月25日 第51回全国消防救助技術大会が、17年振りに札幌市で開催された。

令和 6 年

(2024)

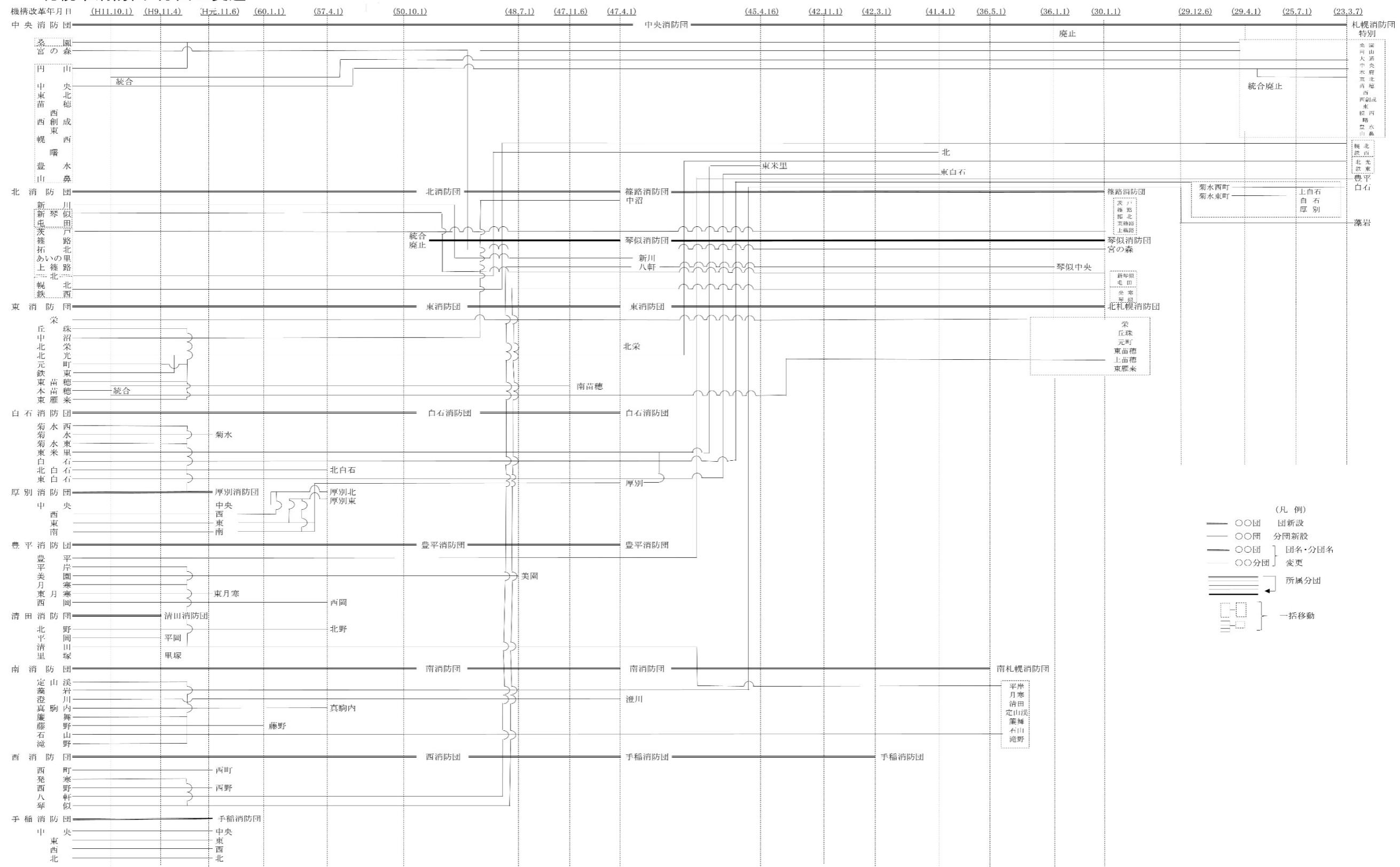
4 月 1 日 機構改革を行い、危険物係を廃止し、危険物保安係を設置した。また、消防科学研究所を機構上廃止し、消防科学に関する業務及びこれに対応する人員等を校務係に移管した。

歴代消防局長

代	氏名	在職期間
初代	瀬田 一雄	S 23. 3. 7～S 29. 12. 27
第2代	小松 久次郎	S 29. 12. 28～S 38. 3. 31
第3代	高松 高男	S 38. 4. 1～S 46. 5. 12
第4代	河口 義弘	S 46. 5. 13～S 50. 6. 30
第5代	足羽 收六	S 50. 7. 1～S 55. 8. 9
第6代	菊地 忠吉	S 55. 8. 10～S 58. 5. 31
第7代	後藤 義英	S 58. 6. 1～S 59. 12. 31
第8代	中目 啓市	S 60. 1. 1～S 63. 3. 31
第9代	谷 裕之	S 63. 4. 1～H3. 6. 30
第10代	前田 悅雄	H3. 7. 1～H5. 3. 31
第11代	中谷 多宏	H5. 4. 1～H8. 3. 31
第12代	吉本 朗生	H8. 4. 1～H9. 3. 31
第13代	高橋 彦博	H9. 4. 1～H11. 5. 31
第14代	石原 昭一	H11. 6. 1～H13. 3. 31
第15代	阪下 征哉	H13. 4. 1～H15. 3. 31
第16代	藤林 義廣	H15. 4. 1～H17. 3. 31
第17代	鈴木 幸夫	H17. 4. 1～H18. 3. 31
第18代	徳増 澄夫	H18. 4. 1～H20. 9. 15
第19代	松井 英樹	H20. 9. 16～H23. 3. 31
第20代	遠藤 敏晴	H23. 4. 1～H25. 3. 31
第21代	佐藤 有	H25. 4. 1～H28. 3. 31
第22代	大島 光由	H28. 4. 1～H30. 3. 31
第23代	萬年 清隆	H30. 4. 1～R2. 3. 31
第24代	岡本 征仁	R2. 4. 1～R5. 3. 31
第25代	村井 広樹	R5. 4. 1

札幌市消防団・分団の変遷

R6. 4. 1 現在



消防職・団員数などの推移 (1) (各年4月1日現在)

年	職員数		団員数		人口			世帯数			面積(km ²)		備考
	定員	現員	定員	現員	総人口	1km ² 当たり	職員1人当たり	総世帯	1km ² 当たり	職員1人当たり	総面積	職員1人当たり	
26	313	301	870	831	324,466	2,431	1,078	68,985	517	229	133.487	0.44	
27	319	295	870	832	334,462	2,506	1,134	71,346	534	242	133.487	0.45	
28	319	300	870	831	354,891	2,659	1,183	77,128	578	257	133.487	0.44	
29	319	312	870	832	370,951	2,779	1,189	81,215	608	260	133.487	0.43	
30	335	331	1,452	1,403	426,620	1,488	1,289	90,764	317	274	286.67	0.87	琴似町札幌村
31	335	334	1,452	1,348	444,382	1,564	1,330	98,671	347	295	284.15	0.85	篠路村合併
32	335	336	1,392	1,342	462,908	1,629	1,378	106,313	374	316	284.15	0.85	国土地理院の改測
33	357	352	1,392	1,352	478,389	1,684	1,359	120,755	425	343	284.15	0.81	
34	373	371	1,392	1,345	497,133	1,750	1,340	130,087	458	351	284.15	0.77	
35	389	388	1,392	1,348	523,839	1,844	1,350	135,783	478	350	284.15	0.73	
36	423	423	1,687	1,597	620,987	2,185	1,468	162,379	571	384	284.15	0.67	
37	442	440	1,687	1,608	656,173	651	1,491	173,161	172	394	1,008.67	2.29	豊平町合併
38	458	460	1,687	1,592	705,038	699	1,533	194,609	193	423	1,008.67	2.19	
39	471	476	1,687	1,572	750,315	744	1,576	210,348	209	442	1,008.67	2.12	
40	506	504	1,687	1,552	794,908	788	1,577	224,681	223	446	1,008.67	2.00	
41	530	538	1,537	1,482	830,153	823	1,543	235,605	234	438	1,008.67	1.87	
42	610	604	1,732	1,673	898,025	803	1,487	251,399	225	416	1,117.98	1.85	手稲町合併
43	662	661	1,732	1,692	935,902	837	1,416	266,765	239	404	1,117.98	1.69	
44	714	712	1,732	1,715	973,832	871	1,368	282,345	253	397	1,117.98	1.57	
45	773	769	1,732	1,700	1,010,123	904	1,314	312,234	279	406	1,117.98	1.45	
46	881	873	1,732	1,693	1,051,928	941	1,205	332,653	298	381	1,117.98	1.28	
47	1,002	989	1,800	1,741	1,099,102	983	1,111	354,308	317	358	1,117.98	1.13	
48	1,090	1,088	1,800	1,756	1,152,377	1,031	1,059	378,075	338	347	1,117.98	1.03	
49	1,154	1,151	1,800	1,747	1,201,498	1,075	1,044	403,471	361	351	1,118.01	0.97	小樽市の一部を編入
50	1,224	1,187	1,800	1,758	1,240,613	1,110	1,045	419,475	375	353	1,118.01	0.94	
51	1,237	1,229	1,800	1,758	1,275,548	1,141	1,038	438,151	392	357	1,118.01	0.91	
52	1,276	1,277	1,800	1,758	1,305,692	1,168	1,022	454,559	407	356	1,118.01	0.88	
53	1,345	1,341	1,800	1,758	1,333,713	1,193	995	469,739	420	350	1,118.01	0.83	
54	1,406	1,404	1,800	1,754	1,367,124	1,223	974	488,959	437	348	1,118.01	0.80	
55	1,451	1,447	1,800	1,744	1,401,757	1,254	969	508,823	455	352	1,118.01	0.77	
56	1,504	1,479	1,800	1,737	1,433,355	1,282	969	523,404	468	354	1,118.01	0.76	
57	1,546	1,521	2,000	1,821	1,465,000	1,310	963	539,352	482	355	1,118.01	0.74	
58	1,565	1,539	2,000	1,912	1,470,637	1,315	956	541,012	484	352	1,118.01	0.73	
59	1,565	1,539	2,000	1,914	1,498,534	1,340	974	555,484	497	361	1,118.01	0.73	
60	1,563	1,559	2,000	1,914	1,524,126	1,363	978	568,876	509	365	1,118.01	0.72	
61	1,568	1,567	2,000	1,918	1,544,090	1,381	985	566,276	507	361	1,118.01	0.71	
62	1,586	1,571	2,000	1,906	1,570,254	1,405	1,000	580,858	520	370	1,118.01	0.71	
63	1,586	1,585	2,000	1,906	1,597,285	1,429	1,008	595,703	533	376	1,118.01	0.71	
元	1,611	1,593	2,000	1,906	1,608,505	1,439	1,010	640,454	573	402	1,118.18	0.70	国土地理院の改測
2	1,611	1,617	2,000	1,963	1,637,019	1,460	1,012	659,678	588	408	1,121.18	0.69	
3	1,615	1,631	2,000	1,963	1,663,246	1,484	1,020	678,937	606	416	1,121.12	0.69	国土地理院の改測
4	1,632	1,639	2,000	1,953	1,687,144	1,505	1,029	689,055	615	420	1,121.12	0.68	
5	1,677	1,641	2,050	1,939	1,704,135	1,520	1,038	712,874	636	434	1,121.12	0.68	
6	1,696	1,668	2,050	1,999	1,719,210	1,533	1,031	725,970	648	435	1,121.12	0.67	
7	1,720	1,692	2,050	2,004	1,733,133	1,546	1,024	738,228	658	436	1,121.12	0.66	
8	1,750	1,730	2,050	1,974	1,750,627	1,561	1,012	753,663	672	436	1,121.12	0.65	
9	1,778	1,749	2,150	2,015	1,768,091	1,577	1,011	770,348	687	440	1,121.12	0.64	
10	1,778	1,774	2,150	2,062	1,782,770	1,590	1,005	785,511	701	443	1,121.12	0.63	
11	1,777	1,780	2,150	2,084	1,792,167	1,599	1,007	797,087	711	448	1,121.12	0.63	
12	1,778	1,770	2,150	2,030	1,801,327	1,607	1,018	811,361	724	458	1,121.12	0.63	
13	1,780	1,784	2,150	2,031	1,811,165	1,615	1,015	825,026	736	462	1,121.12	0.63	
14	1,785	1,791	2,150	2,017	1,822,992	1,626	1,018	840,496	750	469	1,121.12	0.63	

消防職・団員数などの推移 (2) (各年4月1日現在)

年	職員数		団員数		人口			世帯数			面積(km ²)		備考
	定員	現員	定員	現員	総人口	1km ² 当たり	職員 1人 当たり	総世帯	1km ² 当たり	職員 1人 当たり	総面積	職員 1人 当たり	
15	1,785	1,798	2,150	2,051	1,837,901	1,639	1,022	858,742	766	478	1,121.12	0.62	
16	1,783	1,781	2,150	1,990	1,849,650	1,650	1,039	875,223	781	491	1,121.12	0.63	
17	1,783	1,785	2,150	1,996	1,864,352	1,663	1,044	847,739	756	475	1,121.12	0.63	
18	1,779	1,782	2,150	1,947	1,869,180	1,667	1,049	907,775	810	509	1,121.12	0.63	
19	1,779	1,772	2,150	1,925	1,874,410	1,672	1,058	920,537	821	519	1,121.12	0.63	
20	1,778	1,753	2,150	1,914	1,880,138	1,677	1,073	933,311	832	532	1,121.12	0.64	
21	1,778	1,775	2,150	1,976	1,884,939	1,681	1,062	944,872	843	532	1,121.12	0.63	
22	1,778	1,773	2,150	1,953	1,891,494	1,687	1,067	956,041	853	539	1,121.12	0.63	
23	1,766	1,769	2,150	1,960	1,897,333	1,692	1,073	966,903	862	547	1,121.12	0.63	
24	1,752	1,764	2,150	1,930	1,904,319	1,699	1,080	979,158	873	555	1,121.12	0.64	
25	1,741	1,745	2,150	1,946	1,919,664	1,712	1,100	994,664	887	570	1,121.12	0.64	
26	1,741	1,738	2,150	1,914	1,928,932	1,721	1,110	1,007,764	899	580	1,121.12	0.65	
27	1,740	1,746	2,150	1,903	1,934,649	1,725	1,108	1,018,084	908	583	1,121.26	0.64	国土地理院の改測
28	1,738	1,761	2,150	1,820	1,941,127	1,731	1,102	1,029,750	918	585	1,121.26	0.64	
29	1,736	1,767	2,150	1,820	1,946,407	1,736	1,102	1,040,300	928	589	1,121.26	0.63	
30	1,734	1,763	2,150	1,856	1,949,947	1,739	1,106	1,050,295	937	596	1,121.26	0.64	
31	1,734	1,734	2,150	1,807	1,953,883	1,743	1,127	1,061,359	947	612	1,121.26	0.65	
2	1,733	1,732	2,150	1,696	1,969,686	1,757	1,137	967,464	863	559	1,121.26	0.65	
3	1,733	1,756	2,150	1,697	1,960,829	1,749	1,117	1,082,277	965	616	1,121.26	0.64	
4	1,733	1,761	2,150	1,721	1,958,694	1,747	1,112	1,089,802	972	619	1,121.26	0.64	
5	1,733	1,750	2,150	1,721	1,957,291	1,746	1,118	1,099,369	980	628	1,121.26	0.64	
6	1,733	1,733	2,150	1,668	1,953,592	1,742	1,127	1,106,405	987	638	1,121.26	0.64	

M E M O

主要原因別火

年	たばこ	火遊び	放火 (疑いを含む。)	ストーブ関係									合計	
				合計	ストーブ					煙突 煙道	取灰すす			
					計	灯油・ 廃油等	電気 ストーブ	ガス ストーブ	石炭・薪 その他の ストーブ					
23	7	1	3	57	14	-	-	-	14	34	※ 9	3		
24	6	6	1	60	10	-	-	-	10	40	※10	3		
25	14	6	11	70	12	-	-	-	12	43	※15	10		
26	12	10	3	86	9	-	-	-	9	66	※11	5		
27	12	8	10	90	5	-	-	-	5	69	※16	5		
28	16	13	11	102	11	-	-	-	11	76	※15	4		
29	15	7	13	105	18	-	-	-	18	75	※12	4		
30	6	11	7	83	12	-	-	-	12	58	※13	15		
31	16	8	9	100	11	1	-	-	10	76	※13	16		
32	15	12	12	98	13	-	-	-	13	69	※16	20		
33	22	14	9	107	18	1	-	-	17	69	20	21		
34	27	17	14	82	14	1	-	-	13	49	19	45		
35	28	22	19	81	18	3	-	-	15	42	21	54		
36	41	26	30	117	22	1	-	-	21	63	32	79		
37	44	19	13	107	15	2	-	-	13	65	27	66		
38	45	42	20	157	63	38	-	-	25	71	23	50		
39	53	32	22	165	71	40	2	-	29	60	34	53		
40	54	37	28	167	61	32	1	4	24	57	49	45		
41	57	32	35	160	80	53	-	1	26	46	34	34		
42	64	43	40	177	87	60	-	1	26	52	38	33		
43	64	32	45	135	45	29	-	-	16	58	32	39		
44	58	33	40	175	75	56	-	4	15	49	51	36		
45	66	39	32	110	64	50	1	-	13	32	14	20		
46	54	40	45	117	69	47	5	2	15	34	14	38		
47	66	57	36	130	73	52	3	2	16	35	22	31		
48	58	63	27	101	56	39	6	3	8	26	19	35		
49	84	51	16	104	64	50	6	-	8	26	14	35		
50	69	47	39	82	50	37	3	1	9	17	15	36		
51	88	67	54	117	69	58	5	2	4	28	20	45		
52	76	50	39	85	65	51	11	-	3	15	5	40		
53	54	43	54	94	66	50	3	4	9	22	6	38		
54	99	61	79	68	40	30	3	1	6	15	13	42		
55	79	52	35	76	59	49	4	2	4	14	3	46		
56	72	52	87	68	44	34	4	2	4	12	12	42		
57	90	36	58	56	38	31	3	1	3	12	6	41		
58	69	60	74	57	37	33	3	-	1	15	5	28		
59	70	46	55	57	36	26	5	1	4	9	12	30		
60	80	41	53	44	35	24	5	-	6	5	4	36		
61	69	29	71	50	37	28	4	-	5	10	3	59		
62	54	33	123	51	40	38	2	-	-	8	3	87		
63	53	45	88	41	36	26	7	-	3	4	2	100		
元	79	67	73	45	38	30	6	-	2	4	3	75		
2	49	36	86	34	25	20	2	1	2	4	5	55		
3	51	43	90	57	51	40	8	1	2	5	1	58		
4	59	35	83	54	48	38	8	-	2	3	3	57		
5	62	35	87	39	31	23	4	-	4	4	4	53		
6	54	51	101	44	36	27	3	2	4	6	1	57		
7	60	33	85	41	35	24	5	1	5	2	4	67		
8	64	32	176	35	29	21	4	-	4	6	-	74		
9	55	42	155	45	35	25	6	-	4	7	3	68		
10	55	50	138	49	34	27	4	-	3	7	8	64		
11	57	33	116	42	39	34	3	-	2	3	-	62		
12	78	27	126	36	32	24	4	1	3	4	-	69		
13	55	26	109	42	36	25	9	-	2	6	-	63		
14	98	48	164	32	31	22	6	-	3	1	-	113		
15	80	47	143	41	36	31	2	-	3	2	3	142		
16	61	50	145	39	36	22	11	2	1	3	-	123		
17	61	34	110	42	42	23	15	1	3	-	-	139		
18	57	12	166	53	49	28	16	-	5	4	-	123		
19	59	30	131	53	47	27	12	-	8	5	1	141		
20	64	43	144	41	33	21	10	-	2	3	5	111		
21	52	21	152	34	28	19	6	-	3	4	2	103		
22	54	23	134	39	36	23	10	-	3	3	-	102		
23	53	22	154	41	37	19	9	1	8	3	1	107		
24	48	21	118	35	30	14	9	-	7	4	1	87		
25	47	11	106	33	30	17	10	1	2	2	1	96		
26	64	12	82	45	40	16	15	4	5	5	-	74		

(注) 1. 取灰すすの※印はたき火、火消づぼなどの残り火を含む。
 2. 電気こて、アイロンの29年以前及び風呂かまどなどの34年以前並びにガスこんろの44年以前については、これらの分類が行われていなかったため不明である。

災 件 数 の 推 移 (1)

こ ん ろ						たき火	電気こて 電気 アイロン	風 呂 か ま ど					年
ガスこんろ			電 気	灯 油	七 輪・ 火 鉢 そ の 他			計	電 气	灯油	ガス	石炭薪	
計	プロパン等	都市ガス	こ ん ろ	こ ん ろ									
...	-	-	3	23
...	-	-	3	24
...	-	-	10	25
...	-	-	5	26
...	-	-	5	27
1	-	-	3	28
1	-	-	3	29
4	2	7	2	-	1	30
1	4	7	4	-	5	31
2	1	9	8	1	5	32
4	4	6	7	-	6	33
3	5	29	8	2	8	34
7	5	37	5	7	4	2	-	-	-	2	35
11	2	58	8	-	10	-	-	-	-	-	36
11	-	51	4	4	4	-	-	-	-	4	37
13	1	29	7	18	10	2	-	2	-	-	38
22	3	23	5	25	10	4	-	-	-	4	39
17	3	20	5	21	12	4	-	3	-	1	40
15	-	13	6	20	10	11	-	4	-	7	41
20	3	9	1	16	5	16	-	7	3	6	42
32	3	3	1	26	4	4	-	1	-	3	43
30	1	-	5	15	4	10	-	3	3	4	44
15	9	6	3	-	2	21	4	17	-	5	7	5	45
31	22	9	1	1	5	35	4	8	-	2	3	3	46
24	17	7	3	-	4	24	2	12	-	2	6	4	47
33	26	7	2	-	-	21	-	13	-	1	2	10	48
31	28	3	2	1	1	12	1	22	-	5	12	5	49
32	19	13	2	2	-	7	5	13	-	6	5	2	50
38	29	9	6	1	-	17	4	16	-	6	6	4	51
35	24	11	2	2	1	3	4	10	-	5	4	1	52
37	27	10	1	-	-	16	1	9	-	6	1	2	53
41	24	17	1	-	-	58	1	13	-	6	5	2	54
44	28	16	2	-	-	33	-	13	-	8	3	2	55
40	28	12	2	-	-	13	2	10	-	4	3	3	56
39	22	17	1	-	1	38	1	10	-	4	4	2	57
27	15	12	1	-	-	30	-	11	-	6	2	3	58
29	25	4	1	-	-	59	-	6	-	4	1	1	59
35	23	12	-	1	-	29	4	4	-	3	1	-	60
57	39	18	-	1	1	18	1	5	-	4	1	-	61
82	57	25	1	2	2	29	1	8	-	3	5	-	62
99	61	38	-	1	-	22	-	8	-	6	2	-	63
75	36	39	-	-	-	23	-	7	-	5	2	-	元
50	32	18	4	1	-	11	-	4	-	4	-	-	2
56	34	22	-	1	1	10	1	5	-	4	1	-	3
55	34	21	1	-	1	8	1	2	-	2	-	-	4
49	32	17	3	1	-	7	-	-	-	-	-	-	5
55	40	15	2	-	-	17	2	2	-	2	-	-	6
66	41	25	1	-	-	11	2	1	-	1	-	-	7
70	39	31	4	-	-	6	-	1	-	1	-	1	8
64	34	30	3	-	1	23	1	1	-	1	-	1	9
62	36	26	2	-	-	9	-	2	-	1	-	1	10
59	42	17	3	-	-	5	1	1	-	1	-	1	11
66	40	26	2	-	1	2	-	-	-	-	-	-	12
58	38	20	3	-	2	2	-	2	-	-	2	-	13
111	68	43	2	-	-	7	1	2	-	1	1	-	14
137	83	54	5	-	-	3	-	-	-	-	-	-	15
117	68	49	6	-	-	5	1	2	-	-	-	2	16
130	80	50	7	-	2	4	-	1	-	1	-	-	17
113	71	42	6	1	3	13	1	1	-	1	-	-	18
129	83	46	10	-	2	6	2	1	-	1	-	-	19
98	54	44	7	-	6	12	1	1	-	1	-	-	20
92	57	35	7	-	4	7	-	-	-	-	-	-	21
92	68	24	8	-	2	5	-	-	-	-	-	-	22
89	55	34	11	-	7	6	-	-	-	-	-	-	23
80	46	34	4	-	3	5	-	-	-	-	-	-	24
78	46	32	13	-	5	5	1	-	-	-	-	-	25
58	35	23	10	-	6	10	1	-	-	-	-	-	26

主要原因別火

年	たばこ	火遊び	放火 (疑いを 含む。)	ストーブ関係									合計	
				合計	ストーブ					煙突 煙道	取灰すす			
					計	灯油・ 廃油等 ストーブ	電気 ストーブ	ガス ストーブ	石炭・薪 その他の ストーブ					
27	44	8	92	26	22	15	3	-	4	1	3	94		
28	58	10	73	29	27	15	10	-	2	1	1	76		
29	44	12	57	38	34	18	9	1	6	3	1	77		
30	46	4	43	34	30	20	6	2	2	3	1	68		
令和元	53	6	51	31	29	16	8	-	5	1	1	59		
2	38	3	44	23	21	10	9	-	2	1	1	62		
3	36	5	52	32	27	15	4	3	5	4	1	69		
4	49	1	62	24	19	10	5	-	4	4	1	66		
5	34	7	46	34	26	19	3	3	1	6	2	68		

災 件 数 の 推 移 (2)

こ ん ろ			たき火	電気こて 電気 アイロン	風 呂 か ま ど					年	
ガスこんろ		電 気 こんろ			計	電気	灯油	ガス			
計	プロパン 等	都市ガ ス			七輪・ 火鉢 その他						
77	42	35	11	—	6	7	—	—	—	27	
50	34	16	16	—	10	2	—	1	—	28	
62	33	29	10	—	5	—	—	1	—	29	
53	34	19	8	—	7	6	—	—	—	30	
51	32	19	8	—	—	9	—	1	—	令和元	
54	33	21	4	1	3	5	—	1	—	2	
56	40	16	9	—	4	4	—	—	—	3	
52	40	12	8	—	6	4	—	—	—	4	
57	39	18	8	—	3	1	—	—	—	5	

救急業務

年	救急車(台)数			出動件数		搬送件数			医師等の搬送件数
	総数	実働車	非常用車	年間出動件数	人口1万人当たり	年間搬送件数	年間不搬送件数	搬送率(%)	
34	1	1	-	470	9.6	321	
35	1	1	-	532	10.4	440	
36	1	1	-	633	10.3	456	...	72.0	
37	1	1	-	620	9.5	444	...	71.6	
38	1	1	-	817	11.6	567	250	69.4	
39	2	2	-	1,271	17.1	916	355	72.1	
40	2	2	-	1,547	19.7	1,098	449	71.0	
41	3	3	-	2,582	31.5	1,899	683	73.5	
42	4	4	-	3,199	36.0	2,447	752	76.5	
43	6	6	-	3,962	42.8	3,116	846	78.6	
44	7	7	-	5,079	52.6	3,983	1,096	78.4	(不搬送件数中に含む)
45	10	9	1	5,318	53.1	4,266	1,052	80.2	
46	10	9	1	6,674	64.0	5,553	1,121	83.2	
47	10	8	2	9,273	85.0	7,912	1,361	85.3	
48	11	9	2	13,078	114.5	11,349	1,729	86.8	
49	13	11	2	15,160	127.9	13,209	1,951	87.1	
50	15	14	1	17,305	141.6	15,294	2,011	88.4	
51	18	15	3	18,568	144.7	16,874	1,684	90.9	10
52	19	16	3	20,980	159.8	18,878	2,096	90.0	6
53	20	17	3	22,563	168.0	20,471	2,074	90.7	18
54	21	17	4	23,772	172.3	21,663	2,101	91.1	8
55	22	18	4	26,829	190.4	24,539	2,275	91.5	15
56	23	19	4	27,847	193.4	25,454	2,373	91.4	20
57	25	21	4	28,681	194.9	26,176	2,474	91.3	31
58	25	21	4	29,620	197.1	26,989	2,597	91.1	34
59	26	21	5	29,219	191.1	26,434	2,755	90.5	30
60	26	21	5	30,562	198.1	27,807	2,723	91.0	32
61	26	21	5	30,633	195.4	27,828	2,787	90.8	18
62	27	22	5	32,707	204.7	29,741	2,913	90.9	53
63	27	22	5	33,679	209.7	30,571	3,075	90.8	33
元	27	22	5	36,045	220.7	32,730	3,315	90.8	31
2	27	22	5	37,513	225.9	34,055	3,458	90.8	23
3	28	23	5	38,348	227.6	34,935	3,413	91.1	22
4	29	24	5	39,786	231.8	36,097	3,689	90.7	21
5	29	24	5	40,979	236.6	37,451	3,528	91.4	14
6	29	24	5	43,202	249.2	39,053	4,149	90.4	14
7	31	24	7	45,703	260.1	41,371	4,332	90.5	26
8	31	24	7	48,708	275.4	43,625	5,083	89.6	134
9	32	24	8	50,058	280.4	44,800	5,258	89.5	360
10	33	25	8	52,308	291.3	47,115	5,193	90.1	243
11	34	25	9	56,873	315.2	51,427	5,446	90.4	210
12	34	25	9	61,290	337.8	55,331	5,959	90.3	310
13	37	28	9	64,070	350.9	57,588	6,482	89.9	688
14	37	28	9	67,707	368.3	60,590	7,117	89.5	590
15	37	28	9	71,757	387.6	64,439	7,318	89.8	736
16	38	29	9	74,624	401.1	67,373	7,251	90.3	553
17	39	29	10	75,936	406.6	68,207	7,729	89.8	564
18	39	30	9	75,893	404.7	67,987	7,906	89.6	435
19	40	31	9	75,179	399.7	67,324	7,855	89.6	338
20	40	31	9	69,875	370.7	62,170	7,705	89.0	387
21	40	31	9	71,470	378.0	63,445	8,025	88.8	673
22	40	31	9	75,575	398.6	66,598	8,977	88.1	842
23	40	31	9	79,247	416.1	69,294	9,953	87.4	1,041
24	40	31	9	83,277	433.5	71,931	11,346	86.4	1,190
25	40	31	9	85,707	444.4	73,338	12,369	85.6	966
26	40	31	9	88,162	455.6	75,297	12,865	85.4	938
27	40	31	9	88,507	456.0	76,173	12,334	86.1	1,042
28	43	32	11	91,426	469.5	78,847	12,579	86.2	1,040
29	43	32	11	93,614	479.7	80,891	12,723	86.4	924
30	45	34	11	98,182	502.3	85,467	12,715	87.0	300
元	45	34	11	102,309	522.3	88,431	13,878	86.4	280
2	45	34	11	90,783	462.8	76,945	13,838	84.8	185
3	45	34	11	97,852	498.8	81,645	16,207	83.4	128
4	46	35	11	115,969	591.3	92,165	23,804	79.5	94

(注) 昭和33年に、初めて救急車を配置した。それ以前は他の車両により救急業務を行っていた。

の推移(1)

搬送人員		出動隊延走行距離(km)		出動隊延所要時間(分)		人口 (各年10月1日現在)	年
年間 搬送人員	人口1万人 当たり	年間延 行走距離	出動1回 当たり平均	年間延 所要時間	出動1回 当たり平均		
471	9.7	487,734	34
445	8.7	510,994	35
505	8.2	614,769	36
482	7.4	651,349	37
612	8.7	702,991	38
1,065	14.3	743,629	39
2,058	26.1	787,027	40
2,058	25.1	818,723	41
2,604	29.3	887,564	42
3,368	36.4	925,083	43
4,442	46.0	965,568	44
4,733	47.3	1,000,421	45
6,087	58.4	1,042,921	46
8,475	77.7	126,113	13.6	335,590	36.2	1,090,483	47
12,005	105.2	172,578	13.2	455,947	34.9	1,141,678	48
13,955	117.7	219,229	14.5	566,651	37.4	1,185,514	49
16,136	132.0	252,051	14.6	669,534	38.7	1,221,963	50
17,711	138.1	267,001	14.4	689,744	37.1	1,282,767	51
19,780	150.6	307,386	14.7	852,527	40.6	1,313,011	52
21,455	159.8	318,147	14.1	883,231	39.1	1,342,740	53
22,784	165.1	336,563	14.2	903,785	38.0	1,379,733	54
25,782	183.0	380,281	14.2	1,058,918	39.5	1,408,744	55
26,755	185.9	392,431	14.1	1,051,222	37.7	1,439,554	56
27,654	187.9	378,134	13.2	1,032,514	36.0	1,471,637	57
28,557	190.1	381,459	12.9	1,063,536	35.9	1,502,505	58
27,886	182.3	364,108	12.5	981,888	33.6	1,529,293	59
29,237	189.5	382,184	12.5	1,093,878	35.8	1,542,927	60
29,291	186.8	395,900	12.9	1,140,836	37.2	1,567,724	61
31,116	194.8	391,699	12.0	1,154,143	35.3	1,597,702	62
32,147	200.1	402,281	11.9	1,172,182	34.8	1,606,206	63
34,697	212.4	436,227	12.1	1,266,301	35.1	1,633,296	元
35,980	216.6	455,739	12.1	1,350,730	36.0	1,660,819	2
36,727	218.0	472,787	12.3	1,486,854	38.8	1,685,110	3
37,888	220.7	521,200	13.1	1,712,826	43.1	1,716,624	4
39,168	226.2	511,120	12.5	1,790,797	43.7	1,731,670	5
40,919	236.0	531,608	12.3	1,985,625	46.0	1,733,860	6
42,946	244.4	565,975	12.4	2,196,625	48.1	1,756,968	7
45,279	256.0	616,583	12.7	2,517,791	51.7	1,768,777	8
46,275	259.2	632,177	12.6	2,577,766	51.5	1,785,319	9
48,774	271.6	662,946	12.7	2,796,311	53.5	1,795,914	10
52,951	293.5	715,350	12.6	2,980,250	52.4	1,804,258	11
56,890	313.5	771,745	12.6	3,139,707	51.2	1,814,390	12
59,167	324.1	793,605	12.4	3,298,088	51.5	1,825,621	13
61,933	336.9	828,165	12.2	3,409,301	50.4	1,838,125	14
65,761	355.2	885,870	12.3	3,605,387	50.2	1,851,125	15
68,535	368.4	916,967	12.3	3,824,002	51.2	1,860,379	16
69,201	370.6	927,031	12.2	3,900,119	51.4	1,867,466	17
68,923	367.5	948,172	12.5	3,987,267	52.5	1,875,278	18
68,108	362.1	945,159	12.6	3,938,334	52.4	1,880,935	19
62,788	333.1	875,288	12.5	3,709,727	53.1	1,885,046	20
64,041	338.7	907,930	12.7	3,843,703	53.8	1,890,869	21
67,240	354.6	975,035	12.9	4,162,839	55.1	1,896,225	22
69,843	366.7	1,020,803	12.9	4,412,177	55.7	1,904,615	23
72,500	377.4	1,081,158	13.0	4,834,031	58.0	1,921,069	24
73,850	382.9	1,108,801	12.9	5,111,957	59.6	1,928,482	25
75,831	391.9	1,118,615	12.7	5,254,276	59.6	1,934,941	26
76,634	394.8	1,113,976	12.6	5,300,061	59.9	1,941,078	27
79,383	407.7	1,149,902	12.6	5,611,090	61.4	1,947,127	28
81,411	417.1	1,149,955	12.3	5,743,004	61.3	1,951,640	29
85,999	440.0	1,190,705	12.1	5,909,851	60.2	1,954,662	30
88,898	453.8	1,230,643	12.0	6,097,772	59.6	1,958,774	元
77,284	394.0	1,118,636	12.3	5,629,416	62.0	1,961,682	2
81,973	417.9	1,241,230	12.7	6,364,372	65.0	1,961,618	3
92,585	472.1	1,552,399	13.4	8,131,029	70.1	1,961,298	4

救 急 業 務

年	救急車（台）数			出 動 件 数		搬 送 件 数			医師等の 搬送件数
	総 数	実働車	非常用車	年間出動 件 数	人口 1 万人 当たり	年間搬送 件 数	年間不搬送 件 数	搬送率 (%)	
5	46	35	11	119,872	612.2	99,302	20,570	82.8	83

の 推 移 (2)

搬 送 人 員		出動隊延走行距離(km)		出動隊延所要時間(分)		人 口 (各年 10月 1日現在)	年
年 間	人 口 1 万 人	年 間 延	出 動 1 回	年 間 延	出 動 1 回		
搬送人員	当 た り	走 行 距 離	当 た り 平 均	所 要 時 間	当 た り 平 均		
99.697	509.1	1.612.555	13.5	8.176.369	68.2	1.958.199	5

2024 消防年報 No. 72

令和6年8月発行

編集・発行 札幌市消防局総務部総務課

〒064-8586 北海道札幌市中央区南4条西10丁目

☎ (011) 215-2010 FAX (011) 281-0101